

営内神社等の創建

坂井久能

The Construction of Military Shrines

SAKAI Hisayoshi

はじめに

- ① 営内神社等の創建とその機能
- ② 営内神社と忠魂碑・忠霊塔・護国神社―第七師団の慰霊施設を中心として
おわりに

【論文要旨】

旧軍が軍用地または艦艇内に設けた神社を、営内神社・校内神社・艦内神社などと称した（以下、営内神社等と総称する）。営内神社等は、今まで殆ど顧みられず、研究もされてこなかった。それは何故なのか、という記録と記憶の問題とともに、収集したデータから営内神社等とは何なのかという基本的・概略的な大枠を捉えようとしたものである。

営内神社等は、法令上は神祠として扱われ、広義には軍施設内に設けられた神祠と定義することができる。稲荷神などを祀る事例が初期に散見することから、邸内神祠・屋敷神の性格を持つもので、艦内神社の船霊がそれに相当するであろう。しかし、やがてこの稲荷祠を天照大神などを祀る神祠に変えた事例が示すように、いわゆる国家神道下に天照大神や靖國神社祭神、軍神や殉職者などを祀る神祠に大きく変貌を見せるようになり、このような神祠が昭和に入ると盛んに創建された。後者を狭義の営内

神社等とみることができる。その性格は多様である。戦死病死者を祀った場合は、靖國神社・護国神社と共通する招魂社的性格をもちながらも、特に顕彰において役割の違いがあったと思われる。殉職者を祀った場合は、靖國神社と異なる招魂社性格をもったものといえよう。神祇を祀り武運長久等を祈る守護神的性格、敬神崇祖の精神を涵養し、神明に誓い人格を陶冶するという精神教育の機能なども見られた。招魂社的な神祠も、慰霊・顕彰とともに、尽忠報国を誓う精神教育の役割を備えていた。また、営内神社等は近代の創建神社の範疇に入るべき性格や、海外の駐屯地に営内神社を遷座・創祀したことから、海外神社に含めるべき性格ももっている。このように多様な性格を持つ営内神社は、軍が管理した神社として、近代の戦争と宗教を理解する上で極めて重要な神社であるといえる。今や数少なくなった軍の経験者の記憶の中から、また僅かに残された資料から、営内神社等とは何なのかを探る。

はじめに

旧陸海軍が、その施設内に設けた神社の内、部隊の衛戍地の場合に「営内神社」または「隊内神社」、軍設立の学校内の場合には「校内神社」、艦艇内の場合には「艦内神社」と称した。また、軍の工場内に建てられた神社を「構内神社」、海兵団内の神社を「団内神社」と呼ぶ事例もあった。以下、これらの軍が創建した神社を、便宜上「営内神社等」と総称する。この他に、旧陸海軍が管理した神社としては靖国神社があった。

営内神社等は、旧軍が軍用地または艦艇内に建設した神社であることから、公的性格を持つものである。しかし、戦前期において神社を管理した内務省神社局や、神祠等を扱った内務省警保局の管轄にも属していない。営内神社等を法令上考察した事例を殆ど見ないが、昭和十七年に海軍兵学校教授嘱託であった鎌田春雄は「八方園神社ハ海軍兵学校内ニ設ケタル神社ナルガ故ニ之ヲ法令上私邸内神祠又は第内社トイフ。軍艦内ノ神社モ然レバ家毎ニ祭ル神棚モマタ同ジ、禁令トシテハ一般公衆ニ参拜セシムルヲ得ザルノ制アリ」と述べ、海軍兵学校の八方園神社などの校内神社や艦内神社などを、「神社」と区別して「私邸内神祠」「第(邸)内社」に位置づけている。法令上はどのように扱われたということである。このことから、法令上は「神社」ではなく、「営内神祠」「営内祠」などと称すべきで、そのように記した事例もある。本稿ではそのことを踏まえた上で、より広く呼称された「営内神社」と記すことにする。

営内神社等はさまざまな性格を備えていた。その軍施設内に設けられた神祠ということでは邸内神祠であり、初期の営内神社・校内神社に稲荷神を祀った事例が散見することから、鎮守神的・屋敷神的な性格をもつたものといえる。営内神社等の祭神は、いわゆる神祇を祀った場合と戦死病没者・殉職者を祀った場合がある。戦死病没者を祀った場合は、靖

国神社や招魂社・護国神社と共通する招魂社的な性格をもつものである。殉職者を祀った場合は、靖国神社とは異なる招魂社的な性格を示し、営内神社等の特色ともいえるべきものである。神祇を祀った場合は、天照大神が最も多く、次いで武神や、兵科または土地ゆかりの神を祀った事例も見られた。営内神社等は、兵営創設の頃の稲荷祠などに見る邸内神祠の性格を持った初期的な段階から、いわゆる国家神道下に多くの神祠が創設される段階へと発展する。ここでは、国家神道下に最高の位置づけをされた伊勢神宮と靖国神社の祭神が営内神社等で主に祀られ、いわゆる国家神道を具現化した神祠という性格をそこに見ることが出来る。神祇を祀り戦没者を顕彰する神社として創建されたことにおいては、近代の創建神社の範疇に入るべき性格の神社でもある。また、その部隊が海外に派兵すると、駐屯地に営内神社を遷座・創祀する事例が多くあり、海外神社としての性格も見いだせる。営内神社等建設の意図や果たした役割を考えると、そこに軍隊の精神教育の場としての機能を見ることが出来る。このように営内神社等は、軍と直接的な関係を持ち、招魂社・邸内神祠・創建神社・海外神社などとも通じる多様な性格を持った神社であり、近代の戦争と宗教を理解する上で極めて重要な神社であるといえよう。

今、営内神社等は軍の管理から離れて六十年以上経過し、多くは朽ち、基礎のみ残る状態や、撤去されて跡形もない状態となっている。関係者の高齢化が進む中で、記憶からも忘れ去ろうとしている。元来殆ど記録されてこなかった神社が今、神社としての形も記憶も失われようとしているのである。このようなことから、営内神社等の調査は急務のことと思ひ、関係資料を蒐集し、現地を訪ねて現状を把握し、関係者から聞き取りを行ってきた。もとより営内神社等の全貌すらわからない状態であるため、記録や現地調査も十分なものではない。関係者の語りも、今となっては創建者や祭神の遺族からの聞き取りは不可能に近く、殆どは当

時部隊や学校にいた兵士や生徒である。管内神社等で継承されてきた記録や記憶、関係者の語りがどのような意味を持つのかも含めて、蒐集したデータをもとに、管内神社等の創建とその背景、果たした役割などを探っていくことが本稿の主題である。

管内神社等については、今まで殆ど顧みられることなく、研究の対象にもされてこなかった。元康宏史氏が軍都金沢に管内神社を位置づけた論⁽²⁾はその点で注目されるものであり、その他に大原康男氏が戦没者を祀る小祠として管内社に言及し⁽³⁾、木口亮氏が沼津海軍工廠の大神宮の現況について紹介し⁽⁴⁾、一ノ瀬俊也氏が浜田聯隊の御稜威神社の創建を聯隊の顕彰活動の一環として論じるなど⁽⁵⁾、管内神社等に論及したものがわずかながらある。筆者も管内神社に注目して資料収集を重ねてきたが、未だその全貌をつかめないでいる⁽⁶⁾。このように、管内神社等の研究は緒についたばかりであり、本稿ではそれ故に管内神社等の基礎的研究として、未だ調査不十分ではあるが拙論を提示して今後の研究の発展を期したいと思っている。

●管内神社等の創建とその機能

1、創建の時期とその背景

(一)最古の管内神社は

管内神社・校内神社・構内神社等を確認しているのは、台湾・樺太・朝鮮（戦前期の呼称、以下同じ）を除いて約一五〇社で、本稿末尾に一覧表を掲げた。そのうち創建年代がほぼわかるのは九六社で、年代別に見ると表1のようなになる（紀元二千六百年を記念して創建された神社で、創建年の記載がないのは「昭和

表1 管内神社等の創建年

創建年	数
明治	31
	38
	41
大正	1
	5
	9
	14
	15
昭和	2
	3
	4
	5
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	15頃
	16
	17
	18
	19
	20
合計	96

十五年頃」とした。

最も古いのは、赤羽に兵営を構えた工兵第一大隊の「管内神社」である。昭和三年の『工兵第一大隊歴史概要』に、明治三十一年一月二十九日の同社鎮座式について、大隊歴史から引用するとして次のように記されている⁽⁷⁾。

二十九日午前零時管内神社祭神鎮座式を施行す。是より先大隊長榊原昇造部下將校と相謀り管内に、御歴代の皇靈天神地祇、明治十年及同二十七八年戦役中國家の爲に斃れたる當隊將校下士卒の靈を合祀する祠宇を建立せんことを企圖し、協心經營の後當隊創立以來籍をよせたる將校以下總員六百六十一名の賛助を得て三十年六月一日より着手し同年九月二十一日完成を告げ茲に初めて祭神を鎮座し奉る

『工兵第一大(連)隊史』にも「赤羽招魂社(管内神社)縁起」を載せ、「我國軍最古の神社」と記している⁽⁸⁾。このことは、管内神社として当社が最古のものであると認識していたということである。管内神社等を、「旧軍施設内にあつた神社(神祠)」、というように広義に捉えれば、後述のように明治四十一年に松本に設置された歩兵第五十聯隊は、兵営ができる以前の稲荷祠を取り込んで祀っており、その稲荷祠の創建は元和年間と伝えるので当社よりはるかに古いものとなる。しかし「はじめに」

で述べたように、管内神社等は屋敷神（邸内神祠）的な性格からいわゆる国家神道下に大きな性格の転換を見せており、そのことから管内神社等を「旧軍がいわゆる国家神道下に創設した神社（神祠）」として狭義に、または第二段階として捉えれば、当社はその確認できる最古の管内神社と位置づけることができるであろう。いわゆる国家神道下に創建された管内神社等は、その時期に最高の位置づけをされた伊勢神宮や靖國神社の祭神を祀る事例が多く、当社も皇祖皇宗・天神地祇や戦死・殉職者の霊を祀っており、この後に創建される多くの管内神社等の性格を既に備えたものといえよう。⁽⁹⁾

(2) 紀元二千六百年祝典と管内神社等

管内神社等の創建は、昭和三年以降増加の傾向を示し、創建年が確認できる神社の約九割が同年以降である。昭和三年に若干多いのは、即位大札に関わるものと思われる。同年創建の海軍兵学校八方園神社について「十一月二十三日、御大典記念事業トシテ八方園神社御創建」⁽¹⁰⁾、久留米の工兵第十八大隊の忠魂祠について「當隊御大典記念事業ノ一端トシテ忠魂祠建設」⁽¹¹⁾などあるからである。

昭和十年以降急増し、同十五年前後にピークとなる。これは、昭和十五年の紀元二千六百年祝典が背景として考えられる。「慶祝ノ典ヲ舉ケテ肇國ノ精神ヲ昂揚セントスルハ朕深ク焉レヲ嘉尚ス」との勅語にみられるように、この祝典にあたって肇國の精神を昂揚するような記念事業が多く行われた。神社や神棚の建設、奉安殿の建設、国旗掲揚塔の建設、英靈顕彰事業などであり、官庁におけるその状況を示したのが表2である。

神社整備とは、既にその機関等にある神社の整備事業を行ったことをいう。各省管轄の神社（神祠）の造営四十四カ所に、整備された神社を加えると五十八カ所になる。陸軍省の場合が管内神社・校内神社等であ

表2 紀元二千六百年記念事業

殉職者慰霊碑	英靈顕彰	御眞影奉安庫	勅語奉安庫	国旗掲揚塔	神棚・神殿	神社整備	神社造営	大蔵省	陸軍省	司法省	文部省	通信省	鉄道省	厚生省	合計
							1		9	6	4	12	11	1	44
1	1			3	1	7									
				1	4	4									
	2	23	1	18	2	1									
	2		2	10	13	1									
2					2	1									
2	5	24	3	34	21	14	44								

〔「紀元二千六百年祝典記録」第十七卷・十八卷による〕

り、この事業で九社創建された。他の省の場合は「構内神社」といわれ、郵便局や鉄道関係で多く造営された。官庁以外の「其ノ他内外各地ニ於ケル事業」では、「神社造営並ニ境域擴張整備」事業が六三五件あり、⁽¹²⁾軍隊内ばかりでなく全国のさまざまな機関で神社建設が行われた。この時期における管内神社等の創建は、これらの趨勢の中で捉えるべきものであることを示している。

(3) 管内神社等とともに増加したもの

昭和十年以降の管内神社等の急増とともに、次の事項も同じようにこの頃急増しているの、その状況を見てみよう。

① 神宮大麻の頒布数・神宮参詣者数⁽¹³⁾

大麻の頒布数は、昭和初期に六百万体代で漸増していたが、表3で見るとように昭和十二年に一挙に約八十六万体制増として以後急上昇を続け、昭和十八年には千戸比率が九〇九、昭和十九年に一三四〇万体制という最高値に達した。神宮参拝数も、昭和十二年に一挙に約百七万人増やし、急上昇した。この年の参宮人数の内小学児童は約百二十万人で、参宮数の二十一・五パーセントを占めている。鉄道省は同年に参宮児童の旅客料金を児童数の二割無償とする告示を⁽¹⁴⁾発し、小学校修学旅行での参宮の

表3

①神宮大麻全国頒布数と千戸比率
年度別表、神宮参拝人数表

年度	頒布数	比率	神宮参拝人数
昭和 6	6,250,069	500	3,220,946
7	6,346,367	501	3,339,245
8	6,652,777	521	3,642,386
9	6,904,471	528	3,783,412
10	7,252,204	539	4,156,119
11	7,802,579	548	4,373,626
12	8,660,637	584	5,541,367
13	9,486,829	599	6,558,616
14	10,259,191	626	7,326,623
15	10,438,046	671	

②特別授与の大麻奉斎数

年度	官署	公署	学校	合計
昭和 5	627	1212	2635	4474
8	1342	2155	5016	8513
10	2333	3019	7468	12820

高まりに対応している。

② 別大麻及び特別授与の大麻

神宮大麻には、通常の頒布大麻と授与大麻（神宮では両者を分けてい
る）の他に「別大麻（特別大麻）」がある。宮内神社等で神宮奉斎の場
合は、別大麻を授与される場合が多いので、その由来から見ておこう。
明治四十三年十一月に神部署長が大官司に稟請した文書に次のように記
されている。

近來學校軍隊若クハ朝鮮臺灣等ノ民團ニ於テ神殿ヲ設ケ神宮崇敬ノ
誠ヲ致シ度旨ヲ以テ奉齋スヘキ皇大神宮大麻拜受方出願ノ向續々有
之候處從來授與候各種大麻ニハ右永久奉齋ニ適當ノモノ無之篤志者
ノ衷情ヲ暢ヘシムルノ道ニ於テ遺憾不尠候ニ就テハ別紙（省略）圖
案ノ通稍耐久ノ製作ニ依ル別大麻ノ一種ヲ増加シ學校軍隊其他公民
團等ノ特別ナル願出ニ限り御饌奉奠祈禱ノ上授與候様致度條御認可
相成度此段及稟請候也

この稟請は翌月に認可され、翌年には豊受大神宮別大麻も認可されて

奉製が始められた⁽¹⁵⁾。通常の大麻より耐久性を持たせ、軍隊や学校、海外
神社などでの奉斎の求めに応じて、特別に授与する大麻であるという。
耐久性があるということは更新を必要としないことであり、後述のよう
に艦内神社での事例を見ると厳肅な「修祓式」「授与式」を行っている
ことなどから、分霊の意味を持ったものと見ることができ⁽¹⁶⁾。

一方、昭和五年に、官公庁・学校などで神宮神部署に申請すれば無償
で授与される神宮大麻特別授与の制が設けられ、以後の授与の状況が神
宮神部署の時報『瑞垣』に三カ年分記載されているので、表3の②に掲
げた。三年間で急速な上昇を見ることができるとともに、特に学校への
授与が多い。これについて『瑞垣』第九号（昭和九年三月発行）に「か
く大麻奉斎学校がとみに増加したのは、最近学校教育が敬神を基調とし
て進められつゝ、あることを物語るものである」と解説されている。『瑞
垣』第十六号（昭和十一年一月）には、「神宮神部署より神宮大麻の特
別授与をうけ、正廳會議室事務室或は講堂、職員室等に設置せる神棚に
奉齋し、職員若くは職員、學生、生徒、兒童をして、毎朝奉拜せしめて
ゐる官公署學校は、左記一覽表の如く、昭和十年八月末日現在において、
一萬八百九十七を數へ、本法のはじめて實施された昭和五年度總數より
六千四百十七の、昨年八月末日現在數より千八百二十二の増加を見せた」
とある。官公署の正庁や学校の職員室などに神棚を設けて大麻を奉斎し、
毎朝奉拜させるということが昭和五年以降に多くなった状況を述べてい
る。

③ 神棚の設置

このような官公署や学校への大麻授与と、それに伴う神棚・神殿の設
置は、『瑞垣』の昭和十年頃の記事に類出するようになる。例示すると
次の如きである。

・富山縣警察部では、建國祭を機として警察署員の精神作興をはかる

ため、二月八日特高課長神崎警視が参宮、大麻十九體を拜受し、縣下各警察署に奉齋した。

・大阪鐵道局では、管内従業員に敬神思想を涵養するため、紀元節の佳日に職員代表三十四名が参宮、御神樂奉奏の上、大麻二百體を拜受して、管内の各驛、機関庫、車掌所、通信區、購賣所等に奉齋した。
・(群馬)同縣當局においては、先年來各中等學校長と協議を重ねてゐるが、皇祖崇敬の施設としては、皇大神の神殿を建設し大麻を奉齋することに決定し、工費を各學校に交附して、その建設方を奨勵した。：既に四十二校中十九校まで竣工を見るに至った。

・大阪府工場防護團は九百六十の府下工場に神宮大麻を奉齋することに決定した。(以上は『瑞垣』第十三号、昭和十年三月発行)

・三重県下全警察署の神宮大麻奉齋(『瑞垣』第十四号、昭和十年六月発行)

県下の警察署や鉄道局管内の職域、中学校などに一斉に神棚を設け、大麻を奉齋させるというところに、時代の雰囲気を見ることが出来る。この傾向は先に見た紀元二千六百年祝典まで継続して一層の展開を見せることになる。

④ 海外神社の創建

このような国内における大麻の授与や神棚・神祠の建設の増加は、海外に住む日本人居留民などにもみられた。彼らの求めにより、神宮で「別大麻」を授与した記事が『瑞垣』に掲載されており、昭和八年度から十一年度までの四年間に四十五(年別には六・十・十二・十七)の神祠に別大麻を授与した⁽¹⁷⁾。海外神社についてはさまざまな形態があり、満州国における神社の形態をまとめた嵯峨井建氏は、(1)国家的神社、(2)都市型神社、(3)開拓団神社、(4)軍隊内神社、(5)その他、の五つの形態に分類している⁽¹⁸⁾。そのうちの(4)が、海外に進駐した部

隊などが建設した管内神社であり、国内の管内神社との関係ばかりでなく、他の海外神社とも関連して捉えるべきものである。ここでは、佐藤弘毅氏の「終戦前の海外神社」「戦前の海外神社―朝鮮・関東州・満洲国・中華民国―」により、上記(4)を除いた海外神社の創建年をまとめたのが表4である。これによると、国や地域により違いがあるものの、昭和十五年の紀元二千六百年記念祝典前後をピークにして、昭和十年頃から上昇している様子を見ることが出来る。特にここに掲げた海外神社総数の約三分の二が、朝鮮における神祠であり、昭和十四から十六年の三年間に集中している。国民精神総動員運動が開始されると、朝鮮や台湾で皇民化政策が本格的に展開し、朝鮮では昭和十三年から総督府による「一面一神社政策」がとられた結果、神祠の急増となつてあらわれ、その多くが「神明神祠」であつた。満洲でも天照大神を祀る神社が殆どで、祀っていない神社は僅か十七社しかない⁽¹⁹⁾。

以上、管内神社等とともに増加したものとして、①③にみる謂わば神宮崇拜の昂揚とそれによる神棚や神祠の創建、さらにはそれが④の海外における神祠建設にまで及んでいる状況を述べた。このような動きをもたらした背景を、当時の史料から探ってみよう。大麻奉齋や神棚設置については、上記に「精神作興をはかるため」「敬神思想を涵養するため」「皇祖崇敬の施設として」などとあり、『瑞垣』第二十一号(昭和十二年五月)によると、滋賀・島根・長野・富山・広島・福井・神奈川・京都・佐賀・和歌山県では、県庁正庁や議場・知事室・応接室などに大麻を奉齋し「毎朝職員奉拜」せしめていると記している。学校関係に多いことについても「最近學校教育が敬神を基調として進められつ、ある」と説明されている。『瑞垣』第十三号(昭和十年三月)には、「今日我國では、到る處に国民精神の作興が叫ばれ、一般社會においても、學校においても、敬神教育が尊重されて來た。随つて、神殿を設けて神宮大麻を奉齋する工場官衙學校等が最近非常に増加した」と記されており、神殿の建

表4 海外神社の創建

創建年	樺太	台湾	朝鮮	朝鮮神祠	満洲	中華民国	南洋群島	合計
明治 15			1					1
23			1					1
30		1						1
31			1					1
32								0
33		1						1
38			1		1			2
39		1	1					2
40			2					2
41			1		2			3
42	1		2		4			7
43	3		1		1			5
44		1	1					2
45		3	2		1			6
大正 2	1		1		1			3
3	2			1	4		1	8
4		3	1	1	10	2		17
5		2	10	1	1			14
6			7	10	1		1	19
7		1	4	20	2	1		28
8		2	1	7	5	2	1	18
9	1	1	1	3	4			10
10	30		2	6				38
11	16		2	7	3			28
12	10	1	5	16				32
13	2	1	2	19	2		1	27
14	3		2	9	2			16
15	4					1	1	6
昭和 2	4	1		20	1			26
3	4	1	4	26			1	36
4	6	1	2	25	1			35
5	7		1	7		1	1	17
6	9	1	1	2	1			14
7	1			14	1			16
8	4		1	13	7	1	1	27
9	3	2		25	9	1	1	41
10	1	4	1	32	11	2		51
11	1	7	1	25	21	1	2	58
12	8	7	3	22	17		1	58
13	2	6		9	12	2		31
14		5	3	171	23	2	8	212
15		5		126	36	21	4	192
16		3	1	157	36	10		207
17				52	35	5		92
18			3	61	43			107
19			7	26	17			50
20			2					2
不明	5	7				5	3	20
合計	128	68	82	913	315	57	27	1590

*佐藤弘毅「終戦前の海外神社一覧」(『神道史大辞典』付編)により集計した。但し、朝鮮神祠については同氏「戦前の海外神社一覧Ⅱ-朝鮮・関東州・満洲国・中華民国-」(神社本庁教学研究部紀要第三号)による。

設や大麻の奉齋が盛んになった背景を、国民精神の作興が叫ばれ敬神教育が尊重されてきたことによると述べている。ここで国民精神作興や敬神教育の展開について詳述する紙幅の余裕はないが、概略を述べておこう。昭和三年の田中義一内閣の時に治安維持法改定や特別高等警察設置、昭和天皇の即位大札などを契機に思想統制が強まり、翌年に国民精神作興などを掲げた「教化総動員運動」を文部省が進めるなど、全国的な「思想善導」のための教化運動が展開された。さらに政府は「思想対策協議

委員会」や「教学刷新評議会」を設置して日本精神の浸透を図り、日中戦争が始まると国民精神総動員運動を展開して、国民精神作興・肇国精神強調などの思想統制を組織的に行い、紀元二千六百年記念祝典で日本精神の昂揚は最高潮に達した、という大雑把ながらの経緯がある。この国民精神作興・総動員の運動の中で、参宮や大麻の奉齋、神棚や神祠の創建が進展したということである。管内神社等が昭和期に盛んに創建されたのも、これらの動きの中で捉えるべきであろう。

2、管内神社等はどのようにして建てられたのか

(1) 管内神社の創建

① 創建に至るまでの諸段階

管内神社はどのようにして創建されたのか、ということについて、東京中野に兵営があった電信第一聯隊の管内神社「電信神社」を事例として探ってみる。同聯隊は、明治十年の西南戦争に従軍した電信掛に始まり、変遷の後大正十一年に電信第一聯隊となり、昭和十四年相模原に転営した⁽²⁰⁾。電信神社については、『日本工兵写真集』に同社案内板の写真を載せており、次のように判読できる。

電信神社

本神社ハ電信神社ト稱シ奉リ昭和十一年八月十八日ノ鎮座ニシテ天照皇大神（註）ニ電信第一聯隊電信聯隊電信大隊電信教導大隊戦病死者殉職者英靈ヲ合祀ス

例祭 聯隊創立記念日

奉祀ノ由來

電信神社ヲ奉建セル地域ハ從來ノ招魂式祭壇ニシテ聯隊創立以來日二月ニ樹木繁茂シ幽邃森嚴ニシテ自然ノ神域タリ
此神域ヲトシ神社ヲ奉建シ將兵日夜拜禮シ勅諭勅語ノ奉體ト共ニ敬神崇祖ノ念ヲ向上シ肇國精神ノ發揮國體明徴ノ徹底ヲ期スルノ念願何時ヨリトモナク鬱然トシテ勃興セリ偶々滿洲事變ニ際會シ事變ニ參與シタル將兵ハ夫々恩賞ヲ辱ウセリ 天恩ノ洪大ニ感激セル一同ハ茲ニ豫テノ念願達成ヲ期シ賞典ノ一部ヲ醸金シ神社奉建ノ資ニ充ツルコトトナリ昭和十年九月二十九日伊勢神宮ヨリ分靈ヲ拜受昭和十一年七月二十七日靖國神社ノ御神璽ヲ拜受シ將校團准士官下士官團酒保材料廠職工及電一會等ノ寄附ヲ加ヘ兵員亦

進ンテ神域ノ基礎工事ニ奉仕シ昭和十一年八月十八日鎮座祭ヲ奉行シ茲ニ電信神社ノ奉祀完ク成ル 以上
この史料をもとに、創建に至る流れをたどってみよう。

【創建理由】 右史料から「將兵日夜拜禮シ勅諭勅語ノ奉體ト共ニ敬神崇祖ノ念ヲ向上シ肇國精神ノ發揮國體明徴ノ徹底ヲ期スルノ念願」によるものといひ、將兵の精神教育に役立てるためであった。この創建理由については後述する。

【創建費用】 右史料から、將兵の滿洲事變の「賞典ノ一部ヲ醸金」したものに寄付を加えたとある。他の管内神社等の事例でも、將兵の寄付による場合が多く、將校集会所・酒保資金からの支出なども見られた。公費を充当することは特別な場合を除いて行われなかったようである。これも後述する。

【建設認可】 右史料に記載はないが、陸軍用地に神社を建てる場合には陸軍大臣の認可が必要であった。電信神社の認可申請については次の史料がある。⁽²²⁾

近經營甲第一五三號

土地使用許可ニ關スル件伺

昭和十一年三月二十六日 近衛師團經理部長 岩永勝典 印

陸軍大臣 伯爵 寺内壽一 殿

電信第一聯隊庭内ニ別紙ノ通神社建設ニ關シ左記条件ニ依リ許可差支ナキヤ指示セラレ度

追テ所管長官モ同意ニ付申添フ

左記

土地ハ貸与ニ依ラス左記条件ニ依リ單ニ陸軍用地上ニ神社建設ヲ許可ス

- 一、土地使用面積 八拾八坪（「百九拾貳坪」を抹消、筆者記す）
- 二、土地使用ハ無償トス

三、軍事上必要ヲ生シタル場合ハ何時ニテモ指示通り管理者ニ於テ
處理スルコト

大臣ヨリ近衛師團經理部長へ指令案

三月二十六日附近經營甲第一五三號伺ノ通認可ス

陸普第二五一八號 昭和十一年五月二日

神社建設のため土地使用許可を伺い、土地は貸与ではなく、それ故に軍事上の必要が生じたら直ちに処理することを条件としていた。この申請は、一ヶ月余り後に陸軍大臣から認可された。

【勞力奉仕】 右史料に、基礎工事は兵員が進んで奉仕したとある。将兵の拠金と勞力奉仕は、完成後の神社が精神教育の役割を担うことを考えると、重要な意味を持つものといえるであろう。

【祭神奉齋】 電信神社の祭神は、天照皇大神と電信第一聯隊（及びそれ以前の電信隊）の戦病死者・殉職者英霊であるという。その祭神奉齋について、天照皇大神の場合は「伊勢神宮ヨリ分靈ヲ拝受」とある。「分靈」という表現から、既述の別大麻を授与されたものと思われる。戦病死者・殉職者英霊については「靖国神社ノ御神璽ヲ拜受」したとある。この時期の靖国神社は、靖国神社庶務書類によると、靈璽簿と御靈代（通常は神鏡）を調製して厳肅な祓式執行の上授与しているので、「御神璽ヲ拜受」とはそのことをさすものと思われる。但し、宮内神社の場合は御靈代として神剣を授与された場合もあるので、剣であった可能性もある。例えば近衛歩兵第二聯隊の宮内神社「護皇神社」をみてみよう。『或る近衛聯隊の記録』によると、「護皇神社」は、昭和七年将校集会所の裏山の一角に当時の聯隊長安井藤治が創建し、「御神体は靖国神社の分剣と、軍旗の下に死歿した先輩同僚の御魂で、その芳名を当時の聯隊副官で能書家の皆実少佐が謹書して納めた」と記されている⁽²³⁾。このことについて、靖国神社の「昭和八年庶務書類」に関係文書が納められている。昭和八

年一月十八日付近衛歩兵第二聯隊から靖国神社宮司賀茂百樹宛「號外」に、「當隊神社靈代トシテ神剣一口授與相成度候」とある。この當隊神社が護皇神社であろう。宮司は同月二十一日付「靖庶第一九號ノ二」で「一月十八日號外ヲ以テ靈代ト為スヘキ神剣授與ニ関シ御申出ノ件承知致候 右授與神剣ハ當神社例大祭ニ神前ニ奉奠セラレシモノニ有之候間將來ニ対シ特ニ御注意ヲ得度為念申添候」と回答した。この神剣が『或る近衛聯隊の記録』にいうところの「靖国分剣」であり、死没将兵の御靈代として祀られることになったものである。靈璽簿は聯隊副官が謹書したとあり、靖国神社に作成を依頼しなかったようであるが、その場合でも祓式には持参することになっていた。

電信神社は、戦病死者と併せて殉職者をも奉齋したという。右史料は、伊勢神宮から分靈、靖国神社から神璽を拝受したことをのみを記し、殉職者は靖国神社に合祀されないで、どのように奉齋したのかは詳らかでない。次の史料は歩兵第七聯隊が昭和四年十月に戦病死者と平時勤務中公務のため殉職した者の靈を祭祀するため、靖国神社に御靈代の下付を願ひ出た文書の回答である。

靖庶第一六〇號ノ二 十月四日 靈代調製ニ関スル件 社務所ヨリ
歩兵第七聯隊へ

貴隊出身戦病死者ニシテ當神社祭神竝ニ平時勤務中公務ノ為殉職セ
ル者ノ靈ヲ鎮祭セン為靈代調製ノ儀申出ノ趣了承左記ノ通承相成
度候也

記

- 一、靈代及奉安スヘキ辛櫃、祓式ノ神饌品代トシテ金五拾圓ヲ要ス
承知セラレタシ
- 二、祭神ノ官等位勲功爵氏名ノ連名簿提出セラレタシ
- 三、平時勤務中公務ノ為殉職者ハ當神社ノ祭神ニアラサルガ故ニ前
項連名簿トハ別記セラレタシ（下略）

これによると、殉職者も別記した連名簿を提出すれば、靖國神社で戦病死者とあわせて御霊代に鎮霊してくれたようである。電信神社の場合、戦病死者・殉職者に対応する記載は靖國神社の神霊しかないもので、殉職者については別に連名簿（霊璽簿）を提出して、第七聯隊の事例のように靖國神社調製の御霊代に戦病死者とあわせ奉齋したことが想定される。

〔鎮座祭〕昭和十一年八月十八日に執行したとある。これのみで詳細がわからないので、ここでは千葉陸軍防空学校の校内神社「防空神社」の鎮座祭を例示して述べる。同校は、昭和十三年四月に野戦砲兵学校内に新設され、同年八月に千葉市小仲台の新校舎に移転した。その翌十四年二月十日に神社建設委員が任命されて校内神社建設に着手し、七月二十八日に鎮座祭が執行された。「學校歴史」には当日の状況を次のように記している。⁽²⁴⁾

防空神社鎮座祭ヲ左記ノ如ク施行ス

一、皇大神宮大麻到着

1、到着時刻 七月二十八日九時

2、奉 迎 業務ニ支障ナキ高等官ハ八時五十分迄ニ表門ニ整列

3、服 装 單獨ノ軍装ニシテ勲章記章全部佩用

二、鎮座祭

1、日 時 七月二十八日二十時ヨリ

2、参列者及整列時刻 建設委員及週番司令ノ指揮ヲ以テ教導隊（營内ニアル者ノミ）竝ニ工事関係者ハ左記要圖ノ位置ニ十九時四十分迄ニ整列

（図を省略）

3、式次第左ノ如シ

イ、清祓式（神殿清メノ式）（點燈ノ儘）

ロ、御霊代遷御此間奏樂警蹕（消燈）（起立）

御霊代遷御行列

○ 川村大尉 神官 伶人 御霊代（校長棒持） 学校副官 神官 神官

ハ、御霊代入御 此間奏樂警蹕（消燈）（起立）

ニ、献饌 此間奏樂 （點燈ス）

ホ、齋主祝詞奏上 （點燈ノ儘）（起立）

ヘ、祭主祭文奏上 （同 右）（起立）

ト、齋主玉串奉奠 （同 右）

チ、祭主玉串奉奠 （同 右）（起立）

リ、参列員代表順次奉奠 （同 右）

ヌ、閉扉 （起立）

ル、諸員退出

但シ前記中（起立）ノ際ハ教導隊ハ「氣ヲ付ケ」ス

4、服装 参列者タル高等官ハ單獨ノ軍装ニシテ勲章全部佩用教導隊ハ外出時ノ軍装

5、其ノ他

イ、設備ハ伊谷大尉ノ擔任トス

ロ、神社建設委員助手ハ諸役ニ従事スベシ

防空神社は、皇大神宮（天照大神）・船玉神社（天鳥船命）・香取神宮（經津主大神）・鹿嶋神宮（武甕槌大神）・明治神宮（明治天皇）に将校を派遣し、神符を拝受奉齋しており、新設の学校のため、死没者を祀ることはなかった。皇大神宮大麻のみは、主神としてか特別に鎮座祭当日高等官が表門に整列して奉迎している。同夜鎮座祭が執行された。神官は、市内の登戸神社社掌外神官二名を招いて地鎮祭を執行している。

鎮座祭も同じであつたと思われる。高射砲中隊・照空中隊・下士官候補者隊らが軍装を整えて整列する中を、校長捧持の「御霊代」が入御して、右のような「鎮座祭」を執行した。防空神社鎮座祭は、管内神社鎮座祭について詳記した数少ない事例であるため例示したが、諸員を参列させて深夜厳肅裡に執行することにおいては、他の管内神社等もほぼ同様であつたと思われる。

【遷座】 電信第一聯隊は、昭和十四年に中野から相模原へ転営した。これに伴い、神社も遷座した。転営先にあたる相模原市南台六丁目個人宅に、電信神社の社号標が建っている。戦後ブルドーザーで掘り起こされたものといひ、⁽²⁵⁾正面に「電信神社」、裏面に「昭和十一年召集第二第三第九中隊下士官有志寄進」と刻まれている。遷座にあたり、御霊代ばかりでなく、社号標など神社付属のものも中野から運んできたことを物語っている。

② 誰が創建したのか

以上、管内神社等ほどのようにして創建されたのかということについて述べてきた。神社創建の議が起こると、その目的や費用・維持方法などを検討し、決定すると軍用地内の神社建設について陸海軍大臣に申請し認可を得る。建設にあたっては、隊員や生徒の拠金と労働奉仕により建設された事例が多くみられた。祭神の奉迎や鎮座祭のあり方は、その神社の性格や役割によって異なってくるであろう。

この一連の建設の流れの中で、創建を發議し、主体となつたのはどのような人たちであろうか。軍用地に建設されることから、形式的には聯隊長・師団長などの軍用地使用責任者が主体ということになるであろうが、建設を主導した実質上の建設主体は誰であつたのか。既に述べたなかで、電信第一聯隊の場合は明確に記されていないが、護皇神社は近衛歩兵第二聯隊長、工兵大隊(工兵第一聯隊)は大隊長であつた。ここで、

高知歩兵第四十四聯隊の忠魂社について、その創建に至る経緯を見てみよう。靖國神社所蔵「大正十三年庶務書類」所収の「歩兵第四十四聯隊忠魂社ニ奉安品分與ノ件」に添付された次の資料がある(年不詳。句読点を適宜補つた)。

忠魂社歴史及祭典ノ狀況

當忠魂社ハ其初明治三十七、八年戰役中當聯隊補充大隊長少佐玉川清水當隊ニ屬スル忠勇ナル戰病死者ノ忠魂ヲ祀リ長ク其英靈ヲ慰メ以テ後世ニ其武勲ヲ傳ヘント欲シ、窃ニ縣下後援團隊ニ圖ル處アリシニ、彼等亦大ニ此舉ヲ贊シ内外相應シ以テ其目的ヲ達センコトヲ誓フ。茲ニ於テ留守師團長波多野少將ニ忠魂社設立ノ認可ヲ受ケ、土陽、土佐及高知ノ三新聞紙上ニハ廣ク天下ノ士ニ義金ヲ募リ、時ニ或ハ將校ヲ派遣シテ講話セシメ大ニ縣民ヲ刺戟シリ。縣民亦天下ノ形勢ニ鑑ミ義憤寄金ヲ申出ツルモノ甚タ多ク、遂ニ大隊長ハ片岡技手ヲシテ建築ノ計畫ヲ爲サシメ、明治三十七年十一月二十五日建築委員ヲ設ケ、同日午前九時第一、第二、第三及第四中隊全員ヲ以テ笹井大尉監督指導ノ下ニ兵管内ニ忠魂社基礎地造ニ着手セシメタリ。其後着々トシテ工事進捗シ明治三十八年三月上旬遂ニ竣工ス。金員ヲ寄附セシモノ數百名、物品ヲ寄贈セシモノ之ニ準ス。義金ノ集マルコト貳千四百六十五円貳拾四錢貳厘ノ夥シキニ至レリ。

これによると、大隊長が發議し、後援団体の賛同を得て、留守師団長の認可を得て、新聞に義金を呼びかけ、數百名から二四六五円余りの義金を集め、第一から第四までの中隊全員で造成等の基礎工事を行ったとある。他にも、弘前師団司令部の弘威神社は「師団長伊藤治剛主唱ノ下ニ構内ニ弘威神社ヲ建設シ」、⁽²⁶⁾陸軍熊谷航空飛行隊分隊の航空神社は「94偵の事故が続き、宇佐見隊長が「航空神社」を建立」、⁽²⁷⁾厚木航空隊の厚木空神社は「海軍第三〇二航空隊司令小園保名海軍大佐(鹿児島県出身)が所屬部隊殉職將士を祭神として鎮座建立されたものである」、⁽²⁸⁾

歩兵第五十八聯隊の五八稲荷は第一中隊長⁽²⁹⁾、飛行第三聯隊の冲原神社は「時の大隊長後藤元治が敬神の念とくに厚く」、小倉歩兵第十四聯隊の勝山神社は「第二十六代連隊長栗田小三郎大佐は聯隊創設以来幾多の戦闘において尽忠報国誠を至し戦没せし勇士の英霊を祀るため聯隊神社を建立することを決し⁽³¹⁾」などである。聯隊長や大隊長・司令などの部隊を率いる立場の者および校内神社における校長などが建立を主導したという事例が多く見られ、これら以外のものが発議し主導したという事例は、資料収集した宮内神社等約一五〇社の中では殆ど見当たらなかった。僅かに木更津航空隊の航空神社の場合「隊員の総意によって隊内に神社建立のことが決定した⁽³²⁾」とあるのが注目されるが、創建後は司令が主導した記載となっているので、「隊員の総意」は隊員の発議・主導によるものとは思えない。

建設費用は、歩兵第四十四聯隊の忠魂社のように広く県下に呼びかけた事例は稀であり、多くは将兵の寄付に拠っている。若干の例を示せば、軍馬補充部根室支部の神祠造営費は「購買資金」「職員以下醸出金」から、同川上支部は「職員以下ノ醸出並努力奉仕」によるとあり、霞ヶ浦神社は「之に要したる努力は特に専門技術を要するの外は悉く隊員の奉仕にして経費千八百餘圓全く隊員の醸出に依れり⁽³⁴⁾」、細戈神社は「高等官集會所醸出一〇〇〇、判任官集會所醸出二〇〇、酒保醸金五〇〇、学校職員以下醸金三七〇〇円、計五四〇〇円」で神殿他の建設費や鎮座祭費用等を支出した⁽³⁵⁾とある。将兵一同による努力奉仕も多く記載されているところである。宮内神社等を、このような将兵の拠金や努力奉仕により建設されたものとみる限りにおいては、兵営を村落のような共同体と見立てたその精神的な拠り所としての鎮守のように見ることもできる。創建者はそのような意図をもって将兵の協力を呼びかけたのかもしれない。しかし上記で見たように、宮内神社等は兵士や生徒の発議や主導によって創建されたものとは言えず、彼らが主体的に維持運営したもので

もなかった。聯隊長や幹部などの意図により創建され、維持運営された神祠であったといえよう。

(2) 艦内神社の創建と別大麻

宮内神社・校内神社について、稲荷祠などを祀る屋敷神・邸内神祠としての性格から、いわゆる国家神道下に天照大神や靖國神社祭神などを祀る神祠に大きく性格を変えていったことを述べた。艦内神社も、船の守護神として古くから海民の間で広く信仰されていた船霊・船神様の信仰が基盤にあったものと思われる。それがいわゆる国家神道下に艦艇ゆかりの神祇を祀り、やがては全て天照大神を祀るようになっていった。以下は、神宮別大麻を奉斎した艦内神社の創建について述べる。

海軍艦艇内に神宮別大麻を奉斎したのは、大正九年四月八日の戦艦伊勢が最初といわれ、以来昭和十二年七月末日までに別大麻を奉斎した軍艦は七十七隻に達したという⁽³⁶⁾。「瑞垣」掲載の記事により、神宮別大麻奉斎艦を列記したのが表5である。

これら別大麻奉斎艦の多くは、艦に縁由の神社の神符を祀った上で、主神として神宮別大麻を奉斎したようである。奉斎にあたっては、申請に応じて神宮神部署職員が奉仕し、あるいは地方の神職または艦長以下幹部将校等が奉仕して、鎮座祭を執行した。ここに、昭和十二年六月二十七日に鎮座祭を行った第一艦隊所属の二等巡洋艦「名取」の事例を掲げる。「瑞垣」第二十二号には次のように鎮座祭の状況が記されている。

名取艦においては、青葉神社の御神璽を奉祀せる艦内神社の御主神として皇大神宮別大麻を奉祀することになり、六月二十五日辻主計少佐を艦長代理として、内宮神樂殿に派遣した。神樂殿では同少佐の打合にもつき先ず壯重なる別大麻授与式を挙げたる後、同二十七日松岡、中井、木下の三神部補および松尾出仕が、皇大神宮別大麻を捧持して内火艦に出迎へられ神社港を出發、やがて名取艦

表5 神宮別大麻奉斎艦一覽一艦内神社一

艦名	授与年月日	艦名	授与年月日
1 伊勢	大正 9.4.8	39 軍艦大鯨	昭和 9.3.6
2 満洲	〃 13.4.1	40 伊號第六十八潜水艦	〃 9.6.26
3 日進	〃 13.4.19	41 水雷艇初雁	〃 9.7.5
4 金剛	〃 13.4.29	42 驅逐艦峯風	〃 9.8.15
5 長良	〃 13.4.30	43 驅逐艦初霜	〃 9.9.25
6 出雲	〃 13.9.14	44 特務艦知床	〃 9.10.1
7 鬼怒	〃 13.10.1	45 驅逐艦若葉	〃 9.10.23
8 朝日	〃 13.12.14	46 驅逐艦夕暮	〃 10.3.13
9 神通	〃 14.7.27	47 伊號第六潜水艦	〃 10.5.9
10 長鯨	〃 14.10.8	48 水雷艇友鶴	〃 10.6.19
11 富士	〃 14.11.18	49 軍艦五十鈴	〃 10.7.28
12 第十三號驅逐艦	〃 14.12.24	50 軍艦龍驤	〃 10.7.30
13 古鷹	〃 15.4.27	51 軍艦淀	〃 10.8.22
14 那珂	〃 15.6.25	52 軍艦最上	〃 10.10.10
15 迅鯨	〃 15.6.27	53 伊號第七十潜水艦	〃 10.11.15
16 加古	〃 15.7.13	54 伊號第七十一潜水艦	〃 10.12.15
17 陸奥	昭和 元.12.27	55 驅逐艦夕霧	〃 11.8.9
18 間宮	〃 4.3.27	56 驅逐艦三日月	〃 11.9.21
19 鳴戸	〃 4.6.5	57 驅逐艦如月	〃 11.9.21
20 白鷹	〃 4.6.18	58 水雷艇鴻	〃 11.10.14
21 妙高	〃 4.9.24	59 特務艇第三号驅逐艇	〃 11.11.27
22 朝霧	〃 5.7.8	60 伊號七十二潜水艦	〃 11.11.27
23 鶴見	〃 5.10.7	61 驅逐艦村雨	〃 11.12.2
24 摩耶	〃 7.7.5	62 水雷艇隼	〃 11.12.10
25 漣驅逐艦	〃 7.7.8	63 伊號第七十三潜水艦	〃 11.12.22
26 伊號第六十五潜水艦	〃 7.8.27	64 水雷艇鶴	〃 11.9.21
27 伊號第六十潜水艦	〃 7.9.7	65 驅逐艦五月雨	〃 11.12.30
28 伊號第六十六潜水艦	〃 7.10.5	66 伊號第七潜水艦	〃 12.3.25
29 驅逐艦暁	〃 7.12.5	67 驅逐艦江風	〃 12.4.9
30 伊號第五潜水艦	〃 8.1.10	68 呂號第三十四潜水艦	〃 12.5.21
31 軍艦宇治	〃 8.2.15	69 驅逐艦海風	〃 12.5.26
32 軍艦扶桑	〃 8.7.7	70 驅逐艦山風	〃 12.5.27
33 第十四掃海艇	〃 8.9.18	71 軍艦名取	〃 12.6.25
34 特務艦神威	〃 8.10.1	72 驅逐艦夕立	〃 12.7.3
35 驅逐艦子日	〃 8.10.4	73 驅逐艦時雨	〃 12.7.4
36 水雷艇千鳥	〃 8.11.18	74 水雷艇鷲	〃 12.7.25
37 軍艦小鷹	〃 9.1.18	75 驅逐艦涼風	〃 12.7.26
38 水雷艇真鶴	〃 9.1.29		

*別大麻授与年月日と奉斎艦を記した。『瑞垣』第5号(昭和7.10.10)・第22号(昭12.9.25)参照。

に到着するや、同艦においては艦長以下副館長幹部將校一同がこれを奉迎し、一旦副長の先導にて豫め設けられたる假案上に別大麻を恭しく安置し奉り、直に祭典準備にかかり祭場たる上甲板後方に天幕と注連繩とを張めぐらし一切の辨備を終へ、午後一時三十分副長の先導にて松岡齋主木下祭員が艦内神社を祭壇に移御し奉ると同時に祭員並に全乗組員が著席、左記次第により鎮座祭を執行して、午後二時半に終了した。

時刻一同著席 是ヨリ先手水ノ儀アリ

次修祓

次開扉 此間警蹕 一同起立磬折

次大麻奉安 同上

次獻饌

次祝詞奏進 一同起立磬折

次祭主玉串ヲ奉リテ拜禮 祭員座後列拜

次艦長副長玉串ヲ奉リテ拜禮

次將校以下玉串ヲ奉リテ拜禮

次全員拜禮

次閉扉 此間警蹕 一同起立磬折

次艦長副長ニ神酒ヲ授ク

次神殿遷御 一同起立

次一同退出

なほ祭典終了後、乗組將兵はボート競争並に角力を奉納し、御神慮を慰め奉つた。

巡洋艦名取は、名取川に因み、艦内神社には仙台市の伊達政宗を祀る

青葉神社を奉祀していた。昭和十二年、皇大神宮別大麻を主神として祀ることとなり、上記のように内宮神楽殿で別大麻を授与され、神部署職員の出張奉仕により、全乗組員が参列して鎮座祭を執行した。鎮座祭で奏上される祝詞は、通常は「今日の吉日を卜して、艦内の清浄なる場所を選定して鎮め奉る由を奉告し、後に艦の安泰と乗員一同の平戦両時における武運長久を祈願する意味の祝詞が奏上される」のだという。昭和十一年十二月三日に行はれた村雨艦内神社鎮座祭には、機装員長脇田少佐が次のような式辞を奉読した。

畏クモ皇大神宮別大麻ヲ奉戴シ豫テ驅逐艦村雨ニ營ミ參ラセタル神
殿ニ御鎮座ヲ仰ギ奉リ村雨神社ト奉唱シ乗員一同永ヘニ奉齋シ日夜
一致協力身心ヲ鍛ヘ技ヲ練リ以テ上大元帥陛下ノ信倚ニ應ヘ奉ラン
コトヲ期ス 希クハ此ノ熱誠ヲ御照覽アリテ神明ノ加護ヲ垂レ給ハ
ンコトヲ

これによると、村雨神社の役割は、心身を鍛錬して天皇の信倚に応え、神明の加護を祈るものであったことがわかる（以上の出典は『瑞垣』第二十二号）。なお村雨は、上記のように艦内神社鎮座祭を執行し翌年一月七日に竣工した駆逐艦で、昭和十八年三月五日ソロモン群島にて敵艦の集中砲火をうけて百余名とともに沈没した。

海軍では、艦内神社や部隊・官衙・学校での祭神奉齋について、昭和十五年十一月三十日の官房第六二二八號で左記のように定めていた。⁽³⁷⁾

艦船部隊官衙学校等ニ於ケル祭神奉齋ニ關スル件 申進
艦船部隊、官衙、學校等ニ於ケル祭神奉齋ニ關シテハ從來區々ニ亘
リアリシ處自今左記ニ依ルコトニ定メラレシ候

記

一、艦船ニ於ケル神社ノ正面ハ艦首ニ向フ如クスルヲ可トス
二、御祭神

(一) 天照大神ヲ主神トシテ神座ノ中央ニ奉齋ス

(二) 艦船部隊、官衙、學校名等ニ因ミアル神社若ハ其ノ所在ニ
在ル神社ノ神祇ハ主神ノ次位ニ配祀神トシテ奉齋ス
(三) (二)項ノ神社ナキ場合ニハ天照大神ノミヲ奉齋ス

三、祭日

伊勢神宮大祭日（豊受神宮十月十六日 皇大神宮十月十七日）、
艦船ノ進水日、竣工日若ハ御祭神鎮座日等ヲ適當トス

(附) 御祭神奉齋順位（神座ニ面シテ）

4	□	
2	□	
1	□	主神（神座ノ中央）
3	□	

祭神は、天照大神を主神とし、他に因む祭神がなければ天照大神のみを奉齋せよという。そして「艦船部隊、官衙、學校名等ニ因ミアル神社」や「其ノ所在地ニ在ル神社」の神祇を祀る場合は、天照大神の次位に配祀せよ、艦内神社の向きは艦首に向かうようにせよ、などと定め、奉齋順位や祭日までも示している。これにより、海軍関係の祭神は全て天照大神を主神とすることになり、艦船等に因む神社を奉齋していた艦内神社は新たに神宮大麻を奉齋することになった。このことに関連して、翌昭和十六年四月二十一日の官房第二二二二二号で、「伊勢神宮ニ於テハ艦船部隊等ヨリ希望アル場合ハ左記ニ依リ神宮大麻ヲ授與セララルニ付了知相成度」として、「艦船（特設艦船ヲ含ム）」の場合「各所轄長ヨリ直接神宮神部署長（宇治山田市）宛照會ス」と記し、神宮大麻授与の手続き等を示している。「因ミアル神社」とは、巡洋艦名取の青葉神社、戦艦武蔵の場合は明治神宮・武蔵国鎮守氷川神社・東郷神社の「一神宮ニ神社」を奉祀したように、艦に因む神社のことである。昭和十年に竣工した駆逐艦有明の場合は、艦に奉齋する神社を有明湾付近に求めたが、艦名に因む神社はなく、神社奉齋は竣工式と同時に進行することになった。

たので諦めていたところ、長野県安曇郡有明村の有明山神社を見出して奉斎したという話が、神祇院著作『戦ふ神國』（昭和十八年）に載せられている。艦名は、戦艦が国名、巡洋艦が山川名など一定の法則性があり、その艦名が決まった後に奉斎神社を探したことを示す話である。

3、管内神社等の祭神

管内神社等の祭神は、①：神祇を祀る場合、②：戦死者（戦病死者を含む）・殉職者の霊を祀る場合、③：①②をあわせ祀る場合とがあった。上記の防空神社は①、護皇神社は②、電信神社は③である。さらに②は戦死者と殉職者を分けて捉えるべきである。後者は靖國神社に合祀されないで、殉職者を祀ることが管内神社等の特色となるからである。以下に祭神を通して、管内神社等の性格を探っていく。

(一) 稻荷神を祀ること―邸内神祠としての性格

管内神社等創建の最古の事例として、先に工兵第一聯隊の管内神社について述べたが、管内神社を管内にある神社としてのみ捉えた場合、その来歴として確認できる最古級の事例に、松本市を衛戍地とした歩兵第五十聯隊の「白翁稻荷大明神」がある。元和年間に大杉家が除災開運の神として伏見稻荷を勧請し、明治四十一年その地に聯隊が設置されると、聯隊の守護神として祀られるようになった⁽³⁹⁾。

高田を衛戍地とした歩兵第五十八聯隊は、「五八稻荷」を管内に祀っていた。「歩兵第五十八聯隊之圖 明治四十二年九月二十八日発行」によると、営庭中央南に鳥居・社殿が描かれ、「稻荷」と記されている⁽⁴⁰⁾。同聯隊は習志野を衛戍地として明治三十八年に編成されたが、同四十年高田に転営することになり翌年移駐した。「五八稻荷」は、習志野の営内に祀られていた「八幡稻荷神社」を守護神として高田聯隊に遷祀したものであり、次のようないわれがあった⁽⁴¹⁾。

この習志野の一隅に八幡稻荷神社があった。創建は詳らかでないが西暦一一〇七年、平氏を祖とする千葉常兼の時といわれている。(中略) 第十五師団の歩兵第五十八聯隊第一中隊長は、(中略) 聯隊が高田へ移駐と決定したとき、当八幡宮は五八聯隊発祥の地なるをもつて、守護神として高田聯隊に遷宮した。

陸軍士官学校の校内神社「雄健神社」の創建も稻荷神との関係があった。陸軍士官学校は、明治七年の陸軍士官学校条例により陸軍兵学寮から独立し、市ヶ谷台の尾張藩邸跡に開校した、陸軍兵科将校養成の学校である。大正五年十月二十七日の雄健神社鎮座祭について、『陸軍士官学校歴史』に次のように記されている⁽⁴²⁾。

稻荷祠改築工事竣成ニ付祭神ヲ左ノ如ク改メ雄健神社ト命名シ鎮座祭ヲ施行ス

大國主神
天照皇大神 武甕槌神 陸軍士官學校出身陣歿將校

經津主神

地主神（稻荷明神）ヲ合祀ス

鎮座祭当日の式次第は、齋主を務めた靖國神社の史料に次のように記されている⁽⁴³⁾。

一 移靈式

先齋主進ミテ軍神ノ靈位並ニ諸靈ヲ招ク 警蹕

此時諸員立ツ

一 奉遷式

先齋主進ミテ奉遷ノ由ヲ白ス

奉遷次第、齋員^{麻大} 次ニ軍神靈^{奉校長} 次ニ諸靈^{奉生徒隊長}

次ニ齋主、齋員

次ニ地主神奉遷、先齋員^{麻大} 次ニ神靈^{奉副官} 次ニ齋員

この二つの史料から、雄健神社は、稻荷祠を改築して、天照皇大神



図1 市ヶ谷台に現存する雄健神社

以下の軍神四神と陸軍士官学校出身陣没将校を祀る神社となったときに「雄健神社」と命名し、従来の稲荷明神は「地主神」として合祀したことがわかる。鎮座祭の式次第でも、軍神と諸霊（陣没将校）を招く移霊式と、校長が軍神、生徒隊長が諸霊、副官が地主神を奉戴しての奉遷式を執行しており、祭神が奉齋される様子を確認することができる。雄健神

社は、元は稲荷神を地主神として祀る邸内神祠（屋敷神）としての性格を持つ稲荷祠であったが、軍神や戦没諸霊を祀る神社として改めた時、社号を雄健神社と改め、その性格も大きく変えることになった。狭義の、あるいは第二段階の営内神社（校内神社）の成立と見ることができよう。

他に稲荷神を祀った事例としては、豊橋の歩兵第十八聯隊の営内神社「彌健神社」の境内社として「金柑丸稲荷」があり、元々豊橋城の金柑丸にあった稲荷神社を取り込んだものとみられるという。彌健神社は、昭和八年三月に靖國神社から剣を靈璽として授与され、聯隊関係の靖國神社祭神を祀るために創建された営内神社であり、元々あった稲荷神社を取り込んでいることは、上記の雄健神社の場合と類似するものである。陸軍が地主神として稲荷神を祀った事例は、明治初年にまでさかのぼる。次の史料は、「公文別録」に記された明治五年における兵部省の神社祭典費用を定めたものである。

五年正月廿九日 兵部省神社祭典ノ定額金ヲ定ム

會計局ヨリ本省へ伺

祭祀ハ敬神之意ヲ表スルニ不過候ニ付、爾後冗費ヲ除キ獻備品凡別紙積書之通諸寮司共一祠定額金五兩宛ニ而御治定相成候テハ如

何哉ニ存候也

記（中略）

右昨辛未二月本省稲荷社營繕之上神前献品並ニ其掛り人員之入費ニ御座候間、爾後各寮司共獻備酒肴及掛り人員之入用凡定額費節儉御定メ相成候様存候也

これによると、兵部省で稲荷社を祀るとともに、諸寮司にも祠があり、神饌を供えての祭祀や営繕が行われていたことがわかる。

以上のことから、営内神社の起源として兵部省の稲荷社や諸寮司の祠のような邸内神祠があり、これは雄健神社や彌健神社の稲荷に共通する地主神・屋敷神としての性格を持つものであったと思われる。やがてそれから伊勢神や靖國祭神など国家神道下に重視された祭神を祀る営内神社に発展したのが雄健神社・彌健神社などであり、高田五十八聯隊が八幡稲荷神社を遷祀して聯隊の守護神「五八稲荷」を成立させたのも同様にみることができであろう。そして上記三社はともに、変貌した営内神社に稲荷神を取り込んで、屋敷神的な性格を残しているのである。

(2) 神祇を祀ること―神社としての性格

営内神社等の祭神として、神祇を祀る事例は多い。軍の神社といふことから、先ず武神で著名な経津主神（香取神宮）・武甕槌神（鹿嶋神宮）を祀る事例を調べてみると、以下の十四社を確認できる。

- ①雄健神社（陸軍士官学校）
- ②雄健神社（陸軍予科士官学校）
- ③雄健神社（陸軍幼年学校）
- ④桜ヶ岡神社（陸軍輜重兵学校）
- ⑤稜威神社（陸軍重砲兵学校）
- ⑥防空神社（千葉陸軍防空学校）
- ⑦細戈神社（陸軍兵器学校）
- ⑧若桜神社（陸軍少年戦車兵学校）
- ⑨勝山神社（歩兵第十四聯隊）
- ⑩御稜威神社（歩兵第二十一聯隊、物部神社祭神）
- ⑪航空神社（木更津航空隊）
- ⑫雲雀原神社（銚田教導飛行師団原町飛行隊）
- ⑬北鎮神社（北部第八十一部隊）
- ⑭相模神社（相模陸軍造兵廠）

右のうち①⑧が校内神社、⑨⑬が管内神社、⑭が構内神社である。なかでも陸軍士官学校の雄健神社が、天照皇大神以下四神を軍神として祀ったことは注目すべきことである。そこで、雄健神社の祭神がどのようにして決定されたのかを靖國神社所蔵資料から見てみよう。雄健神社は、その創立にあたり、「陸軍士官学校内ノ社祠ノ称號祭神ノ撰定ニ関シ、同校長與倉少将ノ依頼ニヨリ撰定スルコト左ノ如シ」とあるように、陸軍士官学校の校長與倉少将から靖國神社に依頼があり、賀茂百樹宮司が「雄健神社」の社号とともに祭神を次のように選定した。

祭神 軍神 天照大御神

大國主神

武甕槌之男神

経津主神

配祀 士官学校出身將校戦役死没者ノ靈

軍神ハ殿内上段正中ニ安ス 配祀ハ下段少シ左方ニ之ヲ安ス
我國古來武神多シ而シテ多クハ武甕槌之男神経津主神ヲ以テ之ヲ称ス。然ルニ茲ニ右ノ四神ヲ以テ軍神トシテ表名スルモノハ、明治元年三月廿日 明治天皇紫宸殿ニ臨御セラレコノ四神ヲ招請シテ軍神トシテ御親征御報告ノ御親祭ヲ執行セラレシニ據ル(下略)

天照大御神は神徳絶大で、古典中武備を整えた神の創見であり、大國主神は八千戈神とも称する軍神であり、これら四神を軍神として祀るのは、明治元年に天皇が親祭したことに拠るものであるという。天照大御神を軍神として祀ることの根拠が示されており、以後の管内神社等の祭神決定に影響を与えたものと思われる。

次に、兵科と関係のある神を祀ることもあった。千葉陸軍防空学校の防空神社祭神天鳥船命(船玉神社)については既に述べたが、横浜海軍航空隊の管内神社も「鳥船神社」と称した(現、浜空神社)。これについて、「鳥船神社と命名されたのは天鳥船(鳥之石楠船神)の古事による建御雷神(武甕槌神)に随ひ船に乗って空中を降り出雲討伐に向ったといふ

迅速果敢な武神の名に因んだものである」と説明されている⁽⁴⁸⁾。防空・航空の守護神として天鳥船の故事にちなんで命名されたものである。高円寺の陸軍氣象部は、知恵の神八意思兼命を祀っていた。これについて原見敬二氏は、「氣象現象を象徴する風神や雷神などを祭神としなかったのは、天気予報は学問の粹であり、将来を予測する氣象技術者軍隊にふさわしい祭神を選定されたものと考えられる」と述べている⁽⁴⁹⁾。川崎市にあった第九陸軍技術研究所(通称、陸軍登戸研究所)の「弥心神社」は、研究中の殉職者を祀るために建てられた神社であるが、研究所の神社であることから、社名の「弥心」は「八意思兼命」から採ったものではなからうか。

神祇を祀った管内神社の祭神は、天照大神が圧倒的に多い。昭和三年創建の海軍兵学校「八方園神社」が「神宮ノ別大麻ヲ奉安シテ天照皇大神ヲ祭ル御社ナリ」と記されているように、神宮の別大麻を授与され創建したケースが多かったと思われる。そして、昭和初期から高まった国民精神作興の運動とともに、敬神思想涵養の施設として神棚や神祠が建設され、神宮大麻が奉齋されたことは既に述べたが、軍施設内ではそれが管内神社等の建設としてあらわれ、最高神であり皇祖神である天照大神を奉齋することが多かったということであろう。海軍では、艦船や部隊・官衙・学校での祭神奉齋について、先に艦内神社の項で掲げた昭和十五年十一月三十日付官房第六二二八號により、天照大神を主神とし、他に因む祭神がなければ天照大神のみを奉齋せよ、「艦船部隊、官衙、學校名等ニ因ミアル神社」や「其ノ所在地ニ在ル神社」の神祇を祀る場合は、天照大神の次位に配祀せよ、と規定された。そして、神宮大麻の授与については、昭和十六年四月二十一日の官房第二二二二一號で、「伊勢神宮ニ於テハ艦船部隊等ヨリ希望アル場合ハ左記ニ依リ神宮大麻ヲ授與セラルルニ付了知相成度」として、「永久奉齋所アル陸上部隊、官衙、學校(特設部隊、特設官衙ヲ含ム)」の場合「各所轄長ヨリ海軍省副官

ヲ經由神宮神部署長宛照會ス」と記し、神宮大麻奉斎の手続きを示している。このような経過をへて、海軍では昭和十五年の規定により全てに天照大神を主神として奉斎することになり、神祇中で圧倒的に多い祭神となった。

(3) 戦死者を祀ること―靖國神社と共通する招魂社的性格

管内神社等で戦死者(戦病死者を含む、以下同じ)を祀る場合は、靖國神社に祭神として祀られていることを確認し、御霊代を授与されて創建するというのが行われた。靖國神社の「庶務書類」には、祭神確認の問い合わせや、御霊代下付を願ひ出る文書が多く残されている。ここでは、石川県の歩兵第七聯隊が靖國神社から霊璽等を授与されて、大神宮内に戦死者を配祀するに至った経緯を昭和四年の「庶務書類」からたどってみよう。

① 10・3 歩七↓靖國 (御神体下付を申請)

御神体下附アリタキ件願

歩兵第七聯隊印

靖國神社々務所御中

謹啓益々御多祥ノ段奉賀候

今般當隊ニ於テ從來ヨリ安置シアル大神宮神殿下併へ新二當隊出身ノ過去戦役ニ於ケル戦病死者竝ニ平時勤務中公務ノ為殉職セルモノ、靈ヲ祭祀シ以テ敬神思想ノ涵養ニ努ムル為將校以下随時参拜スル外毎年秋季一回例祭ヲ實施致度候間此ノ際特ニ貴社ノ御御霊代ヲ御下附相成度候間如何取斗フヘキヤ何分ノ御指示相煩度願上候
尚本年ハ第一回例祭ヲ十一月二十一日ニ舉行致度所存ニ候間爲念申添候

② 10・4 靖國↓歩七 (霊代調製に関する件回答)

霊代調製ニ関スル件

社務所ヨリ歩兵第七聯隊へ

貴隊出身戦病死者ニシテ當神社祭神竝ニ平時勤務中公務ノ為殉職セル者ノ靈ヲ鎮祭セン為霊代調製ノ儀申出ノ趣了承左記ノ通承相成度候也

記

- 一、霊代及奉安スヘキ辛櫃、祓式ノ神饌品代トシテ金五拾圓ヲ要ス 承知セラレタシ
- 二、祭神ノ官等位勲功爵氏名ノ連名簿提出セラレタシ
- 三、平時勤務中公務ノ為殉職者ハ當神社ノ祭神ニアラサルガ故ニ前項連名簿トハ別記セラレタシ
- 四、霊代ハ貴隊関係者ノミヲ鎮靈スルモノニ付此點承知セラレタシ
- 五、祓式執行ノ希望月日及奉戴ノ為来社ノ者身分氏名人員御通知セラレタシ

③ 10・19 歩七↓靖國 (祓式執行希望日等の件回答)

祓式執行希望年月日及奉戴ノ為參社人名ノ件通牒

昭和四年十月十九日

歩兵第七聯隊印

靖國神社社務所御中

十月四日靖庶第一六〇號ノ二ニ依ル首題ノ件左記ノ通牒ス

左記

參社人名 陸軍歩兵少尉 細谷研哉
 祓式執行希望日 十一月十六日 午前
 辛櫃ノ寸法 別紙ノ通り

辛櫃ノ寸法(幅一尺二寸五分、高さ一尺四寸、奥行六寸、図は省略―筆者注)

④ 10・23 靖國↓歩七 (祓式執行に関する件回答)

祓式執行ニ関スル件回答

社務所ヨリ歩兵第七聯隊へ

首題ノ件ニ関シ御申越ノ趣一応了承、就テハ左記ノ通り承知相成度

記

- 一、曩ニ回答セシ如ク祭神連名簿至急提出セラレタシ、名簿ハ靈璽トナルモノニ付戦病死ノ年月日官等位勲功爵氏名ノ記入ヲ要ス
- 二、靈代及靈代ヲ奉安スヘキ辛櫃ノ調製費トシ金五拾圓ヲ要ス 但

祓式執行諸費ヲ含ム

本費用ハ来社ノ際持参セラルレハヨロシ

前項御承知ノ上ハ折返シ回報相成度候

⑤ 11・3 靖國↓歩七 〈祓式執行に関する件照会〉

祓式執行ニ関スル件照会

歩兵第七聯隊へ社務所ヨリ

首題ノ件ニ関シ十月二十三日附靖庶第一六〇號ノ三ヲ以テ回答致置候処、今ニ貴回答ニ接セス靈代調製上支障致候條回答書第一項ニ申進候祭神連名簿至急提出相成度。又第二項ノ靈代奉安ノ辛櫃調製代金ハ申進候通御承知相成候事ト存候へ共爲念及御照會候也

⑥ 11・7 歩七↓靖國 〈祓式執行に関する回答〉

祓式執行ニ関スル件回答

昭和四年十一月七日(音印) 歩兵第七聯隊(音印) 印(歩兵第七聯隊之印)

靖國神社々務所御中

十月二十三日靖庶第一六〇號ノ三ニ依ル件ニ就テハ承知セシモ當時秋季演習ノ爲出張中ニテ本日迄遅レタル次第ニ付御了解ヲ乞フ
連名簿ハ至急送付スルモ位、勲、功、ハ未調査ノモノアルニ付追テ送付スルニ付承知セラレ度。連名簿ヲ以テ靈代ヲ調製セラル、ナラハ如何ナルモノナリヤ(様式、用紙、内容項目)ヲ至急通知セラレ度

右ハ當隊ニ於テ祭祀名簿ヲ調製スル予定ニ付若シ貴社ヨリ送付セラ

レルナラハ不用ニ付爲念

⑦ 11・9 歩七↓靖國 〈連名簿送付の件通牒〉

戦(病) 死者連名簿送付ノ件通牒

昭和四年十一月九日

歩兵第七聯隊 印

靖國神社々務所御中

首題ノ件別冊ノ通送付ス

戦(病) 死者人員表

階級別	日清	日露	シベリヤ	公務基因	計
戰役別					
將校		五二	二		五四
准士官		三三			三三
下士	二	二六八			二七〇
上等兵		五五六	六		五六二
二等卒	三	一〇〇四	三三	三	一〇三三
雇備人			二		二
計	五	一八九三	一三三	三	一九二四

⑧ 11・9 靖國↓歩七 〈祓式執行に関する件通牒〉

祓式執行ニ関スル件通牒

社務所ヨリ歩兵第七聯隊

首題ノ件ニ関シ十一月七日附歩七乙第三七二号ヲ以テ御回答ノ趣了承祭神連名簿ハ貴隊ニ於テ祭祀ノ爲調製ノモノ細谷少尉參社ノ際持參相成候ハ、別ニ御提出ニ不及該名簿ヲ祓式ニ供ウヘク候
乃申進候也

以上のような経緯を経て、昭和四年十一月十六日に歩兵少尉細谷研哉が靖國神社に参社し、祓式執行の上靈璽を授与された。この八回に及ぶ

歩兵第七聯隊と靖國神社との往復文書のなかで、注目すべきことがいくつかある。

第一は、歩兵第七聯隊が戦死者等の霊を祭ることになった理由を「敬神思想ノ涵養ニ努ムル爲」と述べていることである。同年は、既述のように国民精神作興を掲げた「教化総動員運動」が展開した年であり、全国的に敬神思想の涵養が叫ばれたこの運動が背景にあったのではなからうか。

第二に、①②から聯隊は戦病死者のみならず殉職者（「平時勤務中公務ノ為殉職セル者」）の霊も祀ったということである。このことは、営内神社が招魂社・護国神社と異なる大きな特色の一つといえるであろう。あわせて靖國神社の対応も興味深い。既に述べたことであるが、靖國神社は、殉職者を祭神ではないとしながらも、殉職者を別記するように記しており、求めにより戦病死者とあわせて殉職者も御霊代に鎮霊するということである。歩兵第七聯隊の場合、⑦に記す公務基因による三名が殉職者であり、殉職者を含めた連名簿を靖國神社に提出していることから、御霊代に戦病死者とあわせて鎮霊されたということであろう。

第三に、靖國神社から授与された「霊代」は、「昭和八年庶務書類」所収「靖庶第四六四號忠魂祠靈聖授與ノ件」（十二月廿八日執行）によると、霊聖として「鏡」が授与されたことがわかる。同文書には、忠魂祠等に霊聖を授与した最初である明治三十二年二月廿一日の松山招魂社から、昭和八年までの霊聖の授与先を四十六カ所記している。内訳は、招魂社十三、招魂祠一、忠魂社十九、忠魂祠四（うち一は聯隊内神社）、忠魂塔二、忠魂碑二、聯隊内神社三、殉難者祈念碑一、海外神社一で、町村の忠魂社・招魂社が多い。霊聖は霊簿一、神札一、劔二、鏡四十二カ所で、鏡が一般的であったようである。但し営内神社等の場合は、同文書に載せる豊橋の歩兵第十八聯隊営内神社以外でも劔を授与された場合が散見され、町村の忠魂祠等と違う営内神社等の特色といえるであろう。

う。具体的には、陸軍士官学校雄健神社（大正五年）・歩兵第四十四聯隊忠魂社（大正十三年）・歩兵第三十四聯隊神社（昭和七年）・近衛歩兵第二聯隊護皇神社（昭和八年）・歩兵第十八聯隊彌健神社（昭和八年）・陸軍予科士官学校雄健神社（神刀、昭和十三年）・厚木航空隊厚木神社（靖國刀、昭和十九年）などを確認している。

第四に、霊聖簿と御霊代と祓式の関係である。靖國神社では、御霊代授与にあたって必ず祭神となるべき戦病死者等の連名簿（祭神名簿）の提出を事前に求めており、その様式は「戦（病）死者年月日及場所、所属部隊、兵種官位勲功爵氏名等」を記載することになっていた。上記②④にもそのことが記されている。特に④では「名簿ハ霊聖トナルモノニ付」とあり、提出された名簿をもとに靖國神社で霊聖簿を作成し、それが「霊聖」となるという意味であろう。靖國神社では霊聖簿の他に御霊代（霊聖）とそれを納める辛櫃も調製し、事前に届け出た申請関係者立ち会いの下で、「御霊代祓式」を執行した。祓式は「御霊代祓式並奉告祭」とも記されて奉告祭を伴うものであったようで、「修祓魂招式」とも記され、⑧に「該名簿ヲ祓式ニ供ウヘク候」とあるように、霊聖簿を供えて執行された。⑦⑧で同日お互いに文書を送付しているが、⑧は聯隊で祭祀のため調製した連名簿を持参すればよいと記し、⑦で聯隊は連名簿を送付したとある。祓式は、霊聖簿に記された戦病死者等の霊を御霊代に鎮霊する儀式であり、それ故に「修祓魂招式」とも称したのである。このことは、上記②に「霊代ハ貴隊関係者ノミヲ鎮霊スルモノニ付此點承知セラレタシ」とあることからわかる。なお、この鎮霊された御霊代の下付について、申請者の多くは靖國神社からの「分霊」下付として願い出て、神社ではそれに対して「分霊」の授与はできないことを丁寧に説明している。これは、明治三十二年四月八日付社甲第四号通牒「官國幣社祭神分霊ニ關スル件」に、分霊は「濫リニ授与不相成儀ニ付」とあるからで、靖國神社としては、申請のあった当該地方または当該部隊

出身者のみの鎮靈であるから、分靈と称すべきものではないと説明している。上記②で、貴隊関係者のみの鎮靈であることを承知するよう記しているのも、そのためである。但し、下付された側は、御靈代に靖國神社祭神の靈が鎮められたことから、分靈を授与されたといえる向きがあり、分靈との混同に苦慮した靖國神社は、昭和十四年二月の申請者に対して「素ヨリ御分靈ノ儀ハ神社法規上容易ニ授與難相成ノ処一般ニ於テ往々御分靈ト混同誤解ノ向モ相起リ爾今ハ御取扱セザルコト、致候」と回答し、御靈代の授与を廃止してしまつた。⁽⁵³⁾この後、御靈代下付の申請があつた場合には、神符を授与すると回答している。

以上、戦死者を祀る宮内神社と靖國神社との関係について、歩兵第七聯隊の宮内神社を例示して述べた。この例から、先ずは申請者が戦死者の連名簿を提出し、靖國神社では祭神名簿と照合して靈簿を作成するとともに、鏡などの御靈代とそれを納める唐櫃を調製し、申請者代表などの立ち会いの下で厳粛な祓式を行つて靈簿登載者を御靈代に鎮靈し、申請者はその御靈代を捧持して帰り、鎮座祭を執行するという流れがあつた。昭和十四年以前に靖國神社に御靈代下付を申請した宮内神社は、このような靖國神社祭神を鎮靈した御靈代を授与され、それを御神体として祀ることに於いて、靖國神社と密接な関係をもつて創建されたといえる。昭和十四年以降は神符の下付が原則となり、流れは簡略になつたようである。例えば、昭和十七年一月二十二日に中部第二十二部隊長から靖國神社に「宮内神社ヲ造營シ之ガ御神靈トシテ軍人ノ龜鑑タル殉國ノ英靈ヲ齊キ祀リ度ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ御神靈配賦相成度」旨の申請があり、それに対して靖國神社は、「前例ニヨリ大麻授與ノコト。代表二名拝受ノ爲本社昇殿参拝ス、授与所神酒神盃、大神菓、大麻一俵被戸傍ニ奉安シ修祓シテ参拝退化ノ際授与ス」と申請文書に朱筆している。⁽⁵⁴⁾御靈代としての大麻を被戸にて修祓して授与し、以前のような連名簿提出の上厳重な修祓魂招式を行うといふことはなくなつたようである。

ある。一方、殉職者をあわせ祀る宮内神社の場合、願いにより靖國神社下付の御靈代に殉職者もあわせ鎮靈するという便宜をはかつていたことが注目される。戦死者を祀る宮内神社等と招魂社・護國神社の関係は、②の3で述べる。

(4) 殉職者を祀ること―靖國神社と異なる招魂社的性格

殉職者を祀る宮内神社等は、右の歩兵第七聯隊のように戦死者とともに祀る事例があり、最古の宮内神社として既に述べた赤羽工兵大隊の宮内神社も公務殉職者を併せ祀つていた。一方で、特に航空関係の学校や部隊に殉職者を祀る宮内神社等が多く見られた。管見の範囲で最古の航空関係の神社は、滋賀県八日市に大正十年開隊した飛行第三聯隊の冲原神社である。大隊長が敬神の念厚く、「隊員達の安全と聯隊の守護神」として大正十四年に「伊勢皇大神宮から御靈を奉じ」て創祀し、昭和四年に冲原神社と改名されたといひ、戦没者・殉職者は祀られなかつたようである。⁽⁵⁵⁾

航空関係で殉職者を祀つた最も古い事例として確認しているのは、霞ヶ浦海軍航空隊の「霞ヶ浦神社」である。同航空隊は、大正十年に霞ヶ浦飛行場が開場すると、翌年に臨時航空術講習部が海軍航空隊と改称して開隊したものである。「霞ヶ浦十年史」によると、大正十四年十月二十三日に「霞ヶ浦海軍航空隊創設以來空の尊き犠牲者二十五氏の英靈の招魂祭を執行、神田明神の平田宮司が齋主となり小松司令以下幹部士官及び隊員代表遺族一同列席して莊嚴を極めたものであつた」とあり、神田明神の宮司を齋主として開隊以來の死者二十五名の招魂祭を行つた。そして、翌十五年四月三十日に「霞ヶ浦神社鎮座祭執行す」とあり、建設の由来を次のように記している。

霞ヶ浦神社建設の由来

霞ヶ浦海軍航空隊に於ては毎年春秋二季霞ヶ浦飛行場創設以來の殉

職者招魂祭を挙げ来りしも未だ常時之れを祭祀するの設無かりしを以て隊内に一招魂祠を建立し之れに海軍航空隊創設以来の殉職者英霊を合祀して雄魂を慰め一は以て朝夕之に尺して後進の發奮を促し盡忠報國の至誠を養ふ資ともなさんとの議起り擧隊之が實現を冀望するに至りしを以て大正十四年秋以來準備委員會を設け諸般の計畫並に實施に當らしめ大正十五年三月末遂ひに第一次計畫たる古式純神明造（建坪一坪）の社殿並に六百餘坪の神苑を完成するに至れり。而して之に要したる勞力は特に専門技術を要するの外は悉く隊員の奉仕にして經費千八百餘圓全く隊員の醸出に依れり。

これによると、建立の理由は殉職者英霊を合祀して雄魂を慰めることと、尽忠報國の至誠を養うためであり、隊員の醸金と奉仕により創建したという。殉職者を祀るために創建された営内神社であり、以後毎年春季・秋季大祭とともに合祀祭がおこなわれたようである。なお、同社の創建については「公文備考」にも記載があり、霞ヶ浦海軍航空隊殉職者招魂祠建設委員長海軍大佐佐藤三郎（霞ヶ浦海軍航空隊司令代理）から海軍大臣宛「霞空第六五七号 官有地使用ノ件」に「別紙ノ趣意ニ依リ霞ヶ浦海軍航空隊殉職者招魂祠建立致度ニ付同隊敷地内ニ別紙圖示ノ通官有地使用方御認許相成度」という申請が出されている。⁽⁵⁷⁾ここでは神社名を「霞ヶ浦航空隊殉職者招魂祠」と記し、霞ヶ浦神社が殉職者の招魂祠として建立されたことを示している。

翌昭和二年四月には、大村海軍航空隊司令から佐世保鎮守府司令長官宛「招魂祠建設ノ為官有地使用願ノ件」が出され、「本隊在勤有志者醸金ノ上別紙圖面ニ示セル位置ニ招魂祠ヲ建設シ當隊開設以來ノ殉職者ノ靈ヲ祀リ以テ隊員一同ガ修養ノ資タラシメ度候條左記ノ通土地使用方御認許相成度候也」と記している。霞ヶ浦航空隊と同様に殉職者の霊を祀る招魂祠として申請し、五月十三日に海軍大臣から許可された。⁽⁵⁸⁾

次に、陸軍航空士官学校の校内神社「航空神社」を見てみよう。同校

は陸軍士官学校から航空兵科が分離することになり、昭和十二年九月、所沢陸軍飛行学校閉校とともに陸軍士官学校所沢分校が創設され、翌十三年五月豊岡に移転し、同年十二月陸軍航空士官学校として独立した航空兵科将校の養成機関であった。その地を「修武台」というのは、昭和十六年の天皇行幸の際の賜名によるものである。「航空神社」は、昭和十二年九月に所沢陸軍飛行学校が天照大神と同校航空殉職者を祀る校内神社として創建し、陸軍士官学校所沢分校に継承され、同分校の豊岡移転により遷座した。同校の校長を勤めた菅原道大は、「航空神社の由来とその変遷（昭和三十六年）」で次のように記している。⁽⁵⁹⁾

本社建立の由来は、当時航空殉職者が、一命を捧げて国家航空の発達発展に資しながらも靖国神社に合祀されない実情に在るを思い別に護國の神靈として祭祀すべき宿願によつたものであります。

航空殉職者が靖国神社に合祀されないことから、別に護國の神靈として祭祀するために創建したという。航空関係は、その揺籃期から多くの殉職者を出してきた。国家航空の発展のために一命を捧げて、靖国神社に合祀されない無念な思いが背景にあったといえるであろう。航空関係の部隊や学校では、殉職ゆえに靖国神社で祀られないことから、営内で独自に殉職者を祀り慰霊・顕彰する神社を建設した。霞ヶ浦航空隊や大村航空隊では、その神社を招魂祠と称し、霞ヶ浦では神田明神宮司を斎主に迎えて招魂祭を行うなど、靖国神社とは異なる招魂社的な性格をもった神社（神祠）であったといえるであろう。

4、営内神社等創建のねらいと役割

営内神社等を創建したねらいや役割は何であったのか、どのように機能したのか、ということについては、営内神社等の性格と係わることはあるが、ここでは史料に即して探ってみよう。当時の史料や聯隊史等から、創建のねらいはおよそ（1）守護神・武運長久祈願、（2）慰霊・

顕彰、(3) 精神教育の三つに分類できる。

(1) 守護神・武運長久祈願

管内神社創建のねらいを、守護神として、あるいは武運長久祈願のため、などと資料に記されているものを以下に八例示した。祭神は3が英霊で、その他は神祇である。1は八幡稻荷神、2は皇大神宮、5は天照皇大神・経津主大神・武甕槌大神を祀り、聯隊の「守護神」としたとあり、神祇ばかりでなく、英霊による加護もあつたことを示している。4以下も「神明ノ加護」や「天佑神助」、「武運長久」や「無病息災」を願い、神威により将兵や生徒らを守護してくれることを期待して創建されたものである。8は神社建立により事故がなくなつたと、その効果を述べている。

- 1、歩兵第五十八聯隊 五八稻荷(明治四十一年遷座)
「当八幡宮は五八聯隊発祥の地なるをもつて、守護神として高田聯隊に遷宮した」⁽⁶⁰⁾
- 2、飛行第三聯隊 冲原神社(大正十年創建)
「大正十年、飛行第三聯隊が八日市に創設され、時の大隊長後藤元治が敬神の念とくに厚く「隊員達の安全と聯隊の守護神」としてまた当地の人々にも心の安らぎの場として、伊勢皇大神宮から御霊を奉じ、大正十四年衛戍神社を創祀された。のち昭和二年に冲原神社と改名された」⁽⁶¹⁾
- 3、海軍機関学校舞鶴校舎 躑躅丘神明社末社招魂社(昭和十年創建)
「先輩中破邪顕正ノ聖戦ニ参ジテ護国ノ鬼ト化シ、或ハ職ニ斃レ難ニ殉ジタル忠勇ノ士ヲ奉祀シ、英霊加護ノ下益々軍人タルノ本分ニ徹セシメンコトヲ期シテ」⁽⁶²⁾
- 4、大阪陸軍兵器支廠禁野倉庫 構内神社(昭和十二年建立申請)

「該庫ノ作業ニ掌ル者ヲシテ日々神前ニ額キ神靈ニ觸レ以テ精神ヲ淨化統一シ弛緩セル精神ヲ緊縮シテ益々奉公ノ至誠ヲ致サシムルト共ニ神明ノ加護ニ依リ作業ノ完璧ト該庫ノ安泰ヲ祈願セントスルニアリ」⁽⁶³⁾

- 5、陸軍輜重兵学校 桜ヶ岡神社(大正九年勸請、昭和十六年遷座)
「創立以來學校ノ守護神トシテ朝夕禮拜セシ櫻ヶ丘神社」⁽⁶⁴⁾
- 6、野砲兵第二十三聯隊 弥栄神社(蘇州)
「初代聯隊長辻演武大佐は敬神の念の頗る篤い人であつたので、蘇州の兵營の一隅に、弥栄神社なる神社を創建し、皇国の弥栄と聯隊將兵の武運長久を祈願した」⁽⁶⁵⁾
- 7、小倉歩兵第十四聯隊 勝山神社(昭和十九年創建)
「昭和十九年九月二十五日、勝山聯隊神社建立に關し聯隊本部に於て左記の通り決議す。
趣意 皇軍の戦捷と天佑神助を念願、聯隊將兵の神国崇敬を高揚し兵馬の無病息災を祈念す」⁽⁶⁶⁾
- 8、陸軍熊谷航空飛行隊館林分隊航空神社(昭和十八年頃創建)
94偵の事故が続き、宇佐見隊長が「航空神社」を建立、お陰で事故が無くなつたという」⁽⁶⁷⁾

(2) 慰霊・顕彰

以下の1〜4は、戦病死者・殉職者を祀る招魂社的人格を持った管内神社等である。4は研究所で殉職した人々を慰霊するためといい、3は殉職者を祭祀することでは同様であるが、国家に殉じながらも靖國神社に合祀されないことに対する思いが背景にあることにおいて、その祭祀は航空殉職者を「護国の神霊」として顕彰することがねらいとしてあつたといえよう。1は日露戦病死者の霊を「忠魂」「英霊」として慰霊するとともに、その武勲を聯隊で伝えていくために忠魂社が創建されたと

記しており、慰霊と武勲を後世に伝えることを一連のものとして、その機能を持った神社であることを述べている。2は、航空殉職者の霊を「雄魂」として慰霊するとともに、それをもって後進の発奮を促し尽忠報国の至誠を養う資とすることから、慰霊・顕彰は精神教育にまでその役割が及んでいることがわかる。

1、歩兵第四十四聯隊忠魂社（明治三十八年創建）

「當忠魂社ハ其初明治三十七、八年戰役中當聯隊補充大隊長少佐玉川清水當隊ニ属スル忠勇ナル戰病死者ノ忠魂ヲ祀リ長ク其英靈ヲ慰メ以テ後世ニ其武勲ヲ傳ヘント欲シ」⁽⁶⁸⁾

2、霞ヶ浦海軍航空隊 霞ヶ浦神社（大正十五年創建）

「隊内に一招魂祠を建立し之れに海軍航空隊創設以來の殉職者英靈を合祀して雄魂を慰め一は以て朝夕之に尺して後進の發奮を促し盡忠報國の至誠を養ふ資ともなさんとの議起り」⁽⁶⁹⁾

3、陸軍航空士官学校 航空神社（昭和十二年鎮座・十三年遷座）

「本社建立の由来は、当時航空殉職者が、一命を捧げて国家航空の發達發展に資しながらも 靖国神社に合祀されない実情に在るを思ひ別に護國の神靈として祭祀すべき宿願によつたものであります」⁽⁷⁰⁾

4、陸軍登戸研究所 弥心神社（昭和十八年創建）

「研究所では秘密戦兵器として作製したものの実験や作製過程で事故のため死亡した人々の慰霊をこめ技術・研究開発の神を祀ることにした。名づけて、彌心神社と称した」⁽⁷¹⁾

(3) 精神教育

以上の、守護的な神社と慰霊・顕彰を目的とした神社に対して、精神教育を目的とした神社があった。その事例は多く、育成を目指す「精神」の内容も幾つかに分類できる。

先ず第一に、昭和四年に歩兵第七聯隊は、営内の大神宮に戦病死者と

殉職者を祭祀することについて、「敬神思想ノ涵養ニ努ムルタメ」と述べている⁽⁷²⁾。以下年を追ってみると、昭和十一年の電信第一聯隊の電信神社は「敬神崇祖ノ念ヲ向上シ肇國精神ノ發揮國體明徴ノ徹底ヲ期スル」⁽⁷³⁾、昭和十三年の騎兵第七聯隊の営内祠は「敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ、以テ精神教育ノ資ニ供スルノ目的」⁽⁷⁴⁾、同十四年の軍馬補充部根室支部の神祠は

「職員以下ノ敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ愛國ノ精神教育ニ資スル目的」⁽⁷⁵⁾、同十五年の軍馬補充部川上支部の神祠は「職員以下ノ敬神崇祖ノ念ヲ涵養スルト共ニ精神教育ニ資スル目的」⁽⁷⁶⁾、山形陸軍病院の神殿は「敬神崇祖ノ念ヲ強調セシムルタメ」⁽⁷⁶⁾、昭和十六年創建の陸軍兵器学校の細戈神社⁽⁷⁷⁾は「學生生徒ノ精神教育並日本精神ノ作興ニ資スルタメ」⁽⁷⁷⁾、昭和十七年の中部第二十二部隊の営内神社は「時局ニ鑑ミ敬神崇祖剛健敢為ノ精神ヲ昂揚シ武人タルノ徳操ヲ陶冶シ時艱克服ニ邁進スベク」⁽⁷⁸⁾とある。これらの事例は、敬神崇祖の念を涵養し、愛國精神や剛健敢為などの精神教育に資することを創建の目的として掲げている。歩兵第七聯隊が昭和四年に敬神思想の涵養を掲げたのは、同年に始まった「教化総動員運動」が敬神崇祖を柱とする国民精神作興を掲げて展開したことと係わるであろう。この後国民精神作興・国民精神総動員の運動が一層の展開を見せ、その動きの中で参宮や大麻奉齋の増加、神棚・神祠の創建が進展したことは既述の通りである。ここに掲げた営内神社等は、それらの陸軍内における神祠創建の事例としてみるべきもので、敬神崇祖の精神教育の施設として建てられ、機能した神祠であったといえよう。

第二に、昭和二年に創建した大村海軍航空隊の招魂祠は「當隊開設以來ノ殉職者ノ靈ヲ祀リ以テ隊員一同ガ修養ノ資タラシメ度候」⁽⁷⁹⁾との目的で創建された。殉職者の霊を祀り隊員の修養の資とするということである。同様のことは昭和十六年に市ヶ谷から朝霞に移転した陸軍予科士官学校の雄健神社遷座祭における校長の祭文に「本校生徒タルモノハ本社祭神タル本校出身諸先輩ノ神靈ニ對シ毫末モ愧ヅル所ナク、至誠純忠、

壯烈果敢ナル皇軍將校タルベク、造次モ必ず是ニ於テシ、顛沛モ必ず是ニ於テセンコト是ナリ⁽⁸⁰⁾とあり、先輩の神靈に恥じない至誠純忠・壯烈果敢なる精神を發揮することを期待している。これらの場合、宮内神社等は先輩諸霊の記憶がよみがえる場であり、その戦死・殉職が将兵や生徒に与える影響を尽忠報国の精神に統合し、士気を高めようとする役割をもたせた施設であったといえよう。

第三に、大正十四年創建の歩兵第二十聯隊の鎮国神社は、天照大神・菅田別命・明治天皇の三神靈と聯隊戦没將兵の英霊を祀る神社で、「日夕其神威ニ觸レ、知ラス識ラスノ間神明ノ稜威ニ感應シテ自ラ盡忠報国ノ念ヲ敦カラシメントセリ⁽⁸¹⁾」とある。昭和十四年鎮座の陸軍銃砲兵学校の稜威神社は、伊勢大神宮、明治神宮及び香取鹿島両宮を奉祀した神社で、「絶えず神前に忠誠を誓ひ、益々尽忠報国の志を鞏うせんことを期す⁽⁸²⁾」とある。昭和十年創建の海軍機関学校舞鶴校舎の躑躅丘神明社は、皇大神宮別大麻を奉鎮する神社で、「抑本校ニ在リテハ生徒、選修学生ノ徳性ヲ涵養シ、体力ヲ錬成シ、學術ヲ修得シ、以ツテ国軍ノ楨幹タルノ基礎ヲ確立スベキノ故ヲ以ツテ、夙ニ校内ニ淨域ヲ相シ、皇大神宮ノ大麻ヲ拝戴シテ齋キ奉リ、神明照鑑ノ下、此ノ大信念ヲ体得セシメ⁽⁸³⁾」とある。昭和十八年創建の陸軍少年戦車兵学校の若校神社は、皇大神宮・鹿島・香取・湊川・四条畷・靖国神社の祭神を奉祀した神社で、「生徒が毎日ここに参拝し、富士を仰いで心を清め、尽忠報国の志を固め誓わせるようにした⁽⁸⁴⁾」とある。これらは、神前で心を清め、神前に尽忠報国を誓い、神明照覧の下に徳性の涵養や信念の体得などを目指そうとしたもので、精神教育のねらいが如実に示されている。昭和三年創建の海軍兵学校の八方園神社が「在校生徒に海軍將校生徒たる矜持と自覚信念を深めさせるために与えた影響は大きかつた⁽⁸⁵⁾」とあり、神明を拝すること海軍將校たるべき矜持と自覚信念を深めさせる効果があつたことを述べている。陸軍憲兵学校の憲徳神社は、全生徒は一日一度参拝し、その

目的は「憲兵の往くところに必ず憲徳神社在すの印象の涵養であつた」といい、「いかなる環境下においても憲徳神社を忘れず、目に見えぬ神靈に誓つて恥じざる行動をとるよう、神と己の関連を習性と培うための日々の参拝励行であつた⁽⁸⁶⁾」と述べており、憲兵という職務の特殊性から、神明照覧という意識を涵養しその下で恥じざる行動がとれる精神の育成をねらつたものと思われる。

以上に、どのような精神の育成を目指すのかということについて述べた。敬神崇祖の念の涵養、尽忠報国の精神の涵養、神明照覧の下での徳性の涵養などである。敬神崇祖は尽忠報国に結びつくものであることから、目指すところの精神は、尽忠報国と人格の陶冶という二つに大きく分類できるのではなからうか。

(4) 軍の生活の中での宮内神社

軍隊や軍学校での生活の中に、宮内神社はどのように位置づけられていたのであろうか。これについては資料が少なく、聞き取りに頼る部分が多い。陸軍士官学校の雄健神社の場合、昭和十九年の「生徒心得要則」に次のように記されている。⁽⁸⁷⁾

生徒心得要則

- 本校ハ、將校生徒最終ノ修練道場ナリ。卒業後ハ、直チニ戦陣ニ臨ミ、統帥ノ大権ヲ承行スルノ身分ナルヲ念ヒ、日常ノ一切ヲ拵ゲテ行的修練トナシ、自主積極、専心、生徒ノ本分ニ邁進スルヲ要ス。
- 一 勅諭ハ、軍人ニ賜ハリタル絶対ノ聖訓ナリ 毎朝、心身ヲ淨メ
 恭謹、之ヲ奉誦シ、一誠以テ、之ガ実践ヲ誓ヒ奉ルベキモノト
 ス
- 一 忠孝一本ハ、我が国道義ノ精粹ナリ
- 毎晨、雄健社頭ノ聖域ニ立チテ心ヲ正シ、篤ク尊皇敬神、崇祖
 感恩ノ誠ヲ捧ゲ、皇運ノ無窮ヲ祈念シ奉リ、誓ツテ神明ノ照覧

二対へ、祖先ノ遺風ヲ顕彰センコトヲ期セザルベカラズ（下略）
勅諭奉読に次いで雄健神社の毎朝参拜のことが「生徒心得要則」に記載され、日課として重視していたことがわかる。参拜の後に遙拝所で遙拝し、清掃奉仕も決められていた。日課としての参拜の他に、六月十日の開校記念日（大正十年に十月二十七日を改めた）には、式典終了後雄健神社例祭が行われ、戦病没者の合祀もそのなかで行われた。「陸軍士官学校歴史」には、例祭について毎年記載されており、「昭和十年歴史」を掲げると次のように記されている。

六月十日 第六十一回開校記念日ニ付式典及雄健神社ノ例祭ヲ行フ
當日本校出身將校中本年四月靖國神社ニ合祀セラレタル
飯塚少將以下二十五柱ヲ雄健神社ニ合祀ス

この祭典には校長以下職員・生徒が参加し、斎主の祝詞の後に、校長以下勅任官、奏任官、准士官下士、判任文官、学生、本科生徒、豫科生徒兵卒の順に参拝することになっていた（「昭和二年歴史」他）。

陸軍予科士官学校でも「雄健神社に参拝を毎朝欠かさず行うことは、生徒の大きな日課のひとつだった⁽⁸⁸⁾」とある。東京陸軍幼年学校は昭和十九年に雄健神社を創建した。幼年学校四十八期の明石周夫氏からの聞き取りによると「生徒は毎朝参拝した。食事までの間に各自で行くことになっていた。遙拝所では、皇居・父母に対して遙拝し、軍人勅諭を声を出して奉読した。これは毎日行い、神社参拝は必ずしも毎日ではないが、行くことにはなっていた⁽⁸⁹⁾」という。陸軍兵器学校の細戈⁽⁹⁰⁾神社については、第二期機工科生徒の日記がある。昭和十六年六月からのもので、毎朝神社を参拝をしたことが記され、同年九月十七日の日記には次のような記載がある。

九月十七日 水曜日 雨 今朝モ起床スルト寒クアリ、天氣ガ悪ク
アツク。冷水摩擦ヲシ、点呼ヲシ、遙拝、勅諭奉讀ヲシ、毎日各
自神社ニ参拜シテイル者ハイルカト言ハレタ。毎日参拜セント胸

ガツマツテイル様ナ氣分ガ悪イ位デナケレバダメデアルト、後各区隊ゴトニ参拜ス。其ノ頃雨ガ降り体操ナク掃除ニ行ク。後朝食ヲスマセタ。（下略）

これによると、毎朝点呼後に神社参拝や遙拝、勅諭奉読、体操、掃除などが朝食前にあり、神社は参拝することになっていたが、自主性に任せていたようで、右の記事のように区隊でその確認が行われた。

管内神社・校内神社に毎朝参拝した、或いは参拝することになっていたという事例は、熊本陸軍幼年学校（雄健神社）・広島陸軍幼年学校（肇國神社）・陸軍憲兵学校（憲徳神社）・陸軍銃砲兵学校（稜威神社）・陸軍輜重兵学校（桜岡神社）・仙台陸軍飛行学校（雄建神社）・陸軍船舶特別幹部候補生隊（若潮神社）・厚木航空隊（厚木空神社）・霞ヶ浦海軍航空隊（霞ヶ浦神社）・筑波海軍航空隊（筑波神社）・歩兵二十聯隊（鎮國神社）でも確認できる。将兵や生徒の精神教育の資とした場合は、参拝を日課とすることが行われたようである。

5、管内神社等の終焉とその後

昭和十二年に市ヶ谷台から神奈川県座間村（現、座間市）に移転した陸軍士官学校は、校内神社雄健神社を同地に新たに建立し、翌十三年六月九日に鎮座祭を執行した。市ヶ谷台に残った陸軍士官学校予科は陸軍予科士官学校として独立し、座間の雄健神社鎮座祭当日に靖國神社から「神刀」を授与された。これは、昭和十三年四月十一日付陸軍豫科士官学校長甘粕重太郎から靖國神社賀茂百樹宮司宛に「當校雄健神社ノ御神體トシテ御神刀一振御下渡シ下サレ度願上候⁽⁹¹⁾」という、御神体としての神刀授与を願い出したことによるものである。市ヶ谷台に創建された雄健神社は、「其靈璽ハ靖國神社例祭ニ獻備セラレシ神劍ノ交付ヲ受ケシモノナリ⁽⁹²⁾」とあるように、靖國神社から授与された神劍を靈璽としていたので、それを座間に奉遷したことから、新たに靈璽として神刀の授与が

あったということであろう。その後、座間の陸軍士官学校の地は「相武台」と賜名され、市ヶ谷台の陸軍予科士官学校も昭和十六年に朝霞へ移転し、「振武台」と賜名され、雄健神社を造営して市ヶ谷台から遷座した。

昭和二十年七月上旬、陸軍士官学校は学校本部をはじめ教授部・馬術部・材料廠等の諸機関も長野県望月に移り、「陸軍士官学校長期演習隊」と総称した。その際、学校本部は雄健神社の神霊を奉じて疎開し、望月の大伴神社に合祀したという。終戦後、長野県へ移駐することになった八月二十三日の前日、遙拝所で候補生の割腹自殺があり、雄健神社で二人の下士官の拳銃自殺があった。九月五日に米騎兵第一師団に接收される前に、嘉納霞少佐らは雄健神社社殿を焼き、相武台碑を埋めたという（後に米軍によつてもとの位置に据えられた）。その後、「雄健神社ご祭神は、終戦後も望月の大伴神社に合祀されていたが、昭和三十一年六月九日、有志の手により、靖国神社に移され、翌十日昇神の儀が行われた」という⁽⁹²⁾。社殿が既に焼かれ、御霊は靖国神社による「昇神の儀」が行われたことで、雄健神社は終焉を迎えた。なお、現在市ヶ谷台には予科士官学校の朝霞移転により御神体がなくなった雄健神社社殿が残っている（図1参照）。

陸軍予科士官学校は八月二十九日に閉校となり、校内神社雄健神社も、その直前に終焉を迎えた。高級副官の指揮下に、副官として「振武台」碑下に御神体等を埋設する作業を指揮した山口輝久氏は、その時の様子を次のように記している。

埋設の時期は8月20日から25日の間、作業は各中隊から2名選抜、高木少佐が全般指揮をされた。奉遷埋設されたのは御神体の御剣二体、御鏡二体、その他社殿内の器物で、高木少佐が取り出され、容器に収め、腐蝕防止の対策は特に講じることは出来ず、全て白絹又は白布で覆った。穴の中に塩を撒いてお浄めをし、一人一個ずつ奉持してお遷し申し上げた。菊の大御紋章も一緒に埋設した。（中略）

御神体は右の通り埋設したが、靈璽簿については御真影と共に8月16日奉焼申し上げた。

まずは靈璽簿を八月十六日に奉焼し、二十日から二十五日の間に御神体等を振武台碑下に埋設したという。このことについて、『陸軍士官学校』には「振武台の学校本部では、学校閉鎖のための処理にあたり、雄健神社の取りあつかいに頭を痛めた。連合軍により本校が接收された際、雄健神社が彼らから辱しめを受けることを最も恐れたのである」と記されている⁽⁹³⁾。その後、跡地は陸上自衛隊朝霞駐屯地となり、昭和四十年十二月、偕行社士官学校卒業生有志と自衛隊の手で埋設した御神体等が掘り起こされ、現在靖国神社に納められている。御霊については、「昇神の儀は昭和45年11月28日、到着殿に於いて陸士関係者24人の立会いの下に斎行された」とのことである⁽⁹⁴⁾。社殿はその後に残っていたが、朝霞駐屯地提供資料によると「朽ち果て見るに忍びざる状況となり、かつ憲法上の制約から再建の可能性もありませんでした。そこで1/20の模型を記念館に納めその跡に碑を建立することを計画して、53年3月浦和財務局の許しを得、止むなく解体しました」という。平成十四年には、朝霞駐屯地業務隊によって雄健神社跡地の整備が行われた。同駐屯地提供の「雄健神社跡整備計画」によると、その目的



図2 朝霞の雄健神社跡地

は「偕行会の実施する雄健神社跡周辺の整備に協力し、予科士官学校の歴史と伝統の継承に寄与する」とあり、整備の目的は予科士官学校の歴史と伝統の継承であるという。修武台といわれた陸軍航空士官学校の航空神社は、八月十四日のクォーター計画に加わった第三中隊区隊長上原重太郎大尉が、八月十九日に神社前

で割腹自決した。その後米軍進駐前の九月三日、入間郡小手指村北野(現、所沢市)の北野天神宮司に懇請して同社地に航空神社を移した。このことについて、同校の校長を勤めた菅原道大は、「航空神社の由来とその変遷(昭和三十六年)」で「崇祠を現型のまま完全に現在地へ奉遷した」と記している。北野神社に現存する航空神社社殿は、修武台から移したものである。爾来「占領下に於ても一日の祭祀を欠くことなく今日迄続けて参りました」といい、防衛庁関係の航空殉職者も合祀して、昭和三十五年に祭神三一八六柱、内自衛隊関係八十九柱であったという⁽⁹⁵⁾。その後、昭和四十年十一月に航空神社の霊璽簿・霊名牌は、航空神社奉賛会長菅原道大(元校長)から航空自衛隊に引き継がれ、奈良県の航空自衛隊幹部候補生学校教育参考館に安置されたが、昭和六十三年に航空自衛隊入間基地の修武台記念館に移され、現在に至っている。社殿はなくなったが、霊璽等は元の地に戻ったということである。一方北野神社の航空神社は、霊璽等がなくなったので、その後は小手指神社として北野地区の氏子の戦没者を祀る社となっている。熊本陸軍幼年学校は、終戦後の八月二十八日、職員・生徒らは校庭に整列し、「台上に御真影、教育勅語、雄健神社の御神体、記念室の遺品、学校本部に掲げられていた菊花の御紋章を安置した。最後の敬礼を行って国歌と「海行かば」を斉唱した。誰もが、むせび泣きながら斉唱する中を、御真影と御神体に火がつけられ、御紋章がその上に置かれた⁽⁹⁶⁾。こうして、御真影とともに雄健神社の御神体が焼かれたことで、幼年学校の歴史に幕が閉じられた。

相武台・振武台・修武台、幼年学校という旧陸軍士官学校関係の校内神社について、その戦後処理を述べてきた。敗戦直後に校内神社にて自決した職員・生徒がいたこと、米軍進駐前に霊璽簿や御神体を焼き、あるいは埋納し、あるいは社殿を焼き、別な神社に移したことは、校内神社が士官学校職員・生徒にとって精神的な支柱であり、それゆえに米軍

によって「辱しめを受けることを最も恐れた」ためであろう。部隊の宮内神社でも同様の処理が見られた。霞ヶ浦航空隊の霞ヶ浦神社は、霊璽簿を農家に分散して隠し、昭和三十年十二月に海軍航空殉職者慰霊塔を建設してその塔下に収納したという⁽⁹⁷⁾。木更津航空隊の航空神社は、「終戦後神社の廃棄を命ぜられることあるを予期し、香取神宮および八劍神社の霊代はおのおの返納し、殉職者戦死者の銘牌は八劍神社に依頼して同社に奉遷した⁽⁹⁸⁾。社殿はその後残されたので、二年に一度八劍神社から御霊を遷して慰霊祭を行っているといる⁽⁹⁹⁾。厚木航空隊(海軍第三〇二航空隊)の厚木空神社は、昭和十九年十一月に司令小園保名大佐が殉職将士を祀るために建立した宮内神社である。終戦後深見神社奉賛会によって神殿を同社境内に移し、「同隊西沢良晴海軍大尉(長野県出身)がひそかに御祭神百六十七柱の霊璽簿と同社鎮祭の時賜った宝剣(靖国神社宮司鈴木孝雄海軍大将から奉納の靖国刀)を深見神社に携へ宮司中川精一に祭儀を依頼し」たという⁽¹⁰⁰⁾。現在、移設された社殿は深見神社で靖国社といわれ、当地出身の戦没者も合祀されて祭祀が行われている。陸軍気象部の気象神社は、昭和十九年四月に神明造の社殿を創建したが、翌年四月に空襲で炎上し、再建して終戦を迎えた。戦後跡地は気象庁氣象研究所となり、神道指令により取り除くべきところ「当局の調査漏れを知り文部省内連合軍宗教調査局に出頭此の旨申し出、ニコラス主任(陸軍少佐)の厚意に依り拂下げらる。昭和二十三年九月十八日本水川神社大祭に遷座祭執行以て現在に至る」と『陸軍気象史』にある⁽¹⁰¹⁾。連合国軍の許可の元に高円寺の水川神社に移設し、現在も祭祀が継続されている。

宮内神社等の現況はさまざまである。社地・社殿についてみれば、第一に、更地となり跡形もなくなっている場合で、おそらくこのケースが最も多いと思われる。第二は、基礎など社殿の一部が残存している場合で、これも残存の程度によりさまざまである。実見したのものとしては、座間の陸軍士官学校雄健神社(参道石段)・陸軍予科士官学校雄健神社

(社殿基礎)・筑波海軍航空隊筑波神社(社殿基礎)・鹿島海軍航空隊鹿島神社(社殿基礎)・霞ヶ浦航空隊霞ヶ浦神社(方位盤、社号標(移設)・前橋予備士官学校雄健神社(社殿基礎)・陸軍重砲兵学校稜威神社(社号標)・鳥居・社殿基礎)・追浜海軍航空隊追浜神社(社号標)・横須賀海軍需部軍需神社(社殿基礎)・新発田歩兵第十六聯隊昭顕神社(社殿基礎)・海軍兵学校八方園神社(方位盤)などである。第三に、社殿が現存している場合である。これも当時の社地にそのまま現存しているものと、移設したものがある。確認したものは、霞ヶ浦海軍航空隊霞ヶ浦神社(移設)・土浦海軍航空隊土浦航空隊神社(移設)・谷田部海軍航空隊谷田部神社・百里原海軍航空隊百里神社・陸軍熊谷航空飛行隊館林分隊航空神社・熊谷陸軍飛行学校航空神社(現、靖国社。移設)・陸軍野戦砲兵学校千代田宮(移設)・木更津海軍航空隊木更津神社・市ヶ谷台陸軍士官学校雄健神社(移設)・陸軍氣象部氣象神社(移設再建)・陸軍登戸研究所弥心神社(現、生田神社)・横浜海軍航空隊鳥船神社(現、浜空神社)・横須賀海軍水雷学校水雷神社(現、関東神社)・横須賀第二海兵团(武山海兵团)・岩崎山神社・厚木航空隊厚木空神社(移設)・第二相模野航空隊綾瀬神社(移設)・陸軍兵器学校細戈神社(移設)・相模陸軍造兵廠相模神社・松本歩兵五十聯隊白翁稻荷大明神・沼津海軍工廠大神宮などがある。特に第三の場合は、何らかの祭祀が行われている場合が多い。部隊関係者の高齢化により慰霊祭を廃止したところもあるなかで、現在も慰霊祭を継続しているのは、木更津神社・氣象神社・浜空神社などである。地域の戦没者も合祀して、宮内神社の性格や記憶をとどめているのは熊谷陸軍飛行学校航空神社(靖国社)・厚木空神社(靖国社)・綾瀬神社などである。これらは、宮内神社が戦死病没者・殉職者を慰霊・顕彰してきた記憶を継承し、その記憶をもよみがえらせる場として今でも機能している事例といえよう。一方、弥心神社は明治大学生田キャンパス内にあって、生田神社と称する生産祈願の神社となり、

水雷神社は関東自動車工業株式会社の所謂企業の神社となり、ともに大きく性格を変えながらも宮内神社社殿での祭祀が継続されている。

② 宮内神社と忠魂碑・忠霊塔・護国神社―第七師団の慰霊施設を中心として

戦死病没者・殉職者を祀る宮内神社等が、靖国神社とどのような関係にあるのかは既に述べた。ここでは、そのような宮内神社が、忠魂碑・忠霊塔・陸軍墓地や護国神社等とどのようにかわるのかということ、北海道の第七師団の慰霊施設を事例として探っていく。なお、第七師団は明治二十九(一八九六)年五月札幌に創設され、その後上川郡鷹栖村字近文(現、旭川市)に大規模な兵営や官衙を造成し、明治三十四年十月に札幌から師団主力が転営した。転営当時の師団管下には、旭川に歩兵第二十六・二十七・二十八聯隊、騎兵第七聯隊、野砲兵第七聯隊、工兵第七大隊、輜重兵第七大隊、札幌の月寒に歩兵第二十五聯隊などがあった^(註)。以下に、旭川と札幌における第七師団の慰霊施設について述べる。

1、旭川における慰霊施設

(1) 第七師団と招魂社・護国神社

北海道護国神社の前身である第七師団招魂社については、『北海道護国神社史』(示村貞夫著、北海道護国神社一九八一年発行、以下「神社史」と略記する)に扱われるところが多い。同書によると、第七師団の主力が札幌から転営した翌年、明治三十五年五月五日・六日の両日に、大迫尚敏師団長を祭主として第一回招魂祭が執行された。場所は、工事を請け負った大倉組が輜重兵第七大隊前の練兵場に建設し寄贈した「招魂斎場」であった。『神社史』所載の「輜重隊前遙拝所絵図面 明治三十五年九月

十五日発行 仙台市天鐘堂製作」によると「遙拝所」として描かれ、齋殿と鳥居・手水舎・燈籠などを供えた社の形式である。招魂社的な性格を持った管内神社（神祠）ということができよう。

明治四十年四月、招魂祭を旭川町と共催で行うため、招魂齋場を練兵所に隣接する陸軍用地に移し、旭川町が用地を借り受けて五月に町主催の第一回招魂祭を執行した。その場所が現在の北海道護国神社の地である。翌年師団長に就任した上原勇作は、北海道庁長官河島醇とはかり、明治四十三年に「該師団用地の一部には、既に仮設招魂齋場の在るあり、今該地域を下して、新たに全道の招魂社を建設し、以て各戦役に於ける殉難国士の英霊を永遠に合祀」するという寄附金募集趣意書を発表して、招魂社建設に着手した（『神社史』による）。同四十四年六月に落成式を行い、社名も「第七師団管招魂社」と称した。翌四十五年、内務大臣への照会を経て五月十七日付陸普第一七三二号で陸軍用地の北海道庁長官への無償使用が許可された。なお、新装成った社殿について、防衛省防衛研究所蔵の「旭川招魂社霊殿新築工事設計書¹⁰⁴」によると、霊殿は改築が新築に訂正され、「木造流破風造 桁行六尺六寸梁間六尺」とある。流破風造の霊殿（本殿）の設計図もあり、新築されたようである。この社殿が次項の北鎮神社となるのであるが、『神社史』は、北鎮神社の社殿は「招魂齋場」の社殿であると記載しており、それに従えば明治四十四年に本殿の新築はなかったことになる。しかし、一方では、「霊殿新築」工事と記す建設工事落成報告書を掲載している。「招魂齋場」と対比できない現状では断言できないが、新築されたと見てよいであろう。

『神社史』に従ってその後の変遷を見ておこう。大正五年九月に社名を「北海道招魂場」と改称した。昭和八年には社殿の腐朽や狹隘を理由に改築工事を進め、翌九年十一月に本殿・拝殿を神明造とした新社殿が竣工し、翌十年四月「北海道招魂社」創立の件が内務大臣から許可された。

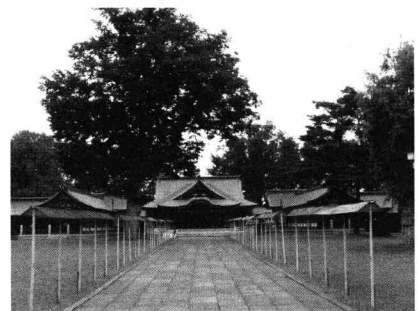


図3 北海道護国神社

五月に靖國神社賀茂宮司謹製の、戊辰以来北海道・樺太戦没者四八五二柱の名簿を捧持して鎮座祭が執行されたという。当時北海道に招魂社は四社あり、函館・江差・福山が官祭招魂社、札幌が私祭招魂社であった¹⁰⁴。北海道招魂場（第七師団管招魂社）は、第七師団という公的機関が設立した招魂社でありながら、内務大臣公認の招魂社ではなかったのである。また全道の戦死病没者を祀った招魂社はなかったので、ここに全道と樺太を含めた戦死病没者を祀る内務大臣公認の招魂社「北海道招魂社」が創立することになった。昭和十一年に北鎮兵事記念館が開館し、同十四年四月に招魂社制度の改正により内務省指定の「北海道護国神社」となった。

(2) 北鎮神社

北鎮神社は、第七師団の管内神社であった。『神社史』に次のような記載がある。

昭和十年の大造営に当り旧招魂社本殿は第七師団官舎地帯の氏神として旭川市四区の偕行社前庭に遷された。祭神には鹿島神宮の建御雷命と香取神宮の經津主命の分霊を拝戴し、これを「北鎮神社」と称した。例祭は師団の秋季演習の終わった毎年十月中旬、師団長が祭主となり、將校婦人會が手伝って約八〇〇戸の官舎の氏神様に基づいた祭典がとり行われてきた。

これによると、北鎮神社は昭和十年に北海道招魂社を新築するにあたり、旧本殿すなわち明治四十四年に落成した第七師団管招魂社の霊殿を



図4 北鎮安全神社

偕行社前に遷して創建された神社であつた。祭神を新たに鹿島・香取から迎え、第七師団官舎の氏神として祀つたという。その後、紀元二千六百年記念事業として、北部第八十一部隊は「隊長以下ノ醸出金ヲ以テ營内北鎮神社ニ玉垣ヲ奉納セリ」とあり、玉垣を醸金で奉納している⁽¹⁰⁾。この北鎮神社について、昭和十二年一月調製「旭川衛戍地一般圖」

(旭川市史編纂課提供)によると、偕行社敷地東南角に「北鎮神社」の記載があり、その所在が確認できる。現在「春光園」内に「忠」碑が建っている辺りである。昭和四十二年に北海道護国神社で仮遷座祭を執行して、ご神体を宮司が社務所の長春殿に遷し、翌四十三年十二月に開道百年記念事業として北鎮神社旧社殿を本殿とする北鎮安全神社を新築し、新たに愛宕・猿田彦・雷電神社の安全三神を合祀して遷座祭を執行した。北鎮神社は、もとの北海道護国神社の地に戻つたことになる。

(3) 歩兵第二十八聯隊の二八神社

二八神社は、北部第四部隊(第七師団歩兵第二十八聯隊)の宮内神社として、紀元二千六百年祝典記念に創建された。『紀元二千六百年祝典記録』第九冊「官廳ニ於ケル事業、陸軍省」(国立公文書館所蔵)に次の記載がある。

北部第四部隊 神社創設 營内ニ二八神社ヲ創設シ、部隊出身戦歿將士ノ英靈ヲ祭ルト共ニ軍旗祭ニ於テハ之ト同時ニ祭典ヲ實施シ、戦歿將士ノ武勳ヲ讃ヘ英靈ニ對スル敬神ノ念涵養ニ努ム。これによると、聯隊出身の戦没將士の英霊を祀り、その武勳を顕彰す

るとともに敬神思想を涵養することが創建のねらいであつた。聯隊の招魂的な神社(神祠)であつたといえよう。

昭和十七年五月に北部第四部隊に入營した杉本杉雄氏の手記があり、五月十四日に「十三時整列二八神社に参拜して營前整列、一路護国神社に参拜駅に向ふ」とある⁽¹⁰⁾。部隊で二八神社と北海道護国神社に整列して参拜した様子をうかがうことができる。直ぐ近くに護国神社がありながら、そして護国神社に二八神社の祭神は祀られていたはずであるが、別に部隊で營内神社を創建しているのはなぜであろうか。これについては後述するが、聯隊で武勳を顕彰し、継承して、將士の精神教育の資にするということが二八神社の役割であつたものと思われる。

(4) 騎兵第七聯隊の宮内祠

第七師団騎兵第七聯隊の宮内祠建設について、第七師団經理部長から陸軍大臣に申請した次の史料がある⁽¹⁰⁾。

大臣ヨリ第七師團經理部長ヘ指令案(陸普)

五月五日附七經營第二二九號伺ノ通認可ス

陸普第三七四五號 昭和十二年六月廿五日

陸軍省受領式第一〇一八號

七經營第二二九號

宮内祠建設ノ件伺

昭和拾貳年五月五日 第七師團經理部長 倉本力雄 印

陸軍大臣 杉山 元殿

騎兵第七聯隊長ヨリ敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ以テ精神教育ノ資ニ供スルノ目的ニテ同隊敷地内ニ營内祠左記ニヨリ別紙図面ノ通建設致度旨申出アリ調査スルニ土地使用上支障ナク所管長官ニ於テモ異存ナキモノニ付承認シ差支ナキヤ指令相成度

左記

一、條 件、軍用上必要ヲ生シタル場合ハ何時ニテモ「指示通管
理者ノ費用ヲ以テ他ニ移轉若ハ撤」去ス

二、管理 者、騎兵第七聯隊長

三、所要経費、1、造營費 酒保資金 四五〇円 (設計ノ概要及図面
將校以下醸金 一五〇円 別紙ノ通り)

2、補續費 酒保資金ニ依ル

四、土地使用面積、二十坪五合 (三間×六間半)

これによると、敬神崇祖の念を涵養し、精神教育に資するために営内
祠を建設するとあり、費用は酒保資金と醸金によるという。祭神等の詳
細は不明である。

(5) 山砲兵第七聯隊の「忠」碑

旭川市春光五条七丁目の春光園内、ここは偕行社の跡地であるが、そ
の東端に自然石の表面に「忠」と刻んだ碑がある。碑の高さ一七五センチ、
幅九〇センチ、台座の高さ四八センチである。かつて北鎮神社が鎮座し
た場所で、「旭川の石碑」に「第七師団の第六部隊の営内にあつたもので、
戦後移設再建された」と記載されている⁽⁸⁸⁾。北部第六部隊、すなわち山砲
兵第七聯隊の営内にあつたものといひ、北鎮神社の北海道護国神社への
奉遷後にここへ移設したものであろう。碑銘は次の通りである。

【碑の表面】 忠 (裏面に記載なし)

【左袖碑】 表 陸軍砲兵伍長 梅田 博

同 登坂恭平

同 池田長蔵

陸軍砲兵上等兵 菊池五郎八

小林榮作

(欠落) 遠田年夫

坂本作次
守

裏 昭和八年七月五日建之

【右袖碑】 表 日露戦役戦死者

陸軍砲兵少佐 星加喜三

同 大尉 菅谷頼次郎

(以下合計二十六名の「陸軍砲兵」を記載。省略)

右袖碑に「日露戦役戦死者」とあ

り、二十六名が刻まれている。左袖
碑は欠けているが、現状では八名確
認でき、「旭川の石碑」では満洲事
変戦死者と思われると記している。

この碑は、山砲兵第七聯隊にあつた
ことから、聯隊において戦死者慰霊
が行われ、そのために建立された石
碑であつたと思われる。



図5 山砲兵第七聯隊の「忠」の碑

(6) 第七師団陸軍墓地

① 最初の陸軍墓地

第七師団の陸軍墓地については、示村貞夫『旭川忠霊堂小史』(旭川
忠霊堂運営委員会事務局、一九七二年、以下「小史」と略記する)に拠ると
ころが多い。陸軍墓地は旭川移駐とともに建設され、その後二度場所を
変えている。最初の陸軍墓地について、『小史』は次のように記している。

場所は近文二、〇八五番地の五、〇〇〇坪であつた。ここを十五区に
区画し、一区は平均七〇に小区分し、合計一、〇五〇個の墓地敷地
を区画した。この陸軍墓地に最初に墓石を建てたのは、当時歩兵第
二十六連隊第六中隊の兵士で、病死した陸軍歩兵二等卒阿部和三郎

(本籍地不詳)で、明治三十四年二月十二日病死、同月十三日、第九区第二号に埋葬された。

以来、日露戦争・シベリア出兵戦死病死者や在隊中の病死・事故者が埋葬されたという。

② 春光台の陸軍墓地

昭和六年に始まった満洲事変に、第七師団からは翌年に混成第十四旅団を編成して派遣、昭和九年にはこれと入れ替わりに師団主力が派遣され、翌年帰還した。この間の戦死病死者は混成旅団一四五名、師団主力三八名に及んだという。⁽¹⁰⁾ 帰還した師団長杉原美代太郎中将は、同年陸軍墓地の整備と忠魂碑の建設を企画した。「師団歴史」に次のように記されている(『小史』参照)。

工事ヲ要セシ理由。従来、陸軍墓地ノ埋葬ハ墓石一人一個ノ規定ナリシモ、之レニテハ部隊ノ参拜ニ不便且ツ次第二墓地ノ拡張ヲ要スルコトナリ、管理上不便ナリ。コレ番ニ第七師団ノミノ事情ニ非スシテ、全国各師団トモ納骨堂式ニ改ムルコトヲ希望シアル状況ナリ。偶々満洲事変ニ際シ、戦没者多数トナルニ及ビ、特ニコノ気運醸成セラル

これによると、陸軍墓地は一人一基の墓石を規定とするが、部隊の参拜に不便であることと、墓地の拡張を要して管理上不便であることをあげ、満洲事変で戦没者が多数出たことを機に納骨堂に改めたいということである。陸軍墓地に合葬墓を建設することは、多くの戦死者を出した日露戦争後に各地に見られ、市町村レベルでも個人碑から集合碑である忠魂碑が爆発的に建設されてきた経緯がある。この動きを決定的にしたのが、昭和十三年五月の省令十六号による陸軍埋葬規則の陸軍墓地規則への改正である。「陸軍墓地ニハ左ノ区分ニ従ヒ合葬墓塔ヲ建設ス」として、一戦役・一事変毎に一基の合葬墓塔(のち忠霊塔と改称)の建設

を定めた。その「改正ノ要點及理由ノ要旨」として、個人毎に墓標を設けることは「近時漸次盛トナレル公的、團體的参拜ニ不利ナルノミナラス墓地ノ經營上將來困難ヲ來ス虞大ナリ」と述べている。右の第七師団が納骨堂を建設する理由として掲げたのと同じ理由である。陸軍墓地が、個人的墓参から集団で参拜することにより顕彰の性格を強めたことを物語っているといえよう。

建設にあたり、師団経理部長から昭和十年七月十八日付「納骨堂新設ノ件何」が陸軍大臣宛に提出され、それには次のように記されている。⁽¹¹⁾

- 一、工事費ハ四千圓トシ満洲事件費ヨリ支出方申請ノ手續中
- 二、建設位置ハ別紙設計書一般圖ノ通り近文台演習場ノ一隅ニテ地形上從來演習ニハ殆ト使用シアラサル地區ニシテ且ツ約六〇坪ノ小地積ナルヲ以テ何等訓練上支障ナキノミナラス歩兵營ノ眞上ノ台上ニアルヲ以テ屯營内ノ將兵ハ勿論演習場ニ往復スル將兵ハ常ニ之ニ親炙シ得テ精神教養上裨益スル處大ナリト認メラル
- 三、在來ノ陸軍墓地ハ今回新設ノ納骨堂ニ合祀シ其跡地ハ演習場トシテ使用セントス

これによると、兵營・演習場の眞上の高台に位置して、將兵の精神教育上に裨益するところも期待しており、戦死者の慰霊・顕彰とそれによる將兵の精神教育をあわせて捉え、建設の目的としていることがわかる。

工事は昭和十年八月に着工し、翌年六月に竣工した。この間、昭和十一年二月五日付大蔵大臣から陸軍大臣宛「藏營第九七號」で、「上川郡東鷹栖村所在旭川陸軍埋葬地一〇、〇〇〇坪」と「近文臺演習場及小銃射撃場敷地ノ内四、一一一坪」の相互用途変更の件について異存なき旨の回答があった。⁽¹²⁾ また、宇佐美師団長は昭和十年十月二十一日付「恤兵金使用ノ件」を陸軍大臣宛に提出し、「來ル十一月且下建設中ノ忠霊塔落成ニ際シ從來陸軍墓地ニ埋葬ノ戦病死者及今次事変ノ陣歿者を同塔



図6 春光台の忠魂碑
〔『旭川忠霊堂小史』から転載〕



図7 忠魂碑跡地

せず、旧陸軍墓地からの改葬もあるので、『小史』に昭和十一年六月五日の北海道招魂社本祭の日に除幕式を執行したとあることから、それに従うのを妥当と考える。なお、右「恤兵金使用ノ件」に添付された調書に「僧侶ノ謝礼（約二十五名）三〇、〇〇〇」とあるので、慰霊祭は僧侶を招いて仏式で行ったと思われる。

完成した納骨堂は、『小史』掲載の写真をみると、正面に「★忠魂碑／納骨堂／陸軍中将杉原美代太郎書」と判読できる（図6参照）。『小史』に納骨堂を次のように説明している。

場所は第七師団の兵営、官衙、官舎を眼下に望む春光台の突角で、

ニ合祀ニ付合同慰霊祭執行ノ為別紙調書ノ通り師團保有ノ恤兵金ヲ使用致度ニ付認可相成度」と申請している。納骨堂を「忠霊塔」と記しているのは、完成した納骨堂は「忠魂碑」と刻まれているが、

納骨施設を持つことから忠霊塔という認識を持っていたということであろう。単なる納骨堂ではなく、「忠魂」「忠霊」を慰霊・顕彰する施設としたいという意図をうかがうことができる。合同慰霊祭は十一月としているが、おそらくこの時期には完成

碑はコンクリート造り、花崗岩張石仕上げとなっており、塔頂までの高さは十二メートルであった。碑内部はラセン状になって納骨棚があり、この中に概ね一〇〇〇柱の遺骨を収容でき得るようになっていた。（中略）この忠魂碑のできた時に、陸軍墓地に埋葬されていた遺骨の数は総数七〇二柱であったが、この中には今次満洲事変戦没者の分も含まれていた。この七〇二柱の遺骨は丁重に忠魂碑内に移され、その旧墓地の墓石は全て忠魂碑の土台石として使用されたことを付記しておく。

この忠魂碑は現存しない。遺跡は、右の記載のように旧兵営を望む近文台の丘陵上にあり、当時のコンクリート基礎と石段が残っている。石段は略東向きであり、兵営に向けて忠魂碑が建っていたことを示している。基礎の規模は正面約五メートル・奥行約四・五メートルで、その剥離した部分の下部から墓石が三基見えており、墓石を土台石として使用したことを裏付けている。^(註)

③ 花咲町の陸軍墓地

『小史』によると、「戦争の拡大とともに、春光台上の忠魂碑納骨堂もまた狭隘となったので、第七師団は新たに忠霊堂を建設することになった」とある。場所は北海道護国神社に近接する花咲町二丁目である。昭和十九年四月に着工し、『小史』によると「建物（四三・五六坪、一四三・七平方メートル）が完成したのは同年十一月であるが、遺骨の整理、忠魂碑からの移管など一切が終わり、竣工式典が行われたのは終戦の年、昭和二十年の五月二十二日で、時の旭川師管区司令官・国崎登中将が祭主となって式典が行われた」とある。

忠霊堂に納められた遺骨等は、『小史』によると、第七師団の戦死・戦病死・病死・事故死した軍人軍属の遺骨・分骨の他に、第七師団以外で遺族の申請によって還送された遺骨や、戦後遺族の申立により祀られ



図8 北海道戦没者慰霊堂の現況
(2005.8.18 撮影)

工したが、平成十五年に建物の維持管理が困難となり、建物を解体し、遺骨等は埋葬して跡地に忠魂碑(図8)を建てた。ここに遺骨を土に埋めるということで、忠魂碑以来の納骨祭祀のあり方を大きく変質させることになった。

忠霊堂の戦後の維持管理については後述するが、終戦まで第七師団長が祭主となって仏式で慰霊祭を行ってきた経緯から、旭川仏教会が維持管理を行ってきた。

その後、忠霊堂の雨漏りや屋根瓦の欠損などから、市内町内会からの募金により、昭和四十七年九月に新忠霊堂「北海道戦没者慰霊堂」が竣

- | | |
|---------------|-------|
| 1、旧陸軍墓地埋葬分 | 六二三 |
| 2、満洲事変関係 | 三〇 |
| 3、支那事変関係 | 三、四五五 |
| 4、大東亜戦争関係 | 一、二三四 |
| 5、アッツ島玉碎霊位 | 六一〇 |
| 6、ガダルカナル島玉碎霊位 | 九六〇 |
| 7、他師管よりの移送 | 三五一 |
| 8、終戦後遺族申立分 | 一九五 |
| 合 計 | 七、四五八 |

2、札幌における慰霊施設

明治二十九年五月に第七師団が創設され、現在の札幌大通一丁目にあった「屯田兵司令部」が師団司令部となり、月寒村に兵営が建設された。その後、明治三十四年に師団司令部以下の主力が旭川に転営したが、師団管下の歩兵第二十五聯隊は札幌に在って、月寒には兵営が存続した。ここでは、第七師団関係の慰霊施設として、札幌護国神社と月寒忠霊塔について述べる。

(一) 札幌護国神社

札幌護国神社については、同社発行の『札幌護国神社八拾周年記念誌(一九五九年)』と『札幌護国神社創祀百拾年史(一九八九年)』によって、創建の経緯についての概略をたどる事ができる(以下『八拾年誌』『百拾年史』と略記する)。

当社は、西南戦争で戦死病没した屯田兵を慰霊するため、市内北六条西七丁目の倍楽園前に建立した招魂碑から始まる。札幌護国神社に現存する有栖川宮熾仁親王揮毫の「屯田兵招魂之碑」である。明治十二年八月二日、完成した招魂碑前で慰霊



図9 札幌護国神社

大祭が執行された。『百拾年史』に「札幌神社宮司杉戸大角が臨時祭主となり慰霊大祭を執行する。なおこの日を最初として屯田兵司令部が毎年大祭を行うこととなる。御霊代を札幌神社に奉斎する」とある。御霊代奉安施設を持たないため、以後は札幌神社で御霊代を奉斎し、同社宮司が臨時祭主となって慰霊祭を執行

した。明治二十九年、既述のように屯田兵制度が廃止されて師団に編入されると、碑の維持・祭典執行は市内有志による保存会に移管され、同会は明治三十三年に社団法人の認可を受けて札幌招魂碑保存会の名称となった。『八拾年誌』によると、「明治二十七、八年戦役後ハ札幌区管内出身ノ戦死病死者ヲ合祀シ」とあり、招魂碑に札幌区管内の日清戦争戦死病死者を合祀して慰霊祭を行ったようである。その後中島公園に移転することになるが、これについて『八拾年誌』の「招魂碑略記」には「当時建碑ハ北六条鉄道線沿道ニシテ、極メテ狹隘祭典挙行シ難キニ依リ、明治二十六、七年ノ頃ヨリ当時ノ中島遊園地ニ御魂ヲ移シ、同所ニ於テ執行シ来タルニ、寧ロ該地へ建碑トモニ移転スルヲ可トシ、明治四十年二月総会ノ決議ニ依リ移転シタモノナリ」と記されている。借楽園の地は狹隘のため、日清戦争の頃から中島公園で祭典を執行してきた経緯があったという。明治四十年二月に移転を決定し同年九月に移転を完了するとともに、新たに乃木希典揮毫の「忠魂碑」も建立した。同地は、後掲の「札幌招魂社創立願」に「札幌区有地三千五百五十坪ヲ敷地トシテ札幌区役所ヨリ無償使用ノ許可ヲ受ケ」とある地で、そこに招魂碑を移転し新たに建設した忠魂碑を並置した。同願によると、さらに日清・日露戦役の戦死病死者を合祀したことから、内務大臣の許可を得て明治四十二年十二月に碑名を「札幌忠魂碑」と改称したという。

大正十年から十一年にかけて「札幌忠魂碑」を「札幌招魂社」とする動きが見られた。これについては、北海道神宮所蔵の「招魂祭一件綴」に関係史料が納められている。⁽¹⁸⁾大正十年十二月一日付「札幌招魂社創立願」は、札幌区長・札幌忠魂碑保存会々長・帝国在郷軍人会札幌区分会長・各区（第一―第拾壹）代表委員ら六十四名の連名で、内務大臣宛に提出されたものである。北海道における招魂社の状況や札幌忠魂碑の歴史を述べた後に次のように記している。

然ルニ忠魂碑ノ性質ハ四時忠霊ノ鎮座セルニアラズ臨時ニ招魂シテ

慰霊スルモノナルヲ以テ祭神ノ遺族在郷軍人其他一般ノ隨時参拜ノ要トナラズ為ニ本志ヲ充タス能ハズ夙ニ別格官幣社靖國神社アリト雖遠隔ノ地参拜容易ナラズ一同深ク遺憾トスル處ニ有之候。就テハ札幌忠魂碑ハ其始メ屯田兵ノ志望ヲ入レ太政官ノ許可ヲ得テ建設セラルヨリ長キ歴史ト深キ縁由ト有スルノミナラズ札幌区ハ道廳所在地ニシテ且ツ歩兵第廿五聯隊ヲ有シ本道ノ首府タルヲ以テ此際札幌招魂社ヲ創立シテ永遠ニ奉齋セバ祭神ノ為遺族ノ為メ將タ思想界混乱ノ今日尤モ意義アルコトト深ク信セラレ候。現在ニアリテハ拜殿、鳥居、石燈籠、井戸屋形、手洗舎等ノミニシテ本殿ヲ具備セザルトモ、御認可ノ上ハ別紙設計書ノ通り直ニ建築致ス可ク費用モ夫々寄附決定致シ居リ候ノミナラズ維持資金モ保存會ヨリ継承スルコトト相成リ居リ候條、特別ノ御詮議ヲ以テ創立方御許可相成度関係書類相添ヘ此段及御願候也

大正十年十二月一日（出願人以下省略）

これによると、忠魂碑の性質上、いつでも忠霊が鎮座しているということではないので、随時参拜ができる招魂社を創立したいということである。これは祭神や遺族のためばかりでなく、思想混乱の今日に意義あることといい、忠魂碑は既に太政官の許可を得て建設した歴史があり、札幌は道庁所在地で歩兵二十五聯隊を有していることなどもその理由としてあげている。この願には大正十一年一月十三日付北海道庁長官から内務大臣宛の副申書があった。それには「私祭札幌招魂社創立ノ件」とあり、「全道ニ於ケル屯田兵ノ戦死病死者、后ニハ札幌聯隊区ニ属スルモノノミ合祀シ年々祭典ヲ営ミ候」など、公認出願の機運が到来したことを述べている。先に述べた旭川の招魂社は、この時期「北海道招魂場」と称したが、内務省認可の招魂社ではなかった。札幌が申請したのは公認の「私祭招魂社」である。公認の招魂社創立については、明治四十年二月二十三日秘甲第十六号「招魂社創立ニ関スル件」に「招魂社ノ現存

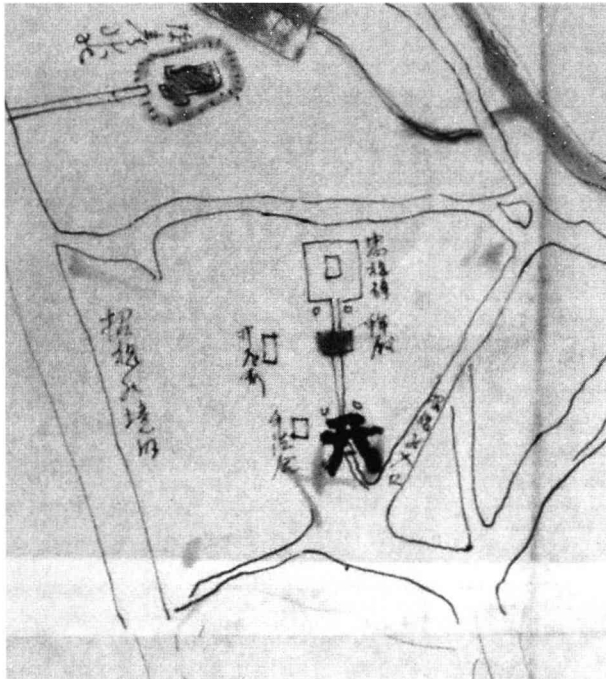


図10 中島遊園地全図(部分)北海道神宮所蔵

セル地方ニ於ケル戦病死者ハ之ニ合祀スヘキ途有之候ニ付、新ニ設立スル必要無之」とあり、内務省は新設を厳しく規制し、特設の必要の場合の要件として「本殿拜殿及鳥居ノ設備アルモノ」などの規定があった。札幌忠魂碑は、右の願に記されているように本殿をもたず、忠魂碑（招魂碑と忠魂碑）前に拜殿を設けた形式であったため、「本殿ヲ具備セザルトモ、御認可ノ上ハ別紙設計書ノ通り直ニ建築致ス可ク」と述べているのである。忠魂碑と拜殿・鳥居・石燈籠・井戸屋形・手洗舎からなる建物配置は、「中島遊園地全図」(図10)に描かれている。「招魂祭一件綴」の願書関係史料と一緒に綴じられており、図中に「招魂社境内」と記されているので、認可された大正十一年頃の図と思われる。碑前の拜殿は、『八拾年誌』に「明治四十年七月四日付使用許可シタル札幌区南七条西一丁目九番地ノ内、原野地三千五百五十坪内へ、拜殿建設ノ件許可ス」



図11 屯田兵招魂之碑と忠魂碑

という明治四十一年七月二十三日付札幌区長の文書を載せているので、中島公園に移転した翌年に建設の許可を得て建てられたものである。鳥居は、同書に「大正四年四月、日露戦争凱旋記念トシテ」佐藤源八郎以下五名が「中島公園招魂所遙拝所ニ奉納」したもので、これにより神社としての体裁がある程度整うことになった。上記創立願は、大正十一年

七月一日付で内務大臣より創立が許可され、ここに「札幌招魂碑」は「私祭祀招魂社」となった。招魂碑が招魂社となったことにおいて注目される事例である⁽¹⁰⁾。保存会では「本殿新築概算書」(大正十年十一月廿八日付)、「本殿建築費寄付者」(総計三千円)まで整え、「由緒書」に「本殿 式間四方 未設 柿葺流作」と書き込むなど、本殿建設に向けて準備したが、保存会に代わって組織された札幌招魂社崇敬会(後に奉賛会)も結局は建てられず、昭和八年招魂社移転となった。理由は定かではないが、公園内借地のため移転が必要であったことと不況による延引といわれる⁽¹¹⁾。なお、保存会の「祭典費」によると、大正八年から十年までの八月五日・六日の祭典について、支出の部に毎年「一、神職謝儀九〇円、〇〇〇 一、僧侶謝儀三〇、〇〇〇」とあり、祭典は神職とともに僧侶も加わっていたことを知ることができる。

社地選定の結果は、中島公園内南十四・十五条西五丁目の市有地を無償附与され、社殿を新築した。初代受持神官として札幌神社宮司寺田密次郎が就任し、昭和八年十一月十七日、従来から本殿がないため札幌神社に奉斎していた神霊を遷し、遷座祭を執行した。屯田兵招魂之碑と忠魂碑は、翌年に社殿に向かって右手奥の現在地に移設された。昭和十四年

四月一日内務大臣指定護国神社となり、札幌護国神社と改称した。

(2) 月寒忠霊塔

明治二十九年、札幌に第七師団が創設され月寒村に兵營が建設されると、陸軍墓地は翌年に造成されたようで、後掲の「塚の由来」に「明治三十年以来」とある。札幌陸軍埋葬地と称したこの墓地の番宅に勤めたという出野家から、近年墓地の図面「札幌陸軍埋葬用地之圖」が発見され、墓地の全容がわかるようになった⁽¹⁶⁾。それによると、次のような地積割になっていた。

官等	総坪	画数	二画坪数
尉官	四一	一四	三、〇〇
下士	一〇三、五	一八	二、二五
兵卒	六三三	九二	一、二五
通路	七〇一	六三三	一、〇〇

(埋葬地総地積 九、一九三坪五三)

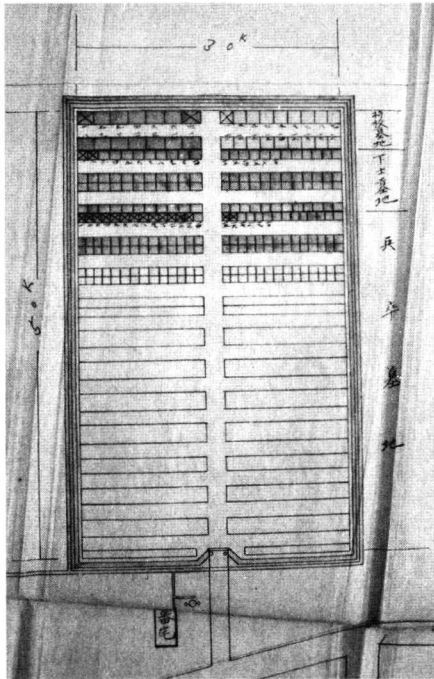


図12 札幌陸軍埋葬用地之圖

図面によると、墓地は中央通路を挟んで左右二列に並び、奥から「将校墓地」「下士墓地」「兵卒墓地」に色分けして区画され、将校墓地は更に佐官・尉官により色分けされ、官等により整然と区画されている。この墓域は昭和三十六年に平和公園造成の

ため改葬され、霊位は納骨塔に納め、墓石は「佛石塚」が建つ所の下に埋設したという。平和公園内の「佛石塚」碑に、次のような銘が刻まれている。

塚の由来

この地は明治三十年以来陸軍墓地としてこの塚の北側五十米附近に二列に陸軍歩兵少佐鈴木重行外十九柱の墓を建て、その霊を祀って今日に至ったが、此度戦病歿將兵の霊地としての公園化に伴ひ其英霊は納骨塔に合祀し佛石はこの塚の下に収めたものである

昭和三十六年八月十三日

月寒忠霊塔奉讃会

墓石は鈴木少佐以下二十基あったといひ、右の図面の区画のうち「x」印の区画が丁度二十区画あり、符合する。その内訳は佐官二、尉官一、下士二、兵卒十五である。この数が昭和三十六年まで残っていた墓石数であろう。

一方、歩兵第二十五聯隊は昭和九年四月二十七日、陸軍墓地内に忠魂納骨塔(通称、月寒忠霊塔)を建設した。『歩兵第二十五聯隊史』(昭和十一年、同聯隊発行)に「四月二十七日 忠魂納骨塔除幕式を舉行す」とある。建設の経緯については、昭和九年一月十日付第七師団経理部長から陸軍大臣宛「歩兵第二十五聯隊納骨堂其他寄附ニ關スル件上申」に「今般歩兵第二十五聯隊戰役事變戰病死者ノ英靈ヲ弔フ為メ納骨堂其他別紙ノ通り寄贈致度旨札幌郡豊平町長ヨリ申出アリ」として受寄する旨を上申し、七月十七日付同部長より陸軍大臣宛「歩兵第二十五聯隊納骨堂其他寄附物件受納済報告」に「右ハ札幌郡豊平町ニ於テ廣ク寄附金ヲ募集シ同町長寄附行為ヲ代表セルモノニシテ」として寄附物件を受納した旨を報告している⁽¹⁷⁾。これによると、忠霊塔は「納骨堂」と称し、聯隊が所属する豊平町(明治三十五年豊平・月寒・平岸の三村が合併して豊平村、明治四十一年に豊平町)が寄付金を募集して建設し、町長名で

聯隊に寄付したものである。この忠霊塔は、平和公園内に現存し、「忠魂納骨塔由来」の石板が塔に嵌め込まれている。『歩兵第二十五聯隊史』にも掲載してあるが、字句に若干の違いがあるので、現存のものを左に記す。⁽¹⁸⁾

忠魂納骨塔由来

惟フニ我カ聯隊ハ創設以來既ニ三十有四年ノ星霜ヲ經タリ
其ノ間精忠雄節ノ將兵ニシテ身ヲ以テ國難ニ赴キ戰傷病歿
セシモノ其ノ芳骨今ヤ實ニ千餘體ノ多キニ上ル是レ皆生
キテハ國家ノ干城死シテハ護國ノ神靈トシテ軍旗ノ光彩ト
共ニ永ク後人ノ敬仰スルトコロナリ是ヲ以テ其ノ偉績ヲ思
ヒ其ノ神靈ヲ慰メンカ爲ニ忠魂納骨塔ノ建設ヲ企テ廣ク官
庶ニ計ルニ賛ヲ得ルコト十數萬ニ達シ國民統後ノ赤誠溢レ
テ茲ニ其ノ實現ヲ見ルニ至レリ
嗚呼忠勇ナル我カ先輩將兵ノ義烈ハ是レ即チ軍人精神ノ龜
鑑ナリ其ノ勲蹟ヲ敬慕スルノ士ハ須ラク塔前ニ額キテ先人
ノ偉功ヲ壯トシ禮ヲ以テ忠勳ノ誠ヲ誓フヘシ

昭和九年二月三日

歩兵第二十五聯隊長 永見俊徳

聯隊の戦死病没した遺骨は一千余体になったとあり、塔建設の理由は、その偉績を偲び、神霊を慰めるためであるといい、忠霊塔の前に額づいて、戦死病没者の勲蹟を偲び、忠励を誓う場としたという。個人を偲ぶというよりもその「忠魂」の勲功を偲び、慰霊よりも顕彰を重視した役割をそこに見ることができる。忠霊塔内部には遺骨箱が所狭しと累々と積み上がっている(図14)。その数は今調査中ということながら、遺骨箱二一五柱、日露戦争戦死者銘板八七七柱、歩兵第二十五聯隊樺太真岡戦靈簿二二二柱、歩兵第一二五聯隊樺太国境線靈簿六四四柱で、



図13 月寒忠霊塔

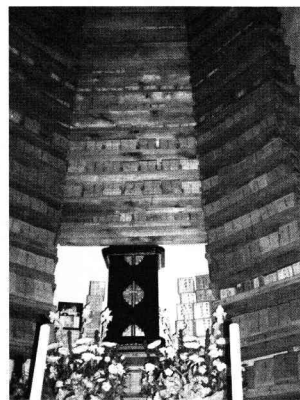


図14 月寒忠霊塔内部

合計三八五八柱に及ぶという。⁽¹⁹⁾月寒忠霊塔奉賛会発行のパンフレット「月寒忠霊塔」によると、合祀範囲は大東亜戦争までの月寒干城台で誕生した歩兵第二十五聯隊・二百十九聯隊・百二十五聯隊の戦死病没者、その他(札幌聯隊区管内外の軍人軍属)で、合祀数は「約四〇〇〇柱(御遺骨・靈簿)の英魂」であるという。

3、宮内神社と忠魂碑・忠霊塔・護国神社

以上に、旭川と札幌における第七師団の慰霊施設について、それぞれの歴史やどのような慰霊・顕彰等を行ってきたのかを述べてきた。それらを図式化すると次ページのようになる。

旭川では、遺体・遺骨を処理し供養する施設として陸軍墓地があった。昭和十一年春光台に移設し、新たに建設した忠魂碑納骨堂について、個人墓は「部隊ノ参拝ニ不便」として、「忠魂」を合葬して部隊で参拝しやすくするなど、忠魂を顕彰する性格を強め、「將兵ハ常ニ之ニ親炙シ得テ精神教養上裨益スル處大ナリト認メラル」というように、精神教育の役割もたせようとしていた。さらに、昭和十一年六月五日の除幕式

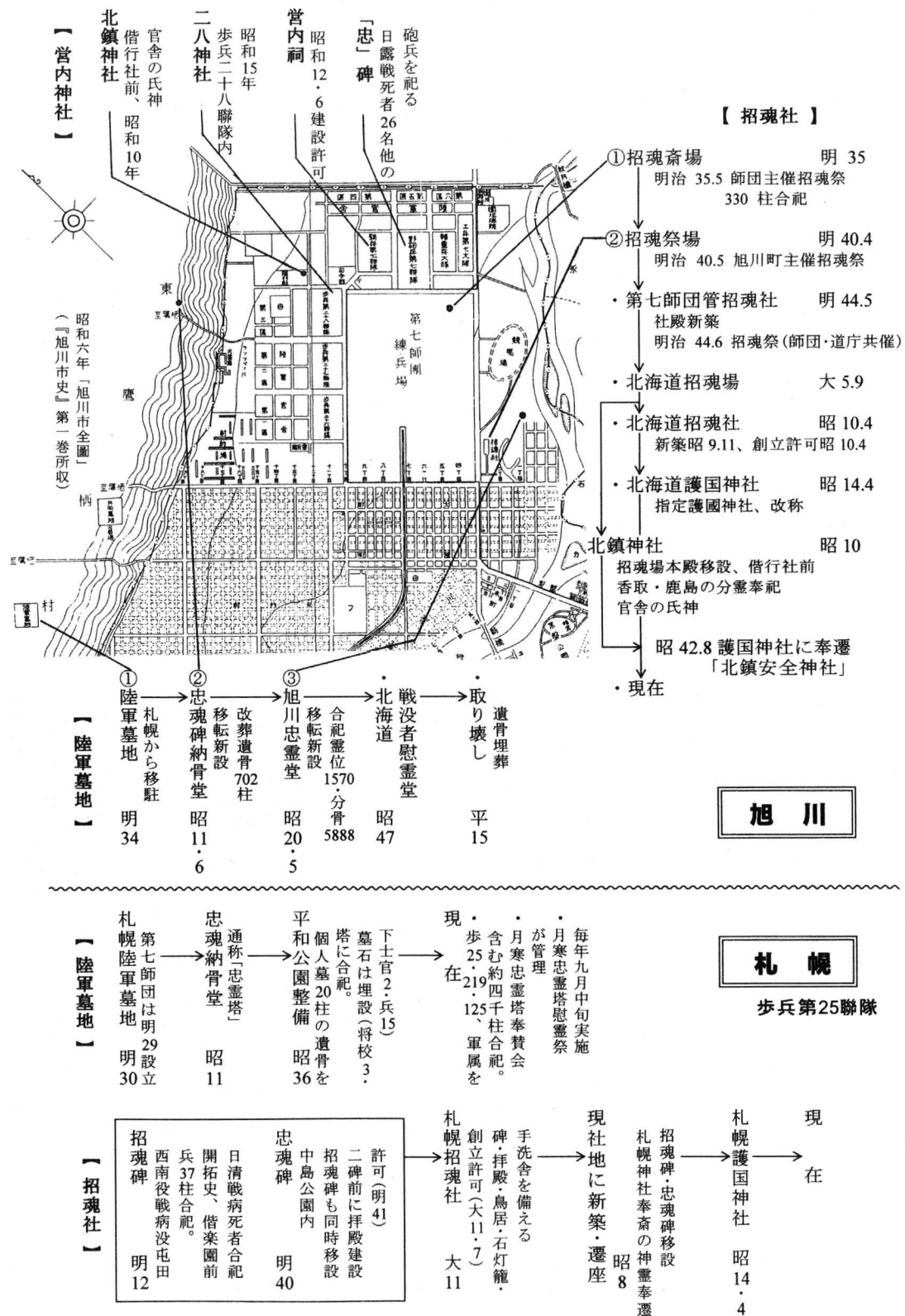


図15 第七師団の慰霊施設

を北海道招魂社本祭の日に執行したとあるように、ともに師団長が祭主となつて慰霊祭・招魂祭を執行してきた忠魂碑と招魂社とを、ことさら結びつけようとしているように思われる。忠魂碑納骨堂は「僧侶ノ謝礼（約二十五名）三〇、〇〇〇」とあるように遺骨を安置し僧侶を招いて仏式で慰霊祭を行うものであり、かたや遺体・遺骨等を伴わず、靈魂のみを神式で祭祀するのが招魂社である。遺体の処理と靈魂の処理、供養と慰霊・顕彰というように、本来は役割を分担しながらも、忠魂納骨堂の段階で供養から顕彰への性格を強めて、招魂社が担ってきた役割に重なるようになったと見ることができよう。

一方、戦死者を祀る管内神社等は、靖国神社祭神を祀ることで招魂社・護国神社と性格を共通にするものであった。事実、部隊内に祀られた招魂社的な神祠が招魂社・護国神社となった事例として、北海道護国神社がある。既に述べたように、同社は明治三十五年（一九〇二年）に「招魂祭場」を建設して招魂祭を行ったことに始まり、やがて旭川町との招魂社共催により師団隣接の現在地に遷して第七師団管招魂社となり、昭和十年に内務大臣認可の北海道招魂社となった経緯がある。そこで、戦死者を祀る管内神社と招魂社・護国神社とは、その役割においてどのように係わつたのであろうか。北海道護国神社は、上記のように第七師団により創建され、師団長が祭主となつて招魂祭を執行してきた経緯がある。その護国神社に隣接する師団兵営内にあつた歩兵第二十八聯隊の「二八神社」、山砲兵第七聯隊の「忠」碑は、ともに戦死病没者を祀つた慰霊施設である。「二八神社」は、「部隊出身戦歿將士ノ英靈」の「武勲ヲ讀ヘ英靈ニ対スル敬神ノ念涵養ニ努ム」るために創建された神社である。昭和十七年五月十四日の杉本杉雄氏の手記にあるように、聯隊では二八神社に整列参拝した後、北海道護国神社にも参拝した。直ぐ近くに護国神社があり、二八神社の祭神は護国神社にも祀られているはずであることから、聯隊はなぜ護国神社と同じ性格の管内神社を創建

したのか、ということを考えなければならぬであろう。招魂社に共通してみられる性格としての「顕彰」とは、『広辞苑』に「功績などを世間に知らせ、表彰すること」とある。顕彰として広く知らせることは、横の広がりばかりでなく、記憶の継承ということも含んでいるはずである。戦死者個人の武勲を広く知らせるということにおいては、多くの戦死者を合祀して個人が埋没してしまつて招魂社よりも、戦死者が所属していた聯隊の管内神社の方が適しているはずである。招魂社的な管内神社の役割は、戦死者個人の武勲を聯隊内に広くまた記憶の継承として後々までも伝え、そこに精神教育の効果をも期待することにあつたものと思われる。山砲兵第七聯隊の「忠」碑も、聯隊の慰霊施設として同様の役割を担つたものであろう。騎兵第七聯隊の管内祠は、戦死者を祀つたかどうかは不明であるが、「敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ以テ精神教育ノ資ニ供スルノ目的」で創建されたことから、聯隊の精神教育に資することを目的としたことにおいては二八神社と共通している。

札幌の場合も、陸軍墓地で戦時・平時の死者の遺体・遺骨を処理し供養してきたが、忠魂納骨塔を建設したことで、顕彰への性格を強めるようになった。一方では靈魂の処理としての招魂碑・忠魂碑が招魂社（護国神社）に発展をみせたが、招魂社成立まではそこでの慰霊大祭に僧侶も加わつていたようである。

このように、陸軍墓地と招魂社（護国神社）と管内神社は、その役割において供養と慰霊・顕彰と精神教育という違いはありながらも、お互いに関連しあつて存在していた。そして慰霊・顕彰ということにおいては、三者が役割において重なり合う部分もあり、三種類の慰霊・顕彰が重層的に行われた。さらに靖国神社を加えると、戦死者は幾重にも慰霊・顕彰される存在であつたことがわかる。⁽¹⁰⁾

4、誰が遺骨を守り記憶を継承するのか

(1) 旭川の場合

旭川忠霊堂には約七千四百柱の遺骨と霊位が納められ、終戦までは第七師団が管理し、師団長が祭主となって仏式で慰霊祭を行ってきた。終戦後の変遷を『旭川忠霊堂小史』(以下『小史』)からたどってみよう。第七師団の解体により、昭和二十一年から三十二年までは旭川仏教会が維持管理を行い「慰霊祭」を執行してきたが、昭和三十三年に仏教会・旭川市・有識者らで旭川忠霊堂運営委員会を組織し、忠霊堂の運営と慰霊祭を執行するようになった。昭和三十四年から三十六年までは、旭川市主催の「北海道戦没者追悼式」、旭川忠霊堂運営委員会と北海道連合遺族会の共催で「北海道戦没者慰霊祭」の二本立てで行い、昭和三十七年からは旭川忠霊堂運営委員会主催のもとに「北海道戦没者追悼慰霊祭」を執行してきた。『小史』によると、「追悼慰霊祭は、旭川仏教会全会員の読経にはじまり、関係者の追悼の辞が述べられ、荘厳な雰囲気につつまれる」ものであったという。その後建物の老朽化に伴い、市民の募財により、昭和四十七年九月二十日二重屋根の新忠霊堂「北海道戦没者慰霊堂」が竣工した。その後の経緯は、平成十五年五月三十一日付社団法人旭川仏教会理事長釋英照の名による「旧北海道戦没者慰霊堂 忠魂の碑」に次のように記されている(一部抄出)。

平成六年の戦後五十回忌法要の頃より建物の傷みが激しく、合わせて遺族の高齢化により維持管理が難しくなり、ついに昨年七月に旭川忠霊堂運営委員会は解散し全てを社団法人旭川仏教会に移管しその保全方法等について協議を続けてまいりましたが、平成十四年下屋根の崩壊によりついに建物の維持管理は財政的にも無理との結論に達し、本年四月より建物を解体し遺骨は地中に埋葬し忠魂碑を建

てることになりました。

遺族の高齢化により維持管理が難しくなり、旭川忠霊堂運営委員会は平成十四年に解散したという。そして、建物が一部崩壊にまで達して維持管理できなくなり、平成十五年旭川仏教会は建物を解体して「遺骨は地中に埋葬」し、忠魂碑を建立したという(図8)。すなわち、忠霊堂による納骨供養の形態をやめ、遺骨を地中に葬ったことである。仏教会は、遺族会と旭川市の了解と協力の下に、忠霊堂の地にコンテナを埋設し、それに遺骨等を個々に納め密封したという⁽¹²⁾。巨大なコンテナはカロートに見立てることができであろう。そこに遺骨等を納め、墓石に相当するのが忠魂碑であろう。遺骨を埋葬したことから、市の指導で一帯を墓地として新たに申請したという。日本の民俗として、遺骨は土に葬るものであり、弔いあげの年月を過ぎてのことからすれば当然のことといえるであろう。しかし、戦没者への弔いあげをせずに供養を続け、戦後六十年を直前にして納骨祭祀を維持できなくなった事情が生じたことについての無念な思いを、碑文の行間からうかがうことができる。慰霊祭はその後も継続し、六月五日に行っている。

一方、北海道護國神社は戊辰戦争以降の北海道・樺太関係の国事殉難者の霊六万三一一柱を祀る神社として存続し、慰霊大祭をはじめとするさまざまな年中行事を行って、戦没者祭祀を継続している⁽¹³⁾。

(2) 札幌の場合

札幌の忠魂納骨塔は、歩兵第二十五聯隊の陸軍墓地内にあり、昭和九年の建設時に「芳骨今や實二千餘體ノ多キニ上ル」と「忠魂納骨塔由来」に記されていた。その後の変遷について、昭和三十三年四月の「月寒忠霊塔奉養会設立の趣旨」⁽¹⁴⁾に次のように記されている。

大東亜戦争の勃発により更に慰霊の範囲を拡大し同隊戦没者は勿論元札幌聯隊区管内市町村戦没者の英霊(分骨)も収納合祀され現在

に至っております。この諸英霊に対する祭祀の実施は終戦前においては元歩兵第二十五聯隊（又は留守部隊）長が祭主となり、関係市町村より応分の拠金を基として盛大に実施して来たところでありますが、（中略）。この忠霊塔は、他の忠霊塔又は忠魂納骨塔などに比してその性格が異なり、現に三〇〇柱以上の英霊（分骨）が奉安されており（下略）。

聯隊出身の分骨ばかりでなく、聯隊区管内市町村の戦没者の分骨も納められ、その数三千柱以上といい、終戦前は聯隊長・留守部隊長が祭主となつて祭祀を行つてきたという。

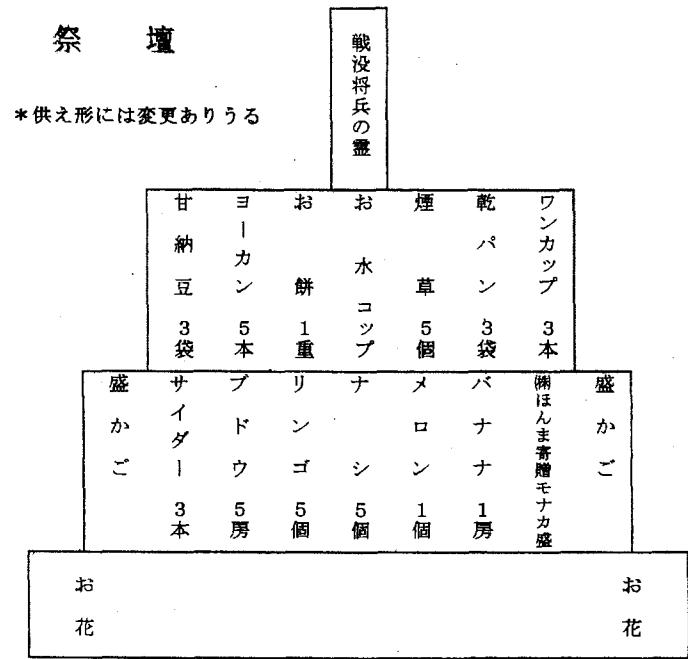
終戦後は豊平町主催の戦没者慰霊祭に依存してきたが、同町には別に忠魂碑があるのでそこで行うべきとの意見が出てきて、忠魂納骨塔における慰霊祭は困難な状況に立たされた。この状況から、札幌市長・石狩支庁長・豊平町長・札幌市連合遺族会長・石狩地区連合遺族会長・札幌借行会長・月寒代表が発起人となり、月寒忠霊塔奉賛会が昭和三十三年に発足し、以後今日まで忠霊塔の維持管理、慰霊祭の執行等を行つてきた。その慰霊祭の状況を、月寒忠霊塔補修期成会発行の『月寒忠霊塔（忠魂納骨塔）補修工事報告書』（一九九二年）から辿つてみると、第一に昭和四十六年にそれまでの仏式祭典から無宗教献花方式に変更したこと、第二に昭和六十一年から会場を忠霊塔前から月寒公民館に移し現在に至つてゐること、第三に自衛隊の協力により維持されてきた面が強いこと、が注目される。自衛隊は、昭和三十五年頃から武装参拝、ヘリコプターによる知事・市長の花束投下等で関わり、武装参拝は二ヶ年程で終わるが、その後は武装なしの部隊参拝が続いている。昭和三十九年から「靖国の神」の奉唱を始め、昭和四十一年には自衛隊普通科十八連隊の各中隊對抗奉納相撲大会を実施し、昭和四十四年以降は自衛隊軍楽隊による忠霊塔までのパレードが行われるなど、慰霊祭に深く関わつてきた。

平成十七年九月十七日に月寒公民館で執行された「第七十二回月寒忠霊塔慰霊祭」の式次第及び会場見取図は次の通りである。⁽²⁾

- 1 開会の辞（月寒忠霊塔奉賛会幹事）、2 黙祷、3 国歌斉唱、4 「靖国の神」奉唱、5 祭文（月寒忠霊塔奉賛会会長）、6 追悼の辞（北海道知事・札幌市長・陸上自衛隊第十八普通科連隊長）、7 「月寒忠霊塔挽歌」披露（陸上自衛隊第十一音楽隊）、8 奉納詩吟、9 追悼電報奉呈（月寒忠霊塔奉賛会副会長）、10 遺骨蒐集報告（元歩兵第二十五連隊所属、奉賛会理事）、11 献花（来賓・遺族・戦友・一般）、12 追悼音楽演奏（陸上自衛隊第十一音楽隊）、13 遺族代表お礼のこゝとば（月寒遺族会代表）、14 主催者挨拶（月寒忠霊塔奉賛会副会長）、15 閉会の辞（月寒忠霊塔奉賛会理事）

これによると、慰霊祭は月寒忠霊塔奉賛会が主催し、奉賛会長の「祭文」、道知事・市長・自衛隊連隊長による「追悼の辞」があり、献花の後に遺族の謝礼がある。「慰霊祭」という名称を使用し、祭壇の中央に「戦歿將兵の靈」という標を建てている点は宗教色を残しているが、式次第を見る限り無宗教の追悼式典である。式場の配列は、祭壇の「戦歿將兵の靈」の前に座る遺族を中心に、遺族を囲むようにして戦友や奉賛会・自衛隊等が並び、式典の最後に「遺族代表のお礼のこゝとば」がもりこまれるなど、遺族への配慮がうかがわれる。

現在、奉賛会の会員は約五九〇名（平成十七年現在）で、年々減少しているという。会員は、遺族と戦友と自衛隊や協力者からなつてゐる。遺族は三四九名、これは家族も含めており戸数ではもっと少ない。戦友とは「月寒連隊の会」に所属する人たちで、歩兵第二十五連隊関係者一〇六名、第一二五連隊八四名、二一九連隊四二名の合計二二三名である。協力者には、奉賛会設立当初発起人となつた関係市町村長も含まれている。奉賛会を支える役員は、会長・副会長・専務理事・常務理事・監事・理事からなる三十四名と顧問七名・参与二名である。三十四名の



平成17年9月17日使用

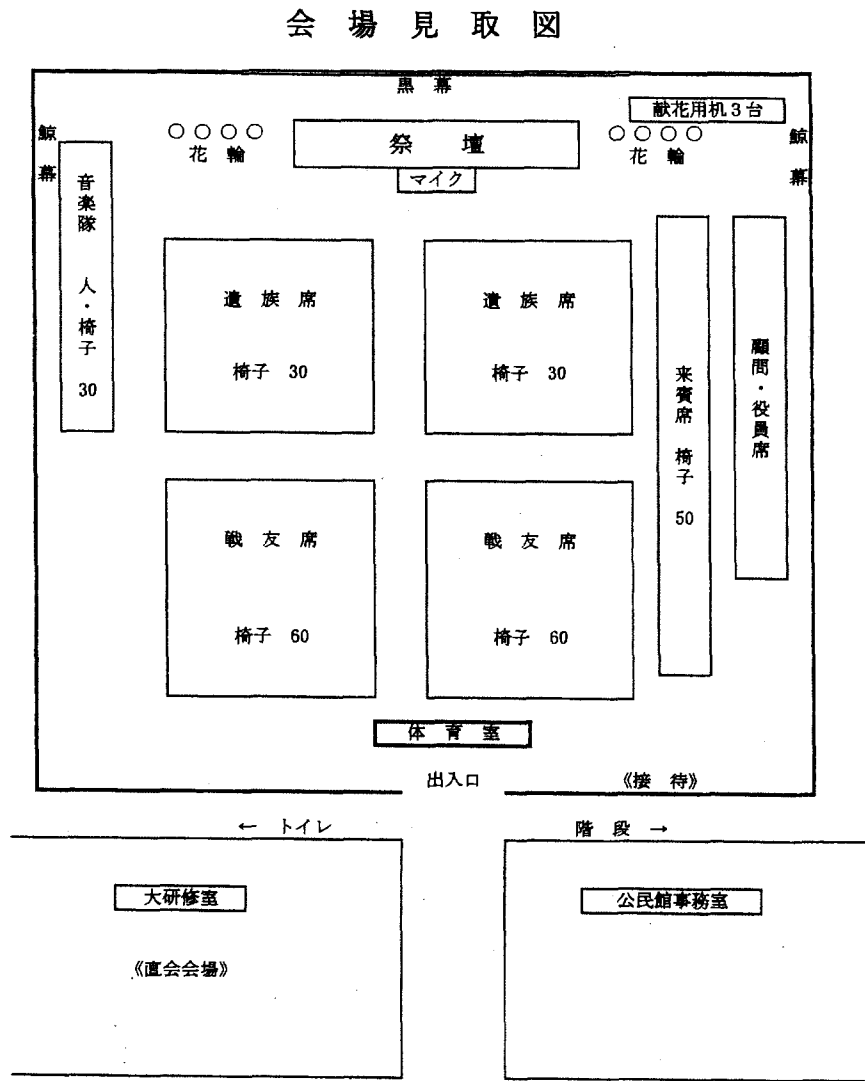
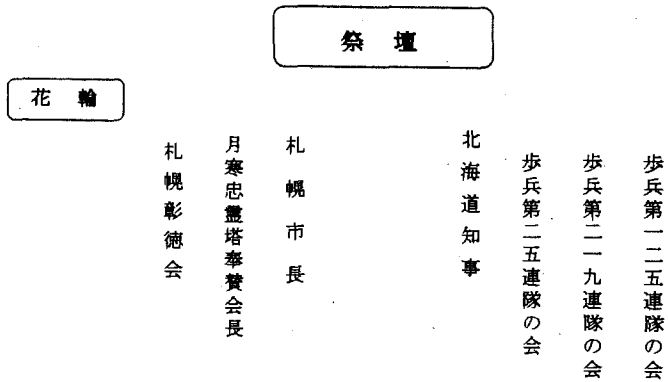


図16 平成十七年度慰霊祭における会場見取図及び祭壇模式図(月寒忠霊塔奉賛会提供)

内訳は、会長が代議士である他は、戦友二十名、自衛隊九名（OB七・現役二）、協力者四名である。遺族は高齢のためか、役員に入っていない。副会長三名の内二名が自衛隊OBであり、数の上でも自衛隊関係が四分の一以上を占め、顧問のうち二名も自衛隊OBである。自衛隊は、慰霊祭の歴史をたどったなかでも、さまざまな場面で今日までの慰霊祭を支えてきた。慰霊祭でも、追悼の辞を述べ、音楽隊が式典の雰囲気盛り上げるなど、式典の重要部分を担っている。奉賛会は遺族・戦友中心のものであったものが、その高齢化により若い自衛隊のOBや現役に継承されつつあるといえる。元奉賛会長（参与、二十五連隊戦友）の佐藤登氏は、墓守たちの高齢化に悩み、「慰霊祭など、何としても若い世代に引き継がねば」と述べている⁽¹⁸⁾。副会長で自衛隊OBの丸山昭夫氏は、初めて忠魂納骨塔内の積み重なった遺骨箱を見た時、胸を締め付けられる衝撃を覚えたといい、奉賛会から「いずれ塔を守る人がいなくなる。自衛隊OBに引き継いでほしい」と懇願され、「先輩たちを守るのは我々しかない」と決断して副会長に就任したという。丸山氏は「英霊を慰めるためにも、戦争の悲惨さを伝えるためにも、この塔を戦争の負の遺産として守り続けていきたい」と語っている⁽¹⁹⁾。奉賛会が意識の上でも自衛隊OBに継承されつつある状況を見ることが出来る。

また、札幌市による支援が会や慰霊祭を支えていることは重要である。忠魂納骨塔がある平和公園は国有地で、札幌市が借り受け、塔の維持管理及び慰霊祭を奉賛会に委託している。奉賛会の事務局は「月寒まちづくりセンター」という市の機関に置かれ、同所長は平和公園の管理とともに、奉賛会の事務局長的な役割を果たし、職員が慰霊祭や維持管理上の事務的な手配なども行っているという。委託管理している側の責任と

いう以上に、高齢化した奉賛会の大きな支えとなっているようである。このように、月寒忠霊塔における納骨祭祀は、その変遷がありながらも毎年慰霊祭を執行して七十三回を数えた。その間忠魂納骨塔の補修工

事などの維持管理も行い、約四千柱の遺骨・霊位を守ってきた。ここまできたのは、先ず第一に、その是非は別として自衛隊が支えてきたこと、そして今自衛隊のOBに奉賛会が継承されようとしていることである。勿論今日まで遺族や戦友が献身的な努力をもって維持してきたことはいうまでもないことであり、遺骨とともに戦死者の記憶も彼らが守り、それが次世代ともいえるべき自衛隊OBらに継承されようとしているということである。第二に、札幌市という行政が支えてきたことである。丸山氏は言う。「奉賛会はあくまでもボランティア組織であり、塔や遺骨は行政が関与してくれなければ維持できない」と。現に国有財産を市が借り受けていることから、塔や遺骨の管理責任は市にあるわけである。その市によるさまざまな支援があつて、奉賛会による維持管理と慰霊祭の委託が機能してきたということである。現在の奉賛会長は、北海道選出の衆議院議員である。今までのような遺族会や戦友会からでなく、代議士を会長に推戴したのは、塔や遺骨の維持管理に今後とも行政が関与してもらいたい、という期待が込められているという。

しかし、今の奉賛会は幾つもの課題を抱えている。一つは後継者問題であり、最大の課題だという。丸山氏は、「慰霊祭を百年続ければ、歴史はそれをおろそかにしないであろう」として、あと二十数年頑張れる体勢をつくりたいと言う。今遺族は妻と子の代になっており、孫に継承することが課題でありながら、意識がうすくあまり期待できないという。そこで自衛隊OB（隊友会）や町内会などの核となる勢力が必要であるという。二つ目は経費の問題である。奉賛会は会員から全く会費を取らず、玉串料などで運営し、修繕はその都度寄付を仰いできた。今さら会費を取れず、今後どのように維持していくのが課題だという。

(3) 誰が遺骨を守り記憶を継承するのか

誰が遺骨を守り記憶を継承していくのかということについて、月寒忠

霊塔奉養会では、遺族内において妻から遺児までは継承できても、孫まで継承するのは難しいという。供養には、死者個人に対する肉親や戦友などが抱く親愛の情が必要であるが、孫の代にそれが難しくなると、今まで慰霊・供養を行ってきた遺族や戦友の高齢化や、地域共同体の結束の希薄化などにより、維持が一層難しくなってくる。一方、顕彰にはその偉勲を広く知らせるとともに、後世にも伝えるという要素を含んでおり、政治性を帯びて大きな効果をもたらすこともある。死者供養は五十年で引あげ、祖霊になるといふ民俗行事がありながら、戦死者の供養は五十年過ぎても引あげが行われないケースが多い。筆者も資料調査委員として加わった国立歴史民俗博物館の「戦争と神社祭祀をめぐる資料調査」によると、夫が戦死した妻の聞き取り事例のうち、二十六例が五十回忌、二例が三十三回忌で引あげしているが、引あげを行わず継続して供養している事例は二十四例で、約半数に及んでいる。このようななかで、戦後六十年を経過した今、誰が慰霊・供養を行い、誰が記憶を継承するのかという問題に直面している。旭川仏教会が供養を続けてきた納骨式の北海道戦没者慰霊堂は、建物の解体に追い込まれ、遺骨を地中に埋葬した。一方で、霊を祀り顕彰に重点をおく北海道護國神社は、祭祀を継続している。この事例からは、納骨供養を継続していくことの難しさを見ることができ、札幌の場合、旭川の慰霊堂に相当する納骨施設として忠魂納骨塔があり、月寒忠霊塔奉養会により昭和三十三年から今日まで慰霊祭を継続し、維持管理を行ってきた。そこでは、次世代への継承や行政の支援などにより、遺骨の管理や慰霊祭の継続も可能であるという事例を提供している。但し、遺骨の処理をめぐることは、旭川仏教会が慰霊堂による納骨供養をやめて遺骨を地中に埋葬したことは、従来の民俗としては自然な形であり、その点では月寒忠魂納骨塔内の堆積み上がった遺骨を今後どう維持していくのかということが課題といえるであろう。

おわりに

日本における神社の歴史は古く、その創建時の記録を残している神社は数少ない。神社を合祀することはあっても、廃社の事例は少ない。ところが管内神社等は、その多くが昭和戦前期に創建され、敗戦及び軍の解体によって終焉を迎えた。多くは数年から数十年という短い期間であり、同様の事例は海外神社でも見られた。その創建と終焉を見ることができる稀有の事例であり、神社史上特筆すべきことといえよう。

管内神社等は、軍施設内にあった神祠ということでは屋敷神的であり、管内神社の起源として稲荷などを祀った邸内神祠が存在したことは、市ヶ谷台陸軍士官学校の雄健神社や豊橋十八聯隊の彌健神社、高田五十八聯隊の五八稲荷などの事例をあげて述べた。管内神社等を軍施設内の神祠というように広義に捉えれば、いわゆる国家神道下に稲荷神から天照大神や武神などに主神を変えた時が、狭義の管内神社等の成立といえるであろう。市ヶ谷台の場合、「稲荷祠」から「雄健神社」となった大正五年十月がその時にあたり、神社の役割もその時に大きく変質した。従来の稲荷祠は「地主神」といわれた屋敷神的なものであったが、天照大神をはじめとする軍神四神と士官学校出身戦役死者を祀る神祠となったことで、生徒は毎朝参拝が日課となり、例祭には職員・生徒が神前に整列して式典を執行し、戦死者を合祀するなど、慰霊・顕彰と、個人参拝・団体参拝をとまなう精神教育の重要な場として機能するようになった。

市ヶ谷台の雄健神社のように屋敷神的な神祠をその前史としてもつた事例は少数であり、多くの場合はいきなり雄健神社のような性格を持って創建され、いわゆる国家神道下に最高の位置づけをされた伊勢神宮と靖國神社の祭神や軍神、兵科や地域ゆかりの神祇、戦没者・殉職者

などを祀った。このような宮内神社等の確認できる最古の事例が、東京赤羽に兵営を構えた工兵第一大隊の「宮内神社」である。皇祖皇宗・天地神祇と戦死・殉職者を祀る神祠として明治三十一年一月に創建された。宮内神社等の創建時期は、昭和十四・十五年をピークに昭和三年以降が約九割を占める。昭和三年の即位大札と治安維持法改定を契機に、政府は「教化総動員運動」や「国民精神総動員運動」を展開して、国民精神作興・肇国精神強調などを掲げ、思想統制を強めた時期であり、その頂点に達したのが昭和十五年の「紀元二千六百年祝典」であった。その間に参宮や大麻の奉齋、神棚や神祠の創建が進展し、その動きのなかで宮内神社等も軍施設の中の神祠として数多く創建されるようになった。それ故に、この時期の宮内神社等は、時代の要請に応えるものとして、敬神崇祖・肇国精神の涵養や、忠君愛国・尽忠報国を誓い、人格を陶冶するという精神教育の場としての性格が強く見られた。宮内神社等の性格は、この他に軍施設ということから武運長久を祈る守護的な性格や、戦死病没者・殉職者を慰霊し顕彰する招魂社的な性格なども見られた。特に後者の招魂社的な性格は、慰霊・顕彰にとどまらず、それによって忠君愛国・尽忠報国の精神を涵養するという効果をもねらったものであった。また、航空関係の学校や部隊で、殉職者を慰霊・顕彰する宮内神社等を創建したことは、宮内神社等の靖國神社とは異なる招魂社的な性格として注目される場所である。同じ軍が祀る神社として、靖國神社での慰霊・顕彰を補完する役割をもっていたと見ることができよう。

靖國神社や護國神社がありながら、戦死病没者を祀る宮内神社をなぜ創建したのかということは、両社が遠いという地理的な問題ではないことを、旭川の第七師団において、北海道招魂社（後に北海道護國神社）に隣接した歩兵第二十八聯隊などで戦没者を祀る宮内神社が創建された事例が示している。歩兵第二十八聯隊では、部隊で宮内の「二八神社」に参拝した後「北海道護國神社」にも参拝したという記録があり、両社は

密接な関係をもっていた。戦死病没者個人の偉勳は、靖國神社や護國神社などのように個性を失って「英霊」として祀られる神社よりも、先輩や戦友の偉勳として、個性と偉勳が結びつく場にこそ、その偉勳は身近なものとして記憶され継承されていくものであり、顕彰としての効果やそれを以て尽忠報国の念を新たにするという精神教育上の効果は、より強く期待できるものである。それ故に、身近に護國神社があっても、あえて宮内神社を創建し、戦没者を祀ったのであろうと思われる。

宮内神社等は、軍の生活を行う将兵や軍学校生徒にとって神聖な場であった。敗戦による米軍進駐を前にして、一同整列のなかで御神体を焼くことで学校の歴史を閉じた熊本幼年学校の事例が示すものは、校内神社が学校を象徴するものと見られていたということである。確認できる限り多くの宮内神社等でも、同じように進駐前に社殿を焼き、御神体を焼き、埋納し、あるいは別の神社に移すことを行った。宮内神社等は、軍や軍人精神・国民精神の象徴的な場であったことから、敵に汚されることを恐れたためであろう。このように宮内神社等は、そこで学び生活した者にとつての象徴的な場であり、亡くなった先輩や戦友を偲ぶ慰霊・顕彰の空間であり、神明の加護を祈り尽忠報国を誓い自身を律した精神教育の空間でもあった。

このように重要な場であったはずの宮内神社等が、戦後六十年余り殆ど顧みられなかったのはなぜであろうか。これについては十分な答えを用意できていないが、想定できることは幾つかある。まず第一に、私的な施設であったため記録にあまり残されなかったことである。宮内神社等は軍用地に建設され、その建設にあたっては陸海軍大臣の許可を得ていることにおいて公的施設であるが、その上物である社殿の建設や維持の費用は多く将兵や職員・生徒らの拠金によっており、部隊等の公費を当てないということにおいては私的な施設であったといえる。宮内神社等に関する資料が部隊等の記録に少ないのはそのためと思われる。第二

に、戦後の占領軍進駐前に、社殿や神璽等を多く焼却しており、資料等
があまり残存していないことである。さらに、管理者であった軍
の解体や戦後の政教分離などにより、社殿等の維持も困難な状況に追い
込まれ、多くは撤去され朽ちてしまったことである。第三は、将兵の精
神的な支柱といわれ、部隊や学校を象徴する重要な場であると述べてき
たが、これは当時の将兵らに共通して強く意識されていたのであろう
か、という疑問である。既述のように、管内神社等は兵士や生徒たちが

主体的に創建・維持運営した神祠ではなかった。いわば「精神的な支柱」
は上からの強制や期待であったからである。部隊史などに、管内神社の
項目を立てたりその思い出を記した事例はごく僅かしか見いだせないの
は、意識の低さを示すものではなからうか。筆者も関わって国立歴史民
俗博物館が行った「戦争と神社祭祀をめぐる資料調査」では、元兵士か
ら「軍隊の管内に特別な祭祀施設があったか」という項目の聞き取りを
行った。その結果をまとめた『戦争体験の記録と語りに関する資料調査』
1〜4によると、回答者五十二名中「なかった」と答えたのは三十八名
で、圧倒的に多かった。戦場を転戦した元兵士が多く、部隊の海外移駐
による管内神社の遷座・創建の事例については未だ調査中のため、これ
が実態を示すものかは判断しかねるものがある。一方「ある」と答えた
島根県の昭和十四年十二月に浜田第二十一聯隊に入営した元兵士は、「明
治神社（明治天皇）：浜田駐屯地内。戦死者の慰霊祭はここでなされた」
と答えているが、浜田聯隊の管内神社は昭和七年に創建された「御稜威
神社」神社であった。⁽²⁾「みいずじんじゃ」が「めいじじんじゃ」になっ
てしまったのであろうか。同じ年月に同じ浜田二十一聯隊に入営した山
口県の元兵士は、管内に祭祀施設は「なかった」と答えている。お二人
の入営から聞き取り調査まで六十四年経過しているので、記憶が薄れて
しまったことは十分にありうるが、また一方では、管内神社についての
意識の低さを示すものとも読み取ることができよう。但し、校内神社に

については学校史にページを割いて説明している事例が多くあり、精神教
育の場として重視されてきたことから、管内神社とは異なる意識の高さ
を見ることができよう。

ともあれ、管内神社等は今まで殆ど顧みられず、研究の対象にもされ
てこなかった。しかし、「はじめに」で述べた通り、多様な性格を持つ
た管内神社等は近代の戦争と宗教を理解する上で極めて重要な神社であ
る。戦後六十年以上経過して、社殿は多く朽ち果て撤去され、大方は跡
形すら失われてしまった現在において、管内神社等で継承してきた戦争
の記憶は、今や数少なくなった当時の将兵や生徒らの記憶の中にのみ存
在するという状況になりつつある。それとてその記憶を長く維持できる
状況にはない。霊璽簿や霊牌を保存してきた航空士官学校の航空神社な
どは、記録の継承ということにおいて稀有の事例といえるであろう。

本稿は、管内神社等が継承してきた戦争の記憶や語りに若干の資料を
交えて、管内神社に関する諸問題を考察したものである。未だ調査不十
分でありながら本稿を提示したのは、本稿に対する忌憚ないご意見やご
批評をたまわり、さまざまな情報を得ることで、管内神社等の研究をさ
らに発展させたいと思っているからである。管内神社等の情報をお持ち
の方は、是非ともご教授いただければ幸いである。（連絡先 〒二三七
一〇〇七六 横須賀市船越町七―十二―C―六〇二）

本稿は、紙幅の関係で当初予定していた管内神社等の資料の多くを掲
載できず、個別の神社についての論考もできなくなってしまった。別の
機会に発表できればと思っている。今後とも管内神社等の調査を継続し、
今回はほとんど触れられなかった海外神社についても、管内神社に関連
する神社としてさらに探っていきたい。また企業の神社は、管内神社の
性格を現代風にアレンジして継承するものではないかと注目している。
安全祈願、商売繁盛祈願、企業精神の涵養、物故者の慰霊など、共通し
た性格が見出され、実際に管内神社等が企業の神社に転化した事例もあ

る。この方面も今後の課題として取り組んでいきたい。

本稿の作成に当たっては、調査の段階から実にさまざまな方々のご教授をたまわり、ご便宜をいただいた。特に靖国神社には、庶務書類を閲覧させていただき、貴重な宮内神社等の基本資料を多く確認することができた。また神社本庁や各道府県の護国神社、戦友会や遺族会の方々、自衛隊基地などには、多くのご便宜と情報をいただいた。そして国立歴史民俗博物館の基幹研究「戦争体験の記録と語り」に関する資料論的研究の研究会をご担当された関沢まゆみ先生と新谷尚紀先生、研究会のメンバーの皆様、一ノ瀬俊也先生からさまざまなご指導・ご助言をいただいた。特に研究会メンバーの元康宏史氏とは、同じ宮内神社を研究テーマとしていることから、貴重な情報交換ができた。お世話になった方々は膨大で、ここにお名前を列記することができない非礼をお詫びするとともに、深甚なる謝意を申し上げます。

註

- (1) 鎌田春雄「法令上ヨリ見タル神社」(昭和十七年、「海軍兵学校歴史資料」三(1~13)所収、靖国神社偕行文庫室所蔵)
- (2) 元康宏史氏「軍都の慰霊空間」吉川弘文館、二〇〇二年
- (3) 大原康男「忠魂碑の研究」暁書房、一九八四年
- (4) 木口亮「金岡地区の戦争記念碑」『明治史料館通信』通巻第七四号、二〇〇三年
- (5) 一ノ瀬俊也「日本陸軍と先の戦争についての語り」『史学雑誌』一一二編八号、二〇〇三年
- (6) 拙稿「三浦半島の戦争碑」神奈川県高等学校社会科部会歴史分科会研究発表会レジュメ、一九九五年
- (7) 工兵第一大隊將校集會所著作兼発行『工兵第一大隊歴史概要』一九二八年
- (8) 赤羽招魂社奉賛会編集・発行『工兵第一大(連)隊史』一九八四年
- (9) 元康宏史「軍都の慰霊空間」(吉川弘文館、二〇〇二年)に宮内神社の最初の事例として当神祠が言及されている。なお宮内神社の定義については、国立歴史民俗博物館の基幹研究「戦争体験の記録と語り」に関する資料論的研究の研究会で元康氏と情報交換するなかで、広義・狭義の捉え方もできることを確認した。
- (10) 有終会編「続・海軍兵学校沿革」原書房、一九七八年
- (11) 靖国神社所蔵「昭和二年 同三年 庶務書類」
- (12) 「紀元二千六百年祝典記録」第十七巻・十八巻、ゆまに書房、二〇〇二年
- (13) 「神宮大麻全国頒布数と千戸比率年度別表」は「瑞垣」第五十八号(神宮司庁、昭和三十四年九月)、「神宮参拝人数表」は「瑞垣」第二十五号(神宮神部署、昭和十四年十月)・同二十六号(昭和十五年三月)により作成した。
- (14) 鉄道省告示第九十八号、昭和十二年六月十二日官報。
- (15) 一松又治「神宮大麻と国民精神の機微」社会神道学研究会、一九二〇年
- (16) 明治三十二年四月八日付社甲第四号通牒「官國幣社祭神分靈ニ關スル件」で、分靈は「濫リニ授与不相成儀ニ付」とあり、神宮では原則として分靈を行わず、別大麻は分靈ではないとされている。
- (17) 「瑞垣」十号(昭和九年六月)・十三号(同十年三月)・十八号(同十一年七月)・二十一号(同十二年五月)による。満州国と朝鮮が殆どを占める。
- (18) 嵯峨井建「満洲の神社興亡史」芙蓉書房出版、一九九八年
- (19) 中島三千男「海外神社」研究序説「歴史評論」No.82 二〇〇〇年
- (20) 齊藤文一郎「陸軍電信隊史(一巻)」山西電信会発行
- (21) 日本工兵写真集編集委員会編「日本工兵写真集」原書房、一九八〇年
- (22) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C0100210600 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十一年(防衛省防衛研究所)
- (23) 近歩二会編集・発行「或る近衛聯隊の記録」一九九五年
- (24) 「昭和十三年」二十年陸軍高射学校歴史(原本の表紙は「學校歴史」、防衛研究所所蔵)
- (25) 社号標を所有している当主形部幸雄氏からの聞き取りによる。金井利平「東部八八部隊「電信神社」標柱発掘顛末」(「相模原の自然と文化」第四号、一九八三年)にも紹介されている。
- (26) 「紀元二千六百年祝典記録」第九冊、官廳ニ於ケル事業、陸軍省
- (27) 堀山久生「館林の空」第30戦闘飛行集団館林集成教育隊、二〇〇二年
- (28) 「靖国社鎮座の由来」靖国社・深見神社奉賛会発行パンフレット
- (29) 「高田歩兵第五十八聯隊史」同編集委員会、一九八二年
- (30) 中原神社「由緒碑文」。甲津義彦氏のご教示による。
- (31) 「歩兵第十四聯隊史」歩兵第十四聯隊史編集委員会、一九八七年
- (32) 蘭川亀郎「航空神社の由来」(「きみつ新聞」昭和五十一年四月二十八日付、陸上自衛隊木更津駐屯地提供)
- (33) Ref. C01007184500 陸軍省大日記類大日記乙輯昭和十四年、Ref. C01002358200 同昭和十五年(防衛研究所)
- (34) 「霞空十年史」廣岡写真館、一九三二年

- (35) 陸軍兵器学校「細戈神社ニ關スル綴」相模原市立博物館所蔵
- (36) 『瑞垣』第二十二号、神宮神部署、昭和十二年九月二十五日
- (37) 海軍大臣官房編『海軍諸例則、卷四(一)』昭和十年改版、明治百年叢書
- (38) 有馬馨『帝國海軍の伝統と教育』五曜書房、二〇〇一年
- (39) 藤原英夫『教育基本法と憲法政教分離原則の新しいケース・フィールドワーク その2 国立大学の神社』(『帝京大学文学部紀要 教育学』29号、二〇〇四年)
- (40) 高田歩兵第五十八聯隊史編集委員会「高田歩兵第五十八聯隊史」一九八二年所収
- (41) 同右
- (42) 『自明治七年至大正十四年 陸軍士官學校歴史』大正五年一月二七日条、防衛研究所の複写本による。
- (43) 「陸軍士官學校内ノ社祠ノ稱號祭神ノ選定ノ件」(大正五年十月十一日、「自大正五年至同八年庶務書類」靖國神社所蔵)
- (44) 元康宏史氏のご教示による。
- (45) 「歩兵第十八聯隊管内神社祭神調査ノ件」(昭和九年庶務書類)第三八號、靖國神社所蔵
- (46) 註(43)に同じ
- (47) 社祠の稱号は靖國神社で「雄建神社」と選定し、上記鎮座祭の資料も靖國神社では「健」を「建」に訂正しているが、陸軍士官學校の資料は上記「陸軍士官學校歴史」や大正十三年「陸軍士官學校ノ沿革」防衛研究所所蔵など一貫して「雄健神社」であり、これに定まったようである。
- (48) 「讀實新聞」神奈川讀賣 昭和十三年四月十二日付
- (49) 原見敬二「氣象神社」(『海の氣象』Vol.41 No.4 海洋氣象学会)
- (50) 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』芙蓉書房出版、二〇〇一年
- (51) 海軍兵學校歴史資料三、教官研究會報記録(昭和十七年十二月五日第二回)「法令上ヨリ見タル神社」教授囑託鎌田春雄述。靖國神社借行文庫室所蔵
- (52) 「靖庶第一六〇号靈代祓式執行ニ関スル件」(昭和四年 同五年 庶務書類 靖國神社社務所)所収
- (53) 「靖庶第三九號御靈代授受ニ関スル件」(昭和十四年 庶務ニ關スル綴 第壹號 靖國神社 社務所)所収。靖國神社の分靈授与については、既に昭和八年十二月に内務省神社局長から陸軍省副官に照会があり、内務省では問題視していた向きがある(大原康男「忠魂碑の研究」参照)。
- (54) 「中部第二二庶第二六號御神靈受領ニ関スル件依頼」(昭和十七年 來翰發翰綴 靖國神社社務所)所収
- (55) 冲原神社境内の「冲原神社由来」碑。甲津義彦氏のご教示による。
- (56) 昭和六年五月、廣岡写真館發行
- (57) 公文備考、土木8、卷89(防衛研究所所蔵)
- (58) 公文備考、土木4、卷97(防衛研究所所蔵)
- (59) 陸軍航空士官學校史刊行会『陸軍航空士官學校』一九九六年
- (60) 「高田歩兵第五十八聯隊史」同編集委員会、一九八二年
- (61) 註(55)に同じ
- (62) 宮内寒弥他『海軍兵學校 海軍機關學校 海軍經理學校』秋元書房、一九八四年二版
- (63) 昭和十二年一月十六日「大阪陸軍兵器支廠禁野倉庫構内神社建立ノ為土地使用ニ關スル件伺」昭和十二年大日記乙輯第二類第一冊。防衛研究所
- (64) 「昭和十五年十二月起 陸軍輜重學校歴史」防衛研究所所蔵
- (65) 「野砲兵第二十三聯隊史」野砲兵第二十三聯隊戦友会發行、一九八六年
- (66) 「歩兵第十四聯隊史」歩兵第十四聯隊史編纂委員会、一九八七年
- (67) 堀山久生「館林の空 第30戰闘飛行集團館林集成教育隊」二〇〇二年
- (68) 「大正十三年 庶務書類 靖國神社社務所」靖國神社所蔵
- (69) 「霞空十年史」廣岡写真館發行、一九三一年
- (70) 陸軍航空士官學校史刊行会編『陸軍航空士官學校』一九九六年
- (71) 永野徳光「生田神社由来の一つ」(明治大学農学部提供)
- (72) 「靖庶第一六〇号靈代祓式執行ニ関スル件」(昭和四年同五年 庶務書類 靖國神社社務所)所収
- (73) 日本工兵写真集編纂委員会編『日本工兵写真集』原書房、一九八〇年
- (74) Ref.C01006970900 陸軍省大日記類 大日記乙輯昭和十三年(防衛研究所)
- (75) 註(33)に同じ
- (76) 『紀元二千六百年祝典記録』第九冊、官廳ニ於ケル事業、陸軍省
- (77) 「細戈神社ニ關スル綴 陸軍兵器學校」相模原市立博物館所蔵
- (78) 「昭和十七年 來翰發翰綴 靖國神社社務所」
- (79) 昭和二年四月二十日「招魂祠建設ノ為官有地使用願ノ件」公文備考、土木4、卷97(防衛研究所)
- (80) 『大本營陸軍報道部推薦 振武臺の教育』陸軍豫科士官學校高等官集會所著作、一九四四年
- (81) 「鎮國神社縁起書」、「福知山聯隊史」(同史編集委員会編、一九七五年)所収
- (82) 「重砲兵物語」、「借行」451号(昭和63年7月号)所収
- (83) 宮内寒弥他『海軍兵學校 海軍機關學校 海軍經理學校』秋元書房、一九八四年二版
- (84) 毎日出版企画社編『別冊一億人の昭和史 陸軍少年兵』毎日新聞社、一九八一年
- (85) 石井幸雄編『写真集 海軍兵學校』秋元書房、一九九〇年

- (86) ノーベル書房編集部編『旧陸海軍諸学校の記録／写真集 軍服の青春(陸軍編)』ノーベル書房、一九七九年
- (87) 山崎正男編集責任『陸軍士官学校』秋元書房、一九六九年
- (88) 石井幸雄編集『写真集 陸軍士官学校』秋元書房、一九九二年再版
- (89) 相模原市立博物館所蔵工華会資料
- (90) 『昭和十三年 庶務二課スル綴 第一巻 靖國神社事務所』靖國神社所蔵
- (91) 『陸軍士官学校ノ沿革 大正十三年六月』防衛研究所所蔵
- (92) 陸軍士官学校の戦後については註(87)参照。なお、昇神の儀について靖國神社に問い合わせたところ、「昭和三十一年六月十一日(日)午後六時招魂斎庭に於て雄健神社昇神祭執行」と記録されているといひ、十一日であったようである。
- (93) 註(87)に同じ
- (94) 奈良部光孝「雄建神社御神体の埋設と発掘」〔『偕行』十二年八月号〕所収
- (95) 菅原道大「航空神社の由来とその変遷」〔航空神社奉賛会『奥武蔵の名祠航空神社』、発行年の記載はないが「S35年」の書き込みがあり、昭和三十五年か。航空自衛隊人間基地提供〕
- (96) 註(87)に同じ
- (97) 阿見町文化財保護委員会会長赤堀好夫氏からの聞き取り及び慰霊塔碑名による。慰霊塔は航空隊があった茨城大学の敷地に隣接した地に建てられた。社殿は阿弥神社に移され現存している。
- (98) 蘭川亀郎「航空神社の由来」〔きみつ新聞』昭和五十一年四月二十八日付、陸上自衛隊木更津駐屯地提供〕
- (99) 木更津航空隊の戦友会「海友会」の前会長大竹典夫氏からの聞き取りによる。
- (100) 「靖國社鎮座の由来」〔靖國社・深見神社奉賛会発行のパンフレット、年不詳。深見神社提供〕
- (101) 陸軍気象史刊行会『陸軍気象史』一九八六年
- (102) 旭川市史編集委員会『旭川市史』第二巻、一九五九年
- (103) Ref. C0203144100 陸軍省大日記類、大日記乙輯明治四十五年(防衛研究所)
- (104) 昭和九年十一月八日起案内務省發社第58號「招魂社創立内規二開スル件何」添付の「招魂社ノ調」(神祇院総務局庶務課「例規(護國神社)」所収、神社本庁所蔵)
- (105) 『紀元二千六百年祝典記録』第九冊、官廳ニ於ケル事業 陸軍省。国立公文書館所蔵
- (106) 「昭和十七年五月記 大東亞戰爭手記 杉本杉雄著」旭川駐屯地北鎮記念館所蔵
- (107) Ref. C01006970900 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十三年「管内祠建設の件」(防衛研究所)
- (108) 菅野逸一著、旭川叢書第二十卷、旭川振興公社、一九九二年
- (109) 示村貞夫『北海道護國神社史』北海道護國神社、一九八一年
Ref. C01006639300 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十年(防衛研究所)
- (110) 註(110)に同じ
- (111) 旭川駐屯地北鎮記念館長大内芳明氏にご案内していただいた。
- (112) 北海道神宮の青木伸剛氏のご教示による。
- (113) 今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』東洋書林、二〇〇五年
- (114) 『新札幌市史』第四卷、通史二、一九九七年。(113)の青木氏のご教示を得た。
- (115) 笠原一二「陸軍墓地の全容わかる」〔つきさつぶ郷土資料館だより』第15号、一九九八年)に紹介されている。筆者は同資料館に寄贈された函面を二〇〇五年八月に閲覧させていただいた。
- (116) Ref. C0100661300 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和九年(防衛研究所)
- (117) 銘文の日付は、「歩兵第二十五聯隊史」や高橋憲一「札幌歩兵第二十五聯隊史」(一九九三年)は四月二十七日と記すが、石板には二月三日とある。
- (118) 月寒忠霊塔奉賛会副会長丸山昭夫氏のご教示による。以下の奉賛会関係の資料は、同氏から提供していただき、お話もうかがった。
- (119) 岩田重則氏はこれを戦死者多重祭祀と称している。同氏「戦死者多重祭祀論」〔現代思想』第33巻第9号、二〇〇五年)参照。
- (120) 元旭川仏教会会長釋英照氏からの聞き取りによる。
- (121) 平成十八年現在の祭神柱数、北海道護國神社ホームページによる。
- (122) 月寒忠霊塔補修期成会「月寒忠霊塔(忠魂納骨塔)補修工事報告書」(一九九二年、月寒忠霊塔奉賛会提供)所収
- (123) 平成十八年度第七十三回慰霊祭の式次第は、「10遺骨蒐集報告」は入っていないが他は平成十七年度と同じである。なお道知事・札幌市長の追悼の辞は、道市の福祉部長が代読した。
- (124) 『北海道新聞』二〇〇三年八月四日記事「老いた墓守風化と闘う」
- (125) 『毎日新聞』二〇〇六年八月十九日記事「託される記憶⑦ 戦争の悲惨伝える負の遺産」
- (126) 国立歴史民俗博物館『戦争体験の記録と語りに関する資料調査』全四冊にまとめられ、二〇〇四年・二〇〇五年に刊行した。
- (127) 歩一二會編集・発行『濱田聯隊史』一九七三年。一ノ瀬俊也「日本陸軍と、先の戦争」についての語り―各連隊の「連隊史」編纂をめぐる―(『史学雑誌』第一一二編第八号、二〇〇三年)

表6 管内神社・校内神社等一覧

No	神社名	陸海	学校・部隊名	所在地	創建年	祭神	備考	出典
1	北鎮神社	陸	北部第八十一部隊	北海道 旭川(護国神社内)	昭和10	建御雷命・経津主命	2600年祝典で玉垣奉納	1,22
2	二八神社	陸	北部第四部隊(歩兵第二八聯隊)	北海道 旭川	昭和15頃	部隊出身戦歿將士ノ英霊	武勲ヲ讃ヘ英霊ニ對スル敬神ノ念涵養ニ努ム	1
3	管内祠	陸	騎兵第七聯隊	北海道 旭川	昭和12	6.25許可	敬神崇祖ノ念涵養、精神教育ノ資	9
4	神祠	陸	軍馬補充部根室支部	北海道 根室	昭和14	8.30許可	敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ愛國ノ精神教育ニ資スル目的	10
5	神祠	陸	軍馬補充部川上支部	北海道 川上郡熊牛村標茶	昭和15	6.25許可	紀元二千六百年ヲ記念シ…敬神崇祖ノ念ヲ涵養スルト共ニ精神教育ニ資スル目的	11
6	弘威神社	陸	弘前師団司令部	青森県 弘前市	昭和15	8.1鎮座祭	天照大神・明治神宮ノ神符、青森・秋田・岩手・山形四県下護国神社ノ神霊 弘前師團新設セラレタル機會	1
7	管内神社	陸	北部第二十部隊	青森県 弘前市	昭和15	頃	石燈籠建立、(野砲兵8聯隊)	1
8	管内神社	陸	北部第二十三部隊	青森県 弘前市	昭和15	頃	社標建立・手洗鉢奉獻、(輜重兵8大隊)	1
9	管内神社	陸	弘前宮崎部隊	青森県 弘前市	昭和14	2.11鎮座祭	靖國神社御神體鎮魂 當隊ニ營内神社建設	2
10	神社	陸	歩兵二百二十三聯隊	秋田県	昭和14		靖國神社神靈授与願(14.2.22) 當隊庭内ニ神社ヲ設ケ朝夕將兵ニ崇敬セシメ度	2
11	神殿	陸	山形陸軍病院 本院・東根臨時轉地療養所	山形県	昭和15	改築	敬神崇祖ノ念ヲ強調セシムルタメ	9
12	管内祠	陸	工兵第八聯隊	岩手県 盛岡市	昭和11	7.25鎮座祭	天照大神、日露戦争戦歿者225柱・満洲事変戦歿者13柱	23
13	雄詰神社	陸	歩兵第四聯隊	宮城県 仙台市	昭和14	12.30建立	歩兵第四聯隊及同隊を母隊とした西南戦争以降の戦歿英霊	24
14	雄健神社	陸	仙台陸軍幼年学校	宮城県 仙台市	昭和14	1.15鎮座式	神明鳥居・社殿檜木5本	14,18,25
15	雄建神社	陸	仙台陸軍飛行学校	宮城県 仙台市	昭和18	8以降	18.8開隊。神明鳥居、五段切石積基礎上に社殿、檜木5本	14
16	雲雀原神社	陸	銚田教導飛行師団原町飛行隊	福島県 原町市馬場字原75	昭和15	11.3	天照皇大神・武甕槌大神・経津主大神 昭和15原町飛行場開設、飛行学校長陸軍中将岩下新太郎創建	26
17	航空神社	陸	水戸陸軍飛行学校	茨城県 ひたちなか市	昭和13	以降	昭和13開校、18年仙台へ移り明野分校開校、19.6常陸教導飛行師団に改編。つばさの塔公園に手水鉢	18,27
18	航空神社	陸	陸軍航空通信学校	茨城県 水戸市	昭和15	以降	昭和15開校。流造銅板葺社殿・檜木4本	18,28
19	筑波神社	海	筑波海軍航空隊	茨城県 友部町	昭和12	以降	12.7分遣隊が独立開隊。石積基礎残存	15,29
20	百里神社	海	百里原海軍航空隊	茨城県 小川町	昭和14	以降	天照大神(『小川町史』記載時、1982刊) 14.12分遣隊が独立開隊。社殿現存	30
21	霞ヶ浦神社	海	霞ヶ浦海軍航空隊	茨城県 阿見町	大正15	4.3	海軍航空隊創設以来の殉職者英霊 阿彌神社境内に社殿現存	31
22	土浦航空隊神社	海	土浦海軍航空隊	茨城県 阿見町	昭和16	5か	天照大神、航空殉職者 別地に社殿現存	33
23	鹿島神社?	海	鹿島海軍航空隊	茨城県 美浦村	昭和14	7.28か	大宮神社に水盤移設	34
24	谷田部神社	海	谷田部海軍航空隊	茨城県 つくば市	昭和19	11.3	伊勢神宮祭神 水盤・社殿	35
25	慰霊殿	海	第一海軍航空廠	茨城県 阿見町	昭和16	頃	奉安殿か、慰霊殿は現在の称。陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地殉職者の慰霊祭	32

No	神社名	陸海	学校・部隊名		所在地	創建年	祭神	備考	出典	
26	神社	陸	宇都宮師団司令部	栃木県	宇都宮市	昭和15	頃	天照大神・明治天皇・豊城入彦命	將校集会所付近。植樹並ニ神社建立	1
27	雄鵬神社 航空神社	陸	宇都宮陸軍飛行学校	栃木県	宇都宮市	昭和15	以降		19.9.20の写真、神明鳥居	14.36
28	航空神社	陸	宇都宮陸軍航空廠	栃木県	宇都宮市	昭和16	以降		現、清原神社か	36
29	雄健神社	陸	前橋陸軍予備士官学校	群馬県	相馬が原	昭和16	か		昭和16盛岡から移転。神明造社殿・神明鳥居。社殿基壇現存	14.37
30	航空神社	陸	陸軍熊谷航空飛行隊 館林分校	群馬県	館林市 関東学園大学	昭和18			宇佐見隊長創建、社殿現存	38
31	習志野招魂社	陸	騎兵第二旅団	千葉県	習志野	昭和7	11.25 祓式	靖国神社靈璽(鏡)。習志野衛戍軍隊並ニ関係十二ヶ町村出身戦病死者鎮祭ノ爲	騎兵第二旅団副官と津田沼市長連名で靈璽申請	2
32	工兵神社	陸	陸軍工兵学校	千葉県	東葛飾郡松戸町	昭和18	10.28 鎮座祭			14
33	千代田宮	陸	陸軍野戦砲兵学校	千葉県	四街道市				明神鳥居、唐破風向拝付小祠	14.100
34	戦車神社	陸	千葉陸軍戦車学校	千葉県	千葉市黒砂町	昭和14	以降		神明鳥居、神明造	14.17
35	防空神社	陸	千葉陸軍防空学校	千葉県	千葉市小仲台	昭和14	7.28 鎮座祭	天照大神(皇大神宮)・天鳥船命(船玉神社)・経津主大神(香取神宮)・武甕槌大神(鹿嶋神宮)の神符	昭13.4開校、8小仲台移転	14.39
36	航空神社	海	木更津航空隊	千葉県	木更津市	昭和14	5.26	香取神宮・八剣神社の靈代を奉祀、昭和16年に殉職者・戦死者合祀	社殿現存、戦後銘牌は八剣神社へ遷す	40.100
37	館砲神社	海	館山海軍砲術学校	千葉県	神戸村	昭和16	以降			15
38	神社	陸	熊谷陸軍飛行学校	埼玉県	熊谷市三ヶ尻 2924 八幡神社靖国社	昭和10	以降		戦後八幡神社に社殿移設し「靖国社」となる	41
39	航空神社	陸	所沢陸軍飛行学校 陸軍航空士官学校	埼玉県	豊岡(修武台)	昭和12	9.25 鎮座 6.9 遷宮 13	天照大神・航空殉職者(陸軍航空関係戦死陣没殉職者名簿4冊、靈名牌3箱。354・872・2435柱)	所沢で造営、翌年豊岡に遷宮、戦後北野神社に遷す(小手指神社)	18.99
40	雄健神社	陸	陸軍予科士官学校	東京都	朝霞(振武台) 練馬区大泉学園町	昭和16	9(大5.10)	天照大神・大國主神・経津主神・武甕槌男之神・明治天皇・陸軍豫科士官学校出身將校従軍戦病死者英靈3032柱(昭和18.11.2調)。靈璽は靖国神劍	昭和16.9市ヶ谷から朝霞へ移転。20.8.28神劍・宝鏡を振武台碑地下に埋納→靖国へ	18.19.42
41	雄健神社	陸	陸軍士官学校	東京都	市ヶ谷台 座間(相武台)	大正5	9	天照皇大神・大國主神・経津主神・武甕槌之男神・明治神宮分靈、陸軍士官学校出身戦病死者の英靈、(地主神並祀)	大正9年稲荷神社改築 昭和11.9座間移転	2.18.19, 43
42	護皇神社	陸	近衛歩兵第二聯隊	東京都		昭和7		御神体は靖国神社分劍(死没した先輩同僚の御靈代)	聯隊長、靖国宮司へ神劍授与願	2.44
43	護國神社	陸	近衛歩兵第三聯隊	東京都		昭和15	1.15 許可		昭和14.12.20 陸軍大臣宛土地使用許可願	1.7
44	神社	陸	近衛野砲兵聯隊	東京都		昭和11	5.6 許可		昭和11.4.9 陸軍大臣宛土地使用許可願	7
45	宮内神社		工兵第一聯隊	東京都	北区赤羽台	明治31	1 鎮座式	天照大神・歴代皇靈、天神地祇、戦歿者英靈、公務殉職者11柱、八幡大神並祀	戦後赤羽八幡神社に奉遷	45

No	神社名	陸海	学校・部隊名		所在地	創建年	祭神	備考	出典	
46	神社	陸	陸軍被服本廠	東京都	赤羽	昭和15	4.2許可	昭和15.3.15 陸軍大臣宛土地使用許可願	11	
47	稲荷堂	陸	陸軍造兵廠東京工廠	東京都			稲荷大神	大正15.4 従業員代表から大臣へ稲荷堂・繪馬堂・青銅鳥居寄附	4	
48	小祠	陸	陸軍糧秣本廠構内	東京都	深川	昭和9	7.7大臣許可	昭和9.6.27 陸軍大臣宛土地使用許可願	5	
49	神社 御楯神社か	陸	憲兵司令部	東京都	憲兵司令部屋上	昭和10	9.20許可	昭和10.9.3 陸軍大臣宛土地使用許可願	6	
50	神社	陸	陸軍科学研究所	東京都	淀橋区戸山ヶ原	昭和10	12.27許可	昭和10.11.20 陸軍大臣宛土地使用許可願。11.1 記念碑設置・加農砲下付	7	
51	校内神社	海	海軍經理学校	東京都	京橋区築地4-1	昭和13	10.23		20	
52	電信神社	陸	電信第一聯隊	東京都 神奈川	中野 相模原	昭和11	5.2許可 8.18鎮座	天照皇大神、聯隊戦病死者・殉職者英霊	陸軍大臣宛土地使用許可願。昭和14.2 相模原に転営	7,46,47
53	神社	陸	軍用鳩調査委員会事務所	東京都	中野	昭和13	7.19許可		昭和13.3.14 陸軍大臣宛土地使用許可願	10
54	憲徳神社	陸	陸軍憲兵学校	東京都	中野区、電信隊跡地	昭和12	以降		憲兵の往くところに必ず憲徳神社在すの印象の涵養	14,48
55	楠公社	陸	陸軍中野学校	東京都	中野区、電信隊跡地	昭和14	以降		13.7 開校、14.4 中野移転。両部鳥居	14
56	桜ヶ岡神社	陸	陸軍輜重兵学校	東京都	目黒区上目黒	大正昭和0916	8.30勸請 4.1遷座	天照皇大神・経津主大神・武甕槌大神	昭15.12 開校	14,49
57	自動車神社	陸	陸軍自動車学校	東京都	世田谷区				大正14.5 開校、昭和16.8 廃校。神明造社殿	14
58	東部第七十二部隊神社	陸	東部第七十二部隊	東京都	世田谷区下馬町	昭和			鳥居1基、吉野桜300本献納	1
59	若松神社	陸	陸軍經理学校	東京都	小平村			豊受大神、応神天皇	昭和17年若松台から小平村へ	18,19
60	雄健神社	陸	陸軍幼年学校	東京都	横山(建武台)	昭和19	11.2	皇祖、諸軍神ノ御霊	19.5.5 地鎮祭	2,18,50
61	氣象神社	陸	陸軍氣象部	東京都	高円寺北	昭和19	4.1	八意思兼命	高円寺南の氷川神社に現存	51
62	雄鵬神社	陸	東京陸軍少年飛行兵学校	東京都	北多摩郡村山村	昭和18	11 祭神調査	靖国祭神	當校内ニ雄鵬神社建設ニ際シ當校出身少年飛行兵ノ靖国神社合祠者ヲ祭神ト致度	2
63	航空神社	陸	立川飛行第五聯隊	東京都	立川市	昭和4	4か	京都北野天神勸請の社を改称	戦後太陽神社と改称	52
64	弥心神社	陸	第九陸軍技術研究所	神奈川	川崎市生田	昭和18		事故死した職員	報奨金により建立	53
65	鳥船神社	海	横浜海軍航空隊	神奈川	横浜市金沢区	昭和13	10	伊勢山皇大神宮の分霊	昭和12.7.9 土地使用認可。現、浜空神社	12
66	追浜神社	海	追浜海軍航空隊	神奈川	横須賀市深浦町5				社殿神明造。社号標現存	15,54
67	横空神社	海	横須賀少年航空隊	神奈川	横須賀市深浦町	昭和9	頃		少年航空兵が建立、神符・お守り	55
68	水雷神社	海	横須賀海軍水雷学校	神奈川	横須賀市田浦町	昭和15	2.11 銘燈籠		社殿神明造。昭和28.7 関東神社鎮座祭	56
69	軍需神社	海	横須賀海軍軍需部	神奈川	横須賀市長浦町1				基礎残存	57
70	一誠神社	陸	横須賀陸軍病院	神奈川	横須賀市不入斗	昭和17	12.8		社号標残存	58
71	稜威神社	陸	陸軍重砲兵学校	神奈川	横須賀市馬堀	昭和14	3.27	伊勢大神宮・明治神宮・香取鹿島神宮	精神修養の明鏡。鳥居・社号標・社殿基礎現存	59
72	浅間神社	海	横須賀海兵团	神奈川	横須賀市泊町				基地内神社、海兵团参拝の記述	60
73	岩崎神社	海	横須賀第二海兵团	神奈川	横須賀市御幸浜	昭和17	以降		岩崎山頂部、昭和37 修復現存	61,100

No	神社名	陸海	学校・部隊名		所在地	創建年	祭神	備考	出典	
74	通信神社	海	海軍通信学校	神奈川	横須賀市久里浜	昭和14	以降	昭和5水雷学校から独立、同14久里浜移転	15	
75	御桶神社	海	大楠海軍機関学校	神奈川	横須賀市大楠	昭和19	8月以降	19.8工機学校分校、20.3機関学校	15	
76	綾瀬神社	海	第二相模野航空隊	神奈川	綾瀬市深谷	昭和20	1.21竣工祭	200余柱の戦没者英霊	19.12.12地鎮祭。35.3現在地に移転	62.63
77	厚木空神社	海	第302海軍航空隊	神奈川	大和市深見	昭和19	11.8	殉職将士、167柱(現、深見神社内靖国社に祀る)	20.8.27霊柩簿・靖国刀を奉遷	62.64
78	細戈神社	陸	陸軍兵器学校	神奈川	相模原市共和	昭和16	7.15	天照大神・武甕槌命・経津主命	昭和20.9兵器学校より現地へ社殿移転	65
79	相模神社	陸	相模陸軍造兵廠	神奈川	相模原市、基地内	昭和17	12.12遷座祭	香取・鹿島神宮の神霊	基地内に社殿現存	66.100
80	電信神社	陸	東部第八十八部隊	神奈川	相模原市南台	昭和11	8.18鎮座		昭和14年中野から転営。昭和11年社号標	7.46.47
81	五八稲荷	陸	歩兵第五十八聯隊	新潟県	高田市	明治41	11か	習志野の八幡稲荷	習志野から移駐時に遷宮	67
82	忠魂祠	陸	歩兵第三十聯隊	新潟県	高田市	昭和3	12.17祓式	靖国神社霊柩(鏡)		2
83	弥彦神社	陸	歩兵第三十聯隊	新潟県	高田市			(戦没勇士の慰霊祭)	上記と同一神祠か	68
84	神社	陸	野砲兵第十九聯隊	新潟県	高田市				「高田陸軍野砲兵第19聯隊見取図」の将校集会所北に「神社(矢場の下八幡)」とある	69
85	昭顕神社	陸	歩兵第十六聯隊	新潟県	新発田市	昭和12	以降		社殿基礎現存	70
86	白翁稲荷大明神	陸	松本歩兵第五十聯隊	長野県	松本市	元和	年間	倉稻魂神	信州大学構内	71
87	大神宮	海	沼津海軍工廠	静岡県	沼津市	昭和18	6以降	(天照大神)	現、金岡護国神社社殿	72
88	彌榮神社	陸	中部第九部隊	静岡県	三島市	昭和15	以前		御影石製鳥居建設	1
89	若桜神社	陸	陸軍少年戦車兵学校	静岡県	富士郡上井出村	昭和18		皇大神宮・鹿島・香取・湊川・四条畷・靖国神社	神明鳥居、神明造、鰹木木6本	17
90	神社	陸	歩兵第三十四聯隊	静岡県	静岡市	昭和7	4.15神劍授与	當隊出身者ニシテ左記連名戦死者ノ英霊ヲ鎮祭	神社建設につき神劍奉戴願	2.74
91	管内神社	陸	陸軍飛行第七聯隊	静岡県	三方原	昭和12	5許可		昭和12.2.4陸軍大臣宛土地使用許可願	8
92	大八洲神社 (防空神社)	陸	千葉陸軍高射学校 浜松分教所	静岡県	浜松市追分町	昭和18	以降		昭和18年濱松分教所開設。神明鳥居2基、神明造社殿	17.73
93	岳南神社	陸	歩兵第二百三十聯隊	静岡県					No.90の神社との関係不明	74
94	神社	海	海軍航空隊藤枝基地	静岡県	藤枝市	昭和19	1以降		昭和19.1基地建設開始。施設図に「神社」	75
95	大神宮	陸	歩兵第七聯隊	石川県	金沢市			昭和4.11靖国神社霊代配祀(歩七戦病死者・殉職者)		2.76
96	歩七忠魂社	陸	歩兵第七聯隊	石川県	金沢市				「至誠通神」碑、「日露戦役凱旋記念月桂樹」碑(以上、石川県護国神社境内に移設)	76
97	燦敷神社	陸	第九師団山砲聯隊	石川県	金沢市	昭和5	8.5祓式	靖国神社霊柩(鏡)	昭和5.10.12大祭、遺族・聯隊全員参拝	2.76
98	輻敷神社	陸	第九師団輜重兵聯隊	石川県	金沢市	昭和10	10.14	靖国神社神霊と同隊関係神霊593柱	昭和24年平和神社と改称し功久神社・貴敷神社・燦敷神社を合祀	76
99	功久神社	陸	第九師団工兵聯隊	石川県	金沢市					76
100	貴敷神社	陸	第九師団騎兵聯隊	石川県	金沢市					76
101	管内神社	陸	歩兵第六十八聯隊	岐阜県						77
102	肇国神社	陸	岐阜陸軍航空整備学校	岐阜県	各務原	昭和18	3以降		昭18.3開校	14

No	神社名	陸海	学校・部隊名		所在地	創建年	祭神	備考	出典
103	彌健神社	陸	歩兵第十八聯隊	愛知県	豊橋市	昭和 8 4	靖国神社霊靈(劍)	鳥居・国旗掲揚塔	2,76
104	豊秋津神社	陸	豊橋陸軍教導学校	愛知県	豊橋市	昭和 2 9.1 奉祀祭	皇大神宮・明治神宮を主神、昭和7年戦病死者を合祀	社号標が進雄神社に現存	78
105	校内神社	陸	豊橋陸軍教導学校	愛知県	豊橋市	昭和 13 7 建設認可		昭和 13.3.6 校内神社敷地使用伺	10
106	雄健神社	陸	豊橋陸軍予備士官学校	愛知県	豊橋市	昭和 14 10 以降		昭和 14.10 開校	78
107	隊内神社	海	第二岡崎海軍航空隊	愛知県	碧海郡上郷村	昭和 19 8 以降		昭 19.8 開隊。神明造小祠、鏝木 5 本	15
108	旌忠神社	陸	名古屋陸軍幼年学校	愛知県	東春日井郡篠岡村	昭和 16 2.12 鎮座祭	本校関係靖国ノ英霊ヲ奉祀	護国神社官司鎮座祭を執行し 46 柱を奉祀	18,79
109	大八洲神社	陸	中部第一部隊	愛知県	名古屋市?			昭和 14.15 年に植林・鳥居建設	1
110	冲原神社	陸	飛行第三聯隊	滋賀県	八日市市	大正 14	伊勢皇大神宮	昭和 2 年冲原神社と改称	80
111	(神社)	海	滋賀海軍航空隊	滋賀県	滋賀郡下坂本村	昭和 19 8 以降		昭和 19.8.15 三重空滋賀分遣隊独立	15
112	際川神社	海	大津海軍航空隊	滋賀県	大津市		大津海軍航空隊の守護神	戦後地主神社に移転	81
113	鈴空神社	海	鈴鹿海軍航空隊	三重県	鈴鹿			庁舎手前左手に鎮座	82
114	躰躰丘神明社	海	海軍機関学校舞鶴校舎	京都府	舞鶴	昭和 10 6.17	皇大神宮特別大麻を奉鎮	総白木神明造	20
115	招魂社	海	海軍機関学校舞鶴校舎	京都府	舞鶴	昭和 10 6.17	本校出身殉国ノ英霊 95 柱	神明社と同一玉垣内、末社	20
116	鎮國神社	陸	歩兵第二十聯隊	京都府	福知山		天照大神・誉田別命英主・明治天皇、將兵の英霊。「連隊の守り神」	終戦後市内の一宮神社へ奉遷	83
117	報国神社	陸	大阪陸軍幼年学校	大阪府	南河内郡千代田村	昭和 16 5.14 鎮座祭		靖国鳥居。千早神社神主鎮座祭執行	18,84
118	神社	陸	大阪陸軍兵器支廠禁野倉庫	大阪府		昭和 12 3.22 認可	皇祖ノ神靈	昭和 12.1.16 陸軍大臣宛土地使用伺	8
119	団内神社	海	大阪海兵团	大阪府	住吉区杉本町	昭和 19 11 完成		団内神社完成記念スナップ	15
120	管内神社	陸	中部第二十二部隊	大阪府	東区法円坂町	昭和 17 1.28 授与	靖国神社大麻下付、殉国ノ英霊		2
121	(神社)	海	田辺海兵团	和歌山	田辺市文里	昭和 20 2.1 以降		昭和 20.2.1 開団。靖国鳥居	15
122	御稜威神社	陸	歩兵第二十一聯隊	島根県	浜田	昭和 7 7.7 鎮座祭	伊勢神宮祭神・物部神社祭神・靖国神社祭神	妻入社殿	88
123	八方園神社	海	海軍兵学校	広島県	江田島	昭和 3 11.23	神宮別大麻ヲ奉安シテ天照皇大神ヲ祭ル	皇大神宮遷宮檜材	20,21,86
124	大原神社	海	海軍兵学校大原分校	広島県		昭和 19 10 以降		八紘園の奥に大原神社	20,21
125	肇國神社	陸	広島陸軍幼年学校	広島県	広島市(20.6 疎開)	昭和 13 4.30 鎮座祭	靖国神社祭神。広幼出身の戦死病没者の霊	20.8.28 復命第二号「御神体ハ…奉焼ス」	2,14,18,85
126	大和神社	陸	西部第十部隊	広島県		昭和 15 頃		紀元二千六百年記念事業	1
127	船舶神社	陸	陸軍船舶幹部候補生隊	広島県	広島市宇品	昭和 18 12 以降		昭 18.12 開校	14
128	六号艇神社	海	海軍潜水学校(大竹)	広島県	大竹市	昭和 17 11 以降		昭和 17.11 呉から大竹に学校を移す	15
129	(神社)	海	海軍潜水学校柳井分校	山口県	熊毛郡平生町				87

No	神社名	陸海	学校・部隊名		所在地	創建年	祭神	備考	出典	
130	岩国神社	海	海軍兵学校岩国分校	山口県	岩国市	昭和18	12以降		白木鳥居、流造小祠	20,21
131	若潮神社	陸	船舶特別幹部候補生隊	香川県	小豆郡瀨崎村	昭和19	6		白木鳥居靖国、小祠に千木燹木	14,17
132	丸亀招魂社	陸	歩兵第十二聯隊	香川県	高松市讃岐宮別宮				明治10招魂社、昭和16護国神社	89
133	忠魂社	陸	歩兵第二十二聯隊	愛媛県	松山市	昭和5	5.30鎮座祭	祭霊は故陸軍歩兵中佐上村長治他四千柱	将校集会所手前	90
134	忠魂社	陸	歩兵第四十四聯隊西部第三十四部隊	高知県	高知市	明治38	3.19招魂式	遠藤中佐以下千五十三名、其後大正三乃至九年戦役ニ至ル迄數回ニ亘リ合祀セル者総員一千八百二十一名ニ及フ	大正13靖国神社から神剣一口下付	1・2
135	神殿	陸	歩兵第四十七聯隊	福岡県	小倉	大正1			御大葬儀参列記念と一般敬神の念養成	3
136	宮内神社 勝山神社	陸	小倉歩兵第十四聯隊	福岡県	小倉	昭和8	4	(慰霊祭写真) 聯隊長栗田小三郎創設。天照皇大神・香取・鹿島・乃木神社、上海事変26勇士ら864柱合祀	昭和7年上海事変戦没者慰霊祭	16,91
137	掘出稻荷神社	陸	歩兵第二十四聯隊	福岡県	福岡市	大正年間		倉稻魂神(宇迦之御魂神)		92
138	宮内神社	陸	久留米師団各部隊	福岡県		昭和15	頃			1
139	忠魂祠	陸	工兵第十八大隊	福岡県	久留米市	昭和3	11.16竣功			2
140	雄健神社	陸	久留米陸軍予備士官学校	福岡県	久留米市	昭和16	12.28鎮座祭	20.8.29昇神	鳥居木造神明、千木・燹木4本	93
141	制空神社	陸軍	大刀洗陸軍飛行学校甘木生徒隊	福岡県	朝倉市甘木	昭和18	11.7鎮座祭			94
142	針尾神社 十方園神社	海	海軍兵学校針尾分校	長崎県	針尾海兵団隣接	昭和20	4以降			20
143	招魂祠	海	大村海軍航空隊	長崎県	大村市	昭和2		当隊開設以來ノ殉職者ノ霊ヲ祀ル	大正11.12.1開隊	13
144	雄健神社	陸	熊本陸軍幼年学校	熊本県	熊本市清水町	昭和15	8.5許可 10.15招魂式	英霊ノ神(熊幼出身者の御霊)	昭和15.3熊本城内から清水台に移転。20.8.28御神体奉焼。北熊本駐屯地内	11,18,19,96
145	宮内神社	陸	熊本陸軍予備士官学校	熊本県	熊本市				昭和8設立	14
146	神社	陸	熊本聯隊区司令部	熊本県	熊本市	昭和15	頃	当司令部出身戦没者ノ英霊ヲ合祀	敬神崇祖ノ念ヲ高揚	1
147	神社	海	宇佐海軍航空隊	大分県	宇佐市				昭和14.10開隊	95
148	回天神社	海	大神突撃隊	大分県	速見郡日出町大神	昭和20	4以降		昭和20.4.25発足。戦後住吉神社に遷座	98
149	建國神社	陸	西部第十八部隊	鹿児島県		昭和15	頃	天照大神・瓊瓊杵尊・彦火火出見尊・神武天皇・明治天皇竝ニ鹿児島縣下五百八十四柱ノ御祭神	部隊將兵ノ敬神思想ノ涵養ニ資ス	1
150	特攻神社	海	出水海軍航空隊	鹿児島県	出水市知識町	昭和18	4開隊頃か		昭和18.4開隊、平成2年再建	97

出典

- 1 「紀元二千六百年祝典記録」第九冊
- 2 靖國神社庶務書類
- 3 陸軍省大日記類、大日記乙輯大正二年(防衛研究所所蔵、以下同じ)
- 4 軍省大日記類、大日記乙輯大正十五年
- 5 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和九年
- 6 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十年
- 7 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十一年
- 8 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十二年
- 9 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十三年
- 10 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十四年
- 11 陸軍省大日記類、大日記乙輯昭和十五年
- 12 公文備考・昭和十二年K土地貸与巻五、防衛研究所所蔵
- 13 公文備考・土木四・巻九七、防衛研究所所蔵
- 14 ノーベル書房編集部『軍服の青春 陸軍編』ノーベル書房一九七九
- 15 ノーベル編集部『わが海軍』ノーベル書房一九八〇
- 16 ノーベル書房編集部『陸軍郷土歩兵聯隊 写真集わが聯隊』ノーベル書房一九七九 六版
- 17 毎日出版企画社編『別冊一億人の昭和史 陸軍少年兵』毎日新聞社一九八一
- 18 石井幸雄編集『写真集陸軍士官学校』秋元書房一九九二再版
- 19 山崎正男編『陸軍士官学校』秋元書房一九六九
- 20 宮内寒弥他『海軍兵学校・海軍機関学校・海軍経理学校』秋元書房一九八四 二版
- 21 石井幸雄『写真集海軍兵学校』秋元書房一九九〇
- 22 示村貞夫『北海道護国神社史』北海道護国神社一九八一
- 23 編集委員会『岩手県郷土将兵の記録』同刊行委員会一九七八
- 24 重陽会『歩兵第四聯隊史』一九七四
- 25 松下芳男編『山紫に水清き』一九七三
- 26 「雲雀原神社の由来と変遷」「雲雀原神社」(原町市立博物館提供)
- 27 木村栄作編『天と海』一九八八
- 28 水戸陸軍航空通信学校跡碑建設委員会・水戸つばさの塔奉賛会『魁』一九八三(奉賛会事務局長佐藤幸一氏提供)
- 29 友部町教育委員会生涯学習課『筑波海軍航空隊―青春の証―』二〇〇〇
- 30 小川町『小川町史』一九八二
- 31 「霞空十年史」廣岡写真館一九三二(阿見町の赤堀好夫氏提供)
- 32 「駐屯地の史跡案内」陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班提供
- 33 「阿見と子科練」阿見町二〇〇二。同書編集委員赤堀好夫氏のご教示
- 34 美浦村文化財センター川村氏のご教示、水盤銘
- 35 つくば市生涯学習文化財課中根正明氏のご教示と現地調査
- 36 宇都宮市教委大塚雅之氏のご教示と現地調査
- 37 桜武記念館所蔵資料
- 38 堀山久生『館林の空』二〇〇二
- 39 「陸軍高射学校歴史」防衛研究所所蔵
- 40 大竹典夫「木更津航空神社由来」、海老根功編『千葉県の忠魂碑』、陸上自衛隊木更津駐屯地提供資料
- 41 三尻の英霊刊行会『三尻の英霊』三尻仏教会一九八三、金鑽俊樹氏・八幡神社宮司のご教示、現地調査
- 42 陸軍豫科士官学校高等官集會所著『振武臺の教育』一九四四
- 43 「陸軍士官学校歴史」防衛研究所所蔵
- 44 近歩二会『或る近衛聯隊の記録』一九九五
- 45 工兵第一大隊將校集會所著『工兵第一大隊歴史概要』一九二八、赤羽招魂社奉賛會編『工兵第一大(連)隊史』一九八四
- 46 日本工兵写真集編集委員会『日本工兵写真集』原書房一九八〇
- 47 山西友の会『萬里一條鐵 隊史編』一九八八
- 48 「陸軍憲兵学校要覽』一九四四、防衛研究所所蔵
- 49 「昭和十五年十二月起 陸軍輜重學校歴史」防衛研究所所蔵
- 50 東幼史編集委員会『東京陸軍幼年学校史 わが武寮』東幼会一九八二
- 51 中川勇編『陸軍氣象史』同刊行会一九八六、原見敬二「氣象神社」(「海の氣象」Vol.4 No.4 一九五五)
- 52 立川市と写真銘鑑頒布會『立川市と写真銘鑑』一九四二、白川重敏氏のご教示による
- 53 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』芙蓉書房出版二〇〇一
- 54 追浜地域文化振興懇話会『海軍航空技術廠と横須賀航空隊』一九九七
- 55 「讀賣新聞」神奈川讀賣昭和九・七・十三付
- 56 「関東自動車工業15年史」関東自動車工業一九六三
- 57 「田ノ浦建築物位置及機械配置圖」年不詳、防衛研究所所蔵
- 58 中央地域文化振興懇話會編『よこすか中央 碑を歩く』一九九三
- 59 倉谷三男四郎編『陸軍重砲兵学校史』同史編集委員会二〇〇一、重砲兵物語」(「倍行」四五―号一九八八)、創立五十周年記念事業委員會編『創立五十周年記念 重砲兵学校回顧史』

- 60 野口富士男『海軍日記』文藝春秋一九八二
- 61 海上自衛隊横須賀教育隊から資料提供
- 62 海老根功『神奈川県忠魂碑等調査集』靖國神社社務所一九九六
- 63 綾瀬市生涯学習課市史文化財担当『市史だより』第二九号二〇〇六
- 64 山口正男『深見神社境内にある靖國社の由来について』(『大和の文化と伝説』第五集、大和市教育委員会一九七二)
- 65 陸軍兵器学校「細戈神社二關スル綴」相模原市立博物館所蔵
- 66 相模陸軍造兵廠「相模神社造營出来記」一九四三(相模会山下武男氏提供)
- 67 編集委員会「高田歩兵第五十八聯隊史」一九八二
- 68 朝香進一『初年兵日記』鵬和出版一九八二
- 69 「高田陸軍野砲兵第19聯隊見取図」陸上自衛隊高田駐屯地提供
- 70 野崎武編『新発田連隊史』新発田連隊史刊行会一九八四。新発田駐屯地写真提供
- 71 藤原英夫「教育基本法と憲法政教分離原則の新しいケース」(『帝京大学文学部紀要』教育学二九、二〇〇四)
- 72 『沼津市史』資料篇近代二(二〇〇二)、木口亮「沼津市明治史料館通信」第七四号二〇〇三
- 73 防衛研究所所千葉陸軍高射学校蔵濱松分教所資料
- 74 歩兵第二百三十連隊第五中隊編『道しるべ』一九九〇、静岡聯隊史編集会『歩兵第三十四聯隊史』静岡新聞社一九七九
- 75 「航空基地関係施設設図(藤枝)」防衛研究所所蔵
- 76 元康宏史『軍都の慰霊空間』吉川弘文館二〇〇二
- 77 「歩兵第六十八聯隊兵營繪葉書」(岐阜県図書館デジタルライブラリー)
- 78 高士会「嗚呼、豊橋―学校所在碑除幕記念誌―」一九九五(元康宏史氏のご教示による)。豊橋会「豊橋―青春と運命―」一九八〇
- 79 名幼会「名幼校史」一九七四
- 80 「冲原神社由来」碑、甲津義彦氏のご教示
- 81 酒井神社HP
- 82 鈴鹿海軍航空隊を偲ぶ会「鈴鹿海軍航空隊配置図(昭和18年当時)」一九七六、防衛研究所所蔵
- 83 編集委員会「福知山連隊史」一九七五
- 84 編集委員会「大阪陸軍幼年学校史」阪幼会一九七五
- 85 「鯉城の稚校―広島陸軍幼年学校史―」広幼会一九七六
- 86 鎌田春雄「法令上ヨリ見タル神社」(海軍兵學校歴史資料三、一九四二)
- 87 一四奈良会編「われらの軌跡―奈良空14期生のあゆみ―」一九八八
- 88 一ノ瀬俊也「日本陸軍と、先の戦争」についての語り―各連隊の「連隊史」編集

をめぐって」(『史学雑誌』第一二編第八号二〇〇三)、歩二一會編集、発行「濱田聯隊史」一九七三

- 89 歩十二編集委員会「歩兵第十二聯隊百年祭記念誌 思出之記」歩十二会一九八五
- 90 松山歩兵第二十二聯隊「歩兵第二十二聯隊歴史」一九三九
- 91 編集委員会「歩兵第十四聯隊史」一九八七
- 92 鹿児島大学西村明氏のご教示
- 93 久留米第一陸軍予備士官学校「昭和十六年八月以降 學校歴史」
- 94 少年飛行兵第十五期生大刀洗会編集・発行「飛翔への青春 大刀洗陸軍飛行学校 甘木生徒隊の記録」
- 95 今戸公德「宇佐海軍航空隊始末記」光人社二〇〇五
- 96 深瀬和巳編著「熊本陸軍幼年学校」熊幼会本部一九九八
- 97 田上敬一「特攻神社由緒記」
- 98 国立歴史民俗博物館「戦争体験の記録と語りに関する資料調査4」二〇〇五
- 99 陸軍航空士官学校史刊行会「陸軍航空士官學校」一九九六
- 100 現地調査

(追記)

入稿後、春日恒男氏から「航空神社小史」(『文化資源学』第6号、二〇〇八)を拝受した。本稿でも取り上げた陸軍航空士官学校の航空神社についての詳細な論放である。また、二〇〇七年二月に松本五十聯隊の白翁稻荷神社が東京高裁判決を受けて、二〇〇八年六月には横浜海軍航空隊の鳥船神社(浜空神社)が浜空会の高齢化により、それぞれ撤去移転された。両社ともに取り壊しを免れたことは幸いであったが、この事例は他にも起こりうることであり、管内神社等の全国的な調査研究が急務であるという思いを強くしたことであった。

(神奈川県立神奈川総合高等学校教諭、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇〇七年四月三〇日受理、二〇〇八年一〇月三日審査終了)

The Construction of Military Shrines

SAKAI Hisayoshi

Shrines built on military land and naval vessels by the former Japanese military went by several names in Japanese, including “einai jinja”, “konai jinja” and “teinai jinja”. Deities and those who died or were wounded in war were worshipped in these shrines, which, according to law, should have been called “jingi”. This paper explores why the military built these shrines, how they functioned and how they met their end. It also attempts to uncover the significance of the construction of shrines dedicated to the war dead in the context of “shokonsha”, “gokoku shrine”, “Yasukuni Shrine” and “cenotaphs (chukon-hi)” which were shrines dedicated to the souls of those who lost their lives for their country, and various other memorials. Virtually no records survive of these military shrines, nor is there much history of research on this subject. Today, most have faded into oblivion leaving no trace, with but a few skeletons remaining. As a result, these military shrines and the war and military life seen through them remain solely in the memories of the dwindling number of those who were in the military. It is through these few records and oral histories that this paper explores the significance of the existence of these shrines.